

砥 部 町 議 会
平成 1 7 年 第 2 回 定 例 会
会 議 録

平成17年第2回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成17年6月6日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成17年6月6日 午前9時 議長宣告	
応招議員	1 番 山口元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 大野和博 13 番 中島博志 14 番 田室博志 15 番 平岡文男 16 番 山本典男 17 番 玉井啓補 18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の18名	
欠席議員	なし	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職、 氏名	町 長 中村剛志 助 役 柳田 穫 収入役 佐川秀紀 教育長 佐野弘明 総務課長 明賀 徹 企画課長 藤田正純 監理財政課長 松下行吉 税務課長 相田由紀夫 住民サービス課長 丸本正和 民生こども課長 正岡修平 生きがい推進課長 松村昇二 健康づくり課長 佐野恵美 学校教育課長 大西 潤 生涯学習課長 大野哲郎 広田支所長 上岡洋一 環境保全課長 日浦昭二 商工観光課長 西崎 悟 農林課長 大内久利 建設課長 萬代喜正 下水道課長 東岡秀樹 水道課長 辻 充則	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	5 番 中 村 茂 6 番 西 村 良 彰	

平成17年第2回砥部町議会定例会

平成17年6月6日(月)

午前9時00分開会

○議長(田室博志) ただいまから、平成17年第2回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

日程第1 行政報告

- 議長(田室博志) 町長挨拶及び日程第1、行政報告を行ないます。中村町長。
○町長 (挨拶、別紙のとおり)
○議長(田室博志) これで行政報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(田室博志) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番中村茂君、6番西村良彰君を指名します。

日程第3 会期の決定

○議長(田室博志) 日程第3、会期の決定についてを議題とします。おはかりします。本定例会の会期は、去る5月31日開催の議会運営委員会において、本日から10日までの5日間とすることに決定しました。これに異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月10日までの5日間と決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長(田室博志) 日程第4 諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に監査委員より、第1回定例会での報告以降、4月末日までの例月出納検査及び議会事務局、総務課の定例監査の結果について、良好であった旨の報告がありました。これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（田室博志） 日程第5、ただいまから一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、質問要点を簡潔に要領よくまとめて質問されるようお願いいたします。議員各位のご協力をお願いいたします。それでは、議席順に質問を許します。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） おはようございます。4番、土居美智子でございます。以前からずっと続けております公共下水道事業について町長にお尋ねしたいと思っております。平成16年7月、下水道政策研究委員会が検討しました、下水道を取り巻く社会情勢という報告がなされております。下水道財政・経営の今後の方向を示した内容ですが、私なりに読んでみました。下水道政策研究委員会は3つの小委員会が設置されそれぞれの課題が検討されています。その中の一つ、下水道財政・経営論・小委員会でのレポートですが、そのメンバーは、大学教授をはじめ、大都市の部長、局長クラスに総務省、国土交通省の関係課長という顔ぶれです。メンバーを見るだけでもいかに下水道事業が逼迫しているかがうかがい知ることができます。内容から、すでに私たちが質問を繰り返してきた財政の苦悩がありありと見えます。借入金残高の推移をみましてもけして減少する様子はみられません。また、下水道管理費のうち、起債元利償還費は、こちらも増加の一途です。その中のアンケートの結果を見ますと、下水道事業に対する国の補助が縮小した場合、事業継続のため、地方単独費を投入しても完了を目指すか答えた自治体はわずか3%です。また9割の自治体は国庫補助金が削減あるいは廃止された場合、必要な財源を確保できないと回答しています。国は三位一体改革により国庫補助金、地方交付税交付金の削減等をうちだし、これによりますます苦しい状況となることは必至です。つい先日の新聞報道にもあったように、公共事業費の縮小が提案されています。当然、下水道予算額も大幅に削減され、18年度の予算は15年度と比較すると6割ほどになると予測されています。この報告書には大変重要な箇所があります。それは、下水道管理者は、下水道使用者、住民、議会に対して、事業計画、下水道使用料算定根拠等を理解しやすい形で分析、開示することが不可欠であり、十分な説明を行なうことを抜きにして事業の円滑な運営はできないということを再確認すべきであると警告しています。未着手の自治体は、事業着手の判断にあたり、維持管理費、起債元利償還費の規模、確保すべき下水道使用料の収入、下水道事業に対する一般会計負担規模等の収支予測をしっかりと見通さなければならない。また、下水道事業は、地方財政法で地方公営企業として位置づけられており、独立した企業としての自覚をもって経営に取り組まなければならないと述べています。これらの報告書は町長の手元にも届いているのではないのでしょうか。もう一度読み返され、再考されるべきではないかと考えます。なぜ、住民を抜きにして、急いで実行されるのでしょうか。また、企業会計の導入はどう考えておられますか。町長のご答弁をお願いいたします。

次に原町の老人憩いの家の改修やシルバー人材センター事務所の解体計画に関して、シルバー人材センター事業に対してお伺いいたします。先日の行財政改革推進会の席で

ある委員が示した、砥部町の超高齢化時代は緊急の課題であると訴えておりました。いま、世の中2007年問題がクローズアップされています。ご存知のとおり、団塊の世代が退職する年代になったことにより、働き手が希薄になり、税収入は減、高齢者が増大することで、国民健康保険・老人保健・介護保険増の図式が出来上がります。もちろん砥部町も論外ではありません。2025年には1人の高齢者を1.9人で、2050年では1.4人で支える世界がくるのです。私はいまこそシルバー人材センターが主役であると思います。シルバー人材センターに関する法律を見ても、定年退職者、高齢退職者の希望に応じた就業うんぬんと続きまして、就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、その就業を援助し、これらのものの能力の積極的な活用を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とするとあります。そこで私は、近隣自治体のシルバーセンターの状況をレポートしました。いずれのセンターも事務局スタッフの賃金は行政より保証され、中には時間外も支給されていました。もちろん事務所にかかる費用は、すべて行政からでています。とても補助金なしではやっていけませんよとのお話でした。その席で、砥部シルバーセンターの状況を説明するまでもなく、それぞれから砥部さんはもう法人化するべきではないでしょうかと先手を打たれました。しかし、法人化するためには、まず、砥部町より一定の補助金を確保する事が条件であるとも聞いております。16年度の事業実績は、1億1,200万円。今年6月25日の支払額が1,300万円と聞いております。事務局は資金繰りに苦悩し、繰上げ決済を頼まざるを得ない状態です。仕事内容が大きくなればなるほど運営費用も、日々の事務管理も増大し、月々の運営は苦しいのです。町長はこのような悩みをもつシルバー人材センターの位置づけ、活用等どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。いま、このシルバーセンターが高齢の方たちの心のよりどころであり、生活の場でもあります。まして、生きがいを見出し、元気で労働を提供し、なおかつ喜んでいただくという満足を得る。このことは、介護保険、老人保健に大きな影響を与え、砥部町に対しても大きく寄与していると考えます。高齢者が健康でその人らしく暮らしを続けていくには、地域、地域で生きがいや働きがいのある居場所や機会があることが必要です。その意味で、町の設計も非常に大切なものです。高齢社会にふさわしい暮らし方や働き方、町のあり方を考える政策がポイントであると考えます。町長のご所見をお願いいたします。

続いて愛媛県は、県武道館のずさん工事をおこなった共同企業体と管理担当の建築事務所に補修工事を命じ、施行不良のあった副道場の耐震強化補修工事が始まったようです。平成13年3月の芸予地震により、砥部町文化会館の天井が落ちた事件がありました。落成式を間近に控えてのことだったと記憶しております。砥部町文化会館は震度7まで耐えることができる建物であるという自慢できる建物であったはずですが、以前、建築現場監督の有資格者の質問があったとき、行政側は10億円を越す大きい建築はめったになく、現場監督は業者に任せればよいとの回答であったと記憶しています。ところが今回の県武道館工事のようにゼネコンによる共同企業体であっても手抜き工事が発生します。やはり発注者側に監督・検証するいわゆるわかる者がいないということは非常に危険であるということです。砥部町においての天井落下は原因がなんであったのか、

手抜きではなかったのか。この修復のための費用は誰が払い、金額はいくらでしたか。また責任はどのような形で誰が取ったのでしょうか。この事件の後、中村町政が誕生しましたが、今後もこの類の事故が発生しないと言い切れません。このような不測の場合の対策としてどのような考えをお持ちでしょうか。中村町長にご答弁をお願いしたいと思います。以上3点について質問いたしました、これで終わります。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまの土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず、公共下水道事業についてでございますが、下水道政策研究委員会がとりまとめた「下水道を取り巻く社会経済情勢と下水道財政・経営の今後の方向」の中間報告書を私も何度も読まさせていただきました。大変厳しい財政状況の中で、下水道を取り巻くいろいろな問題点を検討・分析し、将来の下水道のあるべき姿や財政・経営の取り組む方向を示しており、下水道事業を推進するための指針となる内容であるというふうに思っております。これから事業推進する本町にとりまして、この報告書は大変参考になるものであるというふうに思っております。皆様もご存知のとおり、下水道は健康で文化的な生活を送るといふ、国民の基本的権利としての認識が定着しており、また、下水道は1自治体のためだけではなく流域全体の水環境、生命、財産を保全するため不可欠な施設であります。全国のほとんどの自治体が今後も下水道事業を促進し、その財源を国が支援すべきであるといっております。また、本町におきましても、平成2年、平成5年、平成13年にアンケートを実施し、その結果、快適な生活環境にするには、下水道が必要という意見が上位を占めております。すでに重信川流域の各自治体においては、供用が開始されているところであります。企業会計の導入については、事業の計画性、透明性の確保、公費で負担すべき部分の明確化に向けて有効な方式であるというふうに思っております。いま、総務省において、地方公営企業の会計基準等について検討中であり、経営状況がより明確に示される会計システムが確立した時点で導入を検討したいというふうに思っております。いずれにいたしましても、下水道事業の最終的な目的はきれいな川にして、これを子孫に残すということであり、公共下水道事業は本町にとって必要な施設であることから、大変、厳しい財政事情の中ではありますが、住民の皆様とともに事業推進を図っていきたくと考えております。

次に、砥部町シルバー人材センターの活用、援助についてのご質問でございますが、シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置され、事業の理念は、自らの生きがいの充実や、社会参加を希望する高齢者に対し、日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を、組織的に把握し、提供する高齢者の自主的な団体とされております。砥部町シルバー人材センターにおいては、自ら業務の開拓に努め、受託収益が順調な伸びを見せており、その努力に敬意を表する次第であります。本町も、庁舎清掃業務や施設の草刈等の業務委託、運営補助、また、事務所スペースの提供などを通して支援をいたしております。今後も、委託する業務については、それを生活維持の手段としている雇用労働者や自営業者の就業分野などに配慮しながら、検討を続けていきたいと考えております。

3番目の責任の取り方と人材育成についてのご質問にお答えします。平成13年3月24日発生の芸予地震による砥部町文化会館の天井落下の件について、原因と手抜き工事ではなかったのかとのご質問ですが、原因や経費等につきまして、平成13年6月の全員協議会の場で、ご報告をさせていただいております。直接的な要因は、天井裏などの隠れた位置に取り付ける細長い材である野縁と野縁受を接続しているクリップが外れて、野縁と天井ボードが落下したものでございます。この工事は、設計図書である平成9年度版の「建築工事共通仕様書」により施工されております。ホールは、音響や照明効果に配慮した大空間の天井として連続曲面形状にしているため、特に留意して施工計画段階から綿密な検討を重ね、施工しておりました。しかし、地震で非常に激しい水平方向や垂直方向の揺れがホール中央部に集中したため、落下に至ったと確認しております。設計段階の確認事項として、一次設計では、中地震に対し、構造体は、変形しても元に戻る「弾性範囲」で多少軽微なひび割れが生じる程度で、建物使用に支障のない状態で設計をされております。二次設計では、大地震に対し、構造体に部分的な損傷があっても建物は崩壊しない。すなわち、建物に損傷はあっても、倒壊なく人命保護を図るという設計になっております。以上のことから部分的な損傷はありましたが、手抜き工事や瑕疵によるものではないとご理解をいただきたいと存じます。次に復旧の費用及び責任の関係でございしますが、この建物は、建築基準法により構造計算され、愛媛県建築主事の審査を受けて確認済みとなり、建築中は、設計監理業者に随時指導監理させまして、適切に建築されたものであるため、責任は問えないと判断されました。この被害は、施工技術等に起因するものでなく、地震により想定できない力が部分的に加わって発生したものであり、県の完了検査や町の受取り検査後まもなくの時期ではありましたが、一次及び二次復旧により補強工事をいたしました。そして、業者の瑕疵担保責任は問えないとの判断により、町が869万4千円を支払いました。最後に、このような不測の場合の事故対策でございしますが、本町の場合は、事案件数及び人件費等の問題もあり、建築士は置いておりません。建築士を配置している市町に確認しましても、大規模な工事の場合は、ほとんどが外部発注で行われているのが実情であり、本町においては今後も建築士をおく予定はございません。設計監理を業者委託する場合における業者選定におきましては、今後とも信用や実績のある業者を選定することで対応したいと考えておりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。以上で、土居美智子議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） いま町長の答弁にありましたように、確かにこの報告書は下水道工事を推進するが為の報告書であります。しかしその中で、私たちが非常に気にしなければならないこともたくさん報告されています。私が、なぜ毎回、毎回、この下水道工事について質問するかという意味ですけれども、それは、いままで我々に対して説明していただきました説明書の中に、非常に私が理解できない部分は何点かあります。その部分について町長にご質問したいと思っております。まず公共下水道の特別委員会の中で、公共下水道と合併浄化槽の経済比較の検討結果表がありましたが、その中で言葉の意味

がわかりませんでした。家屋相当数とは何を表しているのか、家を数えるのに、相当数という表現ができるのかどうかという疑問でしたので、私は尋ねてみますと店舗、事業所等を換算したという回答でした。もし、そうだとすれば、事業所分を家屋相当数として換算し、その数で計算した浄化槽事業費はまったく当てはまらないものとなります。なぜなら、従業員が100人の事業所として考えますと、事業所の浄化槽は家庭用の5人槽を20基設置するのではなく、100人槽を1基設置したらよろしいのです。それゆえにこれらの計算は架空のものとなると考えます。また、管渠の長さも計算してみました。12地区の合計で計算しますと家と家を繋ぐ管渠の長さが8メートルです。例えば2倍したとしても16メートルです。まだひどい地区は上原町、川井で隣家までの距離が1.6メートルしかありません。まだ、大切な事は比較表の中に認可区域がないということです。人口密度が44人では採算がとれないことは、すでに私が以前から申し上げております。戸数で計算すべきなのです。ここで、私が試算しました分を少し紹介したいと思います。以前の質問の中で1ha、3,500万の工事費という回答をいただいておりますので、それを人口密度44人で計算してみますと、一家族が1人の場合、戸数は44です。3,500万円を44で割りますと約80万円。合併浄化槽が5人槽で1基88.8万円としてありましたから、下水道が安くなります。一家族3人として計算して約15戸数、同じく計算すると233万円となります。例えば2人として計算しても約159万円です。認可区域においても、経済性を検討すべきではないでしょうか。資料の財政計画表の中で、起債償還費と交付税措置額の欄があります。よく観察しますと、起債償還費の半分が交付税措置額となっています。しかもこの分については、町の負担がないという計算になっています。しかし地方交付税制度は、基準財政需要額に対して収入不足分を補うのが趣旨であり、交付税措置額全額が交付されるのではないと考えます。私が、計算してみますと砥部町の15年度の財政力指数は0.507でした。四捨五入して0.51と計算しましても交付税措置額は96億5,800万円と計算すると、これは表の中に数字がでておりますので、交付される金額は47億3千万円あまりではないのでしょうか。差額の49億円余りは一般財源からの繰出で補うこととなります。町実質負担額にこの49億円をプラスする必要があると考えます。ただ私は素人ですから、これらの理解の仕方が間違っているかもしれません。間違っていたとしたら、ぜひ、訂正していただきたいと思います。この計算をみなさんでやってみていただきたいと思います。以上、いくつかの観点からして、説明資料としての信憑性が非常に薄いと考えまして、私は、この私たちに説明いただきました資料にのって、住民に説明されるのはまったく納得ができません。住民に説明されるときは、もっと具体的に受益者負担費、下水道使用料金、この内容の明細汚水処理原価、維持管理費等を細かく開示し、理解を求めるべきです。質問します。計画の基本数値である日最大汚水量、日平均汚水量、処理人口、処理面積、以上の計画値をお尋ねします。町長のご答弁をよろしく願います。

次にシルバーセンターのことですけれども、確かに経営状態は、仕事の内容は、非常に大きなものがあります。町からもいくらかの仕事がでておるようですけれども、私が

尋ねてみましたところ、民間企業からの受注額が非常に大きく、公共事業からの10倍にもなります。公共事業からの受注は非常に少なく、民間事業からが非常に大きい、これは多くの大きな信頼を得ているからだと思います。また、砥部町において、シルバー人材センターが先程質問もいれましたけれども、法人化する問題について、町長のご答弁がなかったと思いますが、これに対しては、町からも大きな補助が必要となりますが、これだけの大きな事業をする団体が、この砥部町にはたしていくつあるのでしょうか。私は、シルバー人材センターの活動が、いかにこの砥部町の高齢者の拠り所になっているのか。これは私が訪問しました自治体の職員も自分がシルバーセンターの仕事に携わってみて、初めてこの仕事の重要さ、そして皆様の真剣さがわかりました。生きがいを目標に高齢社会の中心的存在であるべきだと思いますと話してくださいました。私もまったく同感です。行政は超高齢化社会を向かえ、老人が同年輩者の介護をする、このような図式ができあがっても決しておかしくない社会となります。むしろ同じ年代であるがゆえに安心感から遠慮が取れ、話がはずみ生きがいを両者が共有する。このような生活の足がかりになりえるシルバーセンターをもっと真剣にフォローすべきではないでしょうか。また、現在シルバーセンターが入居しております建物が今年度中に取り壊される予定となっております。そのために、拾町にあります老人生きがいの家へ引っ越すという予定になっておりますが、もう一度これを考え直していただきたい。広田地区との合併により行き来が多くなり、砥部町の端から端まで車を運転する。その上、道路拡張により駐車スペースも狭く危険が伴います。以前にもいいましたように、宮内地区に伊予信用金庫の空きビルがあります。ぜひこれを町で借り上げていただいて、みなさんが入居できるようにしていただきたい。もし、取り壊したあとの跡地に福祉的なビルが建つというのであればまた話は別です。砥部町はこれからますます高齢化が進む中、もう少し、いまのレベルよりもアップしたフォローがぜひ必要であろうかと考えますが、これから先もどのようになさっていくのかももう一度ご質問をしたいと思います。また、平成12年度発行の砥部町老人保健、介護保険の基本計画の中、あるいは合併協議会の中でも、シルバー人材センターを活用すると明記されています。町長の前向きのご答弁を期待しております。もう一つ、県の建築の事故の件なんですけれども、いま建設業界が実は見直しをしております。それは、入札を総合評価方式でやりたいと。

○議長（田室博志） 簡潔に願います。

○4番（土居美智子） はい、これは何をしているかということは、いろんな地域性、あるいは社会性、そして入札の価格、あるいは内容等を総合的に第三者が評価して、入札、落札者を認めるという方式をいま検討しておるようです。砥部町においても、やはり厳しいとは思いますが、担当職員は、いまからの財政厳しい中、建築業界のこれからの育成を検証する勉強が必要かと思えます。そのために企業のOBを雇用なさいまして、これからも建築の監督をする必要がますます重要になると考えますが、町長のご答弁をお願いいたします。すみません。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 いま土居美智子議員さんからご質問いただきました、まず、下水道の件でござ

いますが、数字的なことにつきましては、担当の課長より答弁をさせていただきます。

まずあの下水道のことよく考えなければならないのは、先程も申し上げましたように、下水道は住民のためだけ、1自治体だけではなくって、流域のみなさんのことも含めての問題になります。そしてまた一つは使用者権益とやはり公的な役目と二つあると思います。そういう中で考えますのは、やはり公的な部分がどれだけあるかという、この計算もしなければなりません。というのは雨水をちょっと排水するとか、他にもたくさん水を汚さないとか、川の水をきれいにするとかいろいろな問題があると思います。そういうことで、文化的な生活を営むというのは、利用者の部分の負担部分であるし、また、雨水、それから川を汚さない責任とか、そういう部分については、公的な責任があると思います。ここの部分わけをまた一つは計算の中に入れていかなければならないというのは私も勉強させていただきました。土居美智子議員さんもよくご存知というふうに思います。これからの下水道につきましては、そういう面をきちっとして、企業会計を取り入れるのが適当ではないかということであるというふうに思います。この下水道については、まず、その辺りからもう一度よく考えていかなければならないと思います。それと前回にもご答弁させていただきましたように、いままでの法的なしぼりがありまして、合併処理浄化槽だけではできないという連絡がありまして、農集とまたは、公共下水道プラスもう一つということで、二つ以上の方式をとらなければ補助金が下りないという問題がございました。これについては6月の1日に若干訂正の文書がファックスで参りましたんで、いずれこれがまた改めてどういうふうになるかというのが来るかと思いますが、現時点で私どもにきておるのは、そのどちらかを一つだけではだめで、二つやらなければならないという方向が国から示されております。そういうことで、その点もご理解をいただきたいというふうに思います。

それから次に、シルバー人材センターの公共からのが少ないということ、今日、愛媛新聞にも載っ取りましたが、本当に活躍されているということは、私も重々存じております。そんな中で、やはり一つの問題としては、需要が大きくなってくれば割合というのは変わってくるというのも一つあると思うんです。同じ1千万の幅の中で、1割やっつて100万円であってもこれが1億になると1%しかならないわけです。そういうことで、金額的なやはり数字のパーセンテージの比較じゃなくて金額的な比較も必要ではないかというふうに思います。まわせるものは、出来るだけまわしていこうと、そしてまた、それをなりわいとしている方にご迷惑をかからない程度というのも一つ大事なポイントであると思います。それとももちろんシルバーの230何名ですかね。この方がご活躍いただいているのは、本当に結構やし、健康で働いてくれるのはありがたいと思います。しかし、老人クラブの会員の方が2,300名ぐらいおられます。この方たちにもなにかできるようなことを私はこれから考えていかなければならないのではないかとこのように思います。含めて、これから私は、シルバーさんももちろんそしてまた老人クラブに入ってる方々ももちろん少しでもそういうことが参加できるようなことも考えていきたいというふうに思います。それとシルバーの法人化でございますが、この件については、シルバーの協会の方が、うちは法人化を望んでいないと、いうことで私の

方にはお申し出がありました。もちろん町の負担がたくさんかかるということで、ご遠慮されたのかもしれませんが、いまのところは任意団体でやっていきたいというようなことでございましたので、申し添えておきたいと思います。

それから建設事業でございますが、このOBの方を雇うといいましても、いま、OBの方は県を辞められたり、そこそこのコンサルの会社へ行かれる方が非常に多いわけでございます。その方達はいくらぐらい給料をもらっているとか調べた事はございませんが、先も申しましたように、一人の方を雇用するということになると300万とか250万とかやっぱりお金もかなりかかります。そういうことを考えますと、やっぱり必要な時に、必要な人材を、お雇する、お願いする、これが私はやっぱりいまのやり方ではないかと思えます。そして武道館の問題にしましても、2つのジョイントの企業がやっておりましたが、そこから2名の監察が出ておりましたし、県からも2名、この監理に携わっておりました。そういうことで、監理に2名携わったから必ず間違いがないかというところでもありません。そういうことで、それは監理する方の良心だと、そしてきちっと監理できる会社をこれからは我々が選択していく必要があるというふうに思えます。以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長 土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。日最大汚水量、日平均汚水量、処理人口でございますが、正確な数字はちょっと手元でございますので、日最大汚水量につきましては、現在約1万2,000トン程度でございます。そして、平均汚水量が1万500トン、処理人口は2万3,100人でございます。詳細な確定な数字につきましては、後ほどご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 先程あのシルバー人材センターさんの事務所を借って上げてはどうかということでございましたが、これは一つの任意の団体に対して、町が場所を借りてやるということは今時点では考えられませんので、町のあるところを使っていただくということでお願いしたいと思えます。

○議長（田室博志） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 続いて、質問をさせていただきますが、下水道の件ですけれども、やはり同じデータの中で、どうしても気になりますのは、お金の問題です。町の実質的負担額の欄で平成55年から黒字となっています。しかし、この中には耐用年数等の計算ができてないのではないかと考えます。機械電気設備が20年以内の耐用年数、30年から50年の土木施設の更新を考えていない。というふうに私は考えられます。また、借金の返済のピークが終わる頃にこれらの施設更新のための借金が必要になると思えますが、これはどのように考えておられましょか。浄化槽との経済比較では、耐用年数はきちっと入れられておりますけれども、この財政計画の中では無視されているというところが気になります。いま町長の答弁にもありましたように、川をきれいにするという問題であるとすれば、この我々がいま手にしている計画書の中に

は30年という年数を要します。私がなぜ合併浄化槽にこだわるのか。公共下水道に対してなぜここまで私が調べなければならないのか。それはやはり環境を良くするのであれば、早く工事が終わる方法を考えるべきだ。これから先、超高齢化社会を砥部町は愛媛県で1番となる資料も提出されています。こういう時代において、果たして下水道にこれだけ執着する必要があるのか。偶然にも松山市の方とお話をする機会を得ました。その方が、砥部は下水道問題でいろいろ議論されているようですが、正直言って下水道は反対です。松山市も検討しています。これはそういう仕事に携わっている方からの発言です。また、東温市においても見直す必要があると首長はいつています。東予の旧大西町は海岸まで埋め立てて下水道工事を開始しました。しかし、もうすでに見直さなければならない。この時期を向かえています。私は、本当に先人の人たちが今いかに苦勞しているか。なぜ、それを追っかけて砥部町が入らなければならないのか。一番最初の質問の中に、住民を抜きにしてなぜ町長はこの工事を急ぐのかという質問をいたしました。回答はございませんでした。もっともっと住民の皆様の中へ、アンケートだけの問題じゃないんです。4割近い方が合併層を利用しているというこの町の状態を考えても、本当に住民の皆様の前で、もっともっと明確な資料を提出されて、皆さんに説明すべきである。それが無いから私たちはいつまでもこの問題を追っかけていきたい。最後に下水道の経営見通しをどのように立てておられるのかお尋ねします。例えば、直営での経営見通しであるのか。あるいは経営見通しは立てていないのか。また、施設そのものの運営をPFI事業とするのか。あるいは指定管理者制度の利用を考えているのか。こういうところを、町長のご答弁をお願いしたいと思います。これだけの大きな事業です。明確な経営目標と見通しが必要であると考えております。

シルバー人材センターのことで一言申します。先程の答弁の中にもありました。2千何人が加入する老人クラブの問題等併せて考えなければならないというお話でございました。もちろん老人クラブの中にもシルバー人材センターに加盟なさっていらっしゃる方も多いことと思います。元気であり、自分が本当に役に立ちたい、あるいはわずかでもいい自分のこずかいがあればうれしい。孫に飴の一つでも買ってあげたい。そしてみなさんの役に立てることであればと思っただけでいらっしゃる方がシルバー人材センターに登録なさっていると思います。そのことを考えますと老人クラブとシルバー人材センターとまったく同じ土俵で考える事は、私は難しいと考えます。町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 下水道の件は、先程もご答弁申し上げましたように、3回、過去3回アンケートをしております。そして私が、町長になる前にも続けてやろうということで、議会でもその方向で進まれているというふうに理解しております。平成2年から取り組んでおりますこの事業でございます。それがまだいまだになっても砥部は進んでいないということでございます。このように皆さん方が考えていただくとおそらくわかると思うんですけど、3年ごとにアンケートを取るといようなことで、事業が果たして進むでしょうか。そういうことも考えますとやはりアンケートは非常に重要なものでありますし、

皆さん方もいろいろ考えて、答えられているというふうに思います。そういうことでこの下水道事業になりましたは、私が町長にならしていただいて、2年6ヵ月余りになりますけど、その間も議員さん方も推進しようということでご協力をいただいてまいりました。ここへきて、これでまた、ほしたらアンケートをやろうということで住民の皆様方も実際にそれがいいかどうか。そこら辺も私もよく考えてみたいというふうに思います。何事もやはり一度決断してやるとなったら、それに向かってやらなければ実現はできない。1年たってほしたらまたこういう意見があるからもう1回元へ戻ろうと、そればかりでも私は、事業はできないと思います。やはりこのアンケートに真剣に考えていただいて、お答えをいただいて、町民の皆様がGOということであれば、私はやるのが首長の務めである、そのように考えております。それから先程もいいました、公共的な役割というのが、どのくらいの割合であるかということ、これによりまして、また、下水道の財政、財政といえますか、損益分岐点というのはものすごく変わってくるというふうに考えます。この本を、読ましていただいて、私もいままで以上にこれは公共的な部分がだいたい5割ぐらい占めるような本には書いておりますけれど、それを考えると今の下水道の整備というのは、町が一般財政からもある程度もちださなければならないし、国からの補助金もなければこの仕事はやれないと、ほとんどの方が、国からの支援を求めるということで、先程土居議員さんがいわれた9割の自治体の方が、補助金とかそういうのが、削減されたり、廃止された場合には、必要な財源が確保できないということの中には、やはりこれだけ国にたよっているということだと思います。公共的なものだから、ぜひ国にお願いしますという要望も私はこの中に含まれているというふうに感じております。そういうことで、またこの損益につきましては、これ計算をいまずぐ答弁せいでいいまでもできませんので、いろんな方面からこれはどのくらいの割合で公的な部分があるか。それとも利用者の私的な部分があるか。その分析をしてもう一度だしたいと思いますが、これにつきましても、考え方でかなりの開きが出てくるんじゃないかなという気はいたしております。

それからシルバー人材センターでございしますが、先程もいいましたように、お年寄りの方にもまた出来ることもあるんじゃないかと、一緒にするのはもちろんそうかもしれません。お金が、もし子供にお小遣いでもやろうと思う方はシルバーセンターへということも、もちろんそれはそうかもしれません。しかし、一つの任意の団体のところへだけというわけにもまいりませんので、その点もご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田室博志） 以上で土居美智子君の質問を終わります。5番、中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村でございます。私は町の活性化について質問をいたします。始めに、人口2,100人、過疎と高齢化率44%の小さな町が取り組んだユニークな事業により、町が潤い活性化に成功した事例を紹介します。昭和30年の人口6,265人をピークに毎年減少し、平成12年には2,124人で45年間に66%の減少となり、高齢化率44%過疎と高齢化が同時進行している四国で一番小さな町が、いま大変身し、四国一小さな町アイデア行政とユニーク事業で、全国から注目を集め、2

37自治体2, 847人が視察に訪れテレビ、新聞、雑誌が大きく取り上げて話題となっている町があります。その町は、四国山脈の南東山地にあり、総面積は109.68k㎡、うち85.6%が山林に囲まれている徳島県勝浦郡上勝町です。この町は、昭和56年2月マイナス13度という局地的な異常寒波に襲われ、ほとんどのみかんが枯れ死し、特産物の香酸柑橘であるゆこうやすだちも枯れ死寸前となり、農家は大打撃を受けました。これを契機として、農家はもちろん、農協、町、普及所が一生懸命に取り組んだ結果、彩農業や菌床しいたけ栽培、第三セクターによる新しい産業等が生まれ着々と成果を上げております。まず町の活性化への取り組みを行い、町の基本構想、振興計画を策定し、重点施策として、(1)人づくり(2)若者定住政策(3)住環境の整備(4)高齢者対策を掲げて、自ら考え、自ら行う地域づくりを目指しております。具体的な取り組みとして、第三セクターによる町づくりとして、町が主体となり、5つの会社を設立し、これら第三セクターに新規雇用を124人を採用し、I・Uターン者を受け入れて、地域を活性化させています。第三セクターの人員と平成15年度の売り上げは次のとおりです。株式会社上勝バイオ、人員61人、売上6億2,800万円。株式会社かみかついきゅう、人員37人、売上2億6,100万円。株式会社ウインズ人員12人、売上高1億1,200万円。株式会社もくさん、人員12人、売上高6億8,900万円。株式会社いろどり、人員2人、売上2,400万円となっております。この中で特にユニークな事業が、株式会社いろどりです。JAを通じて出荷された葉っぱは、市場から全国の料亭に届けられ、料理のつまものとして季節折々の植物の葉っぱや花など、紅葉や桜、南天等約330種類以上を扱う上勝町の葉っぱや花は「いろどり」と名付けられ徹底した市場研究と情報管理でビジネスとして確立させました。葉っぱ集めを仕事としている人は約200人、ほとんどの人が70歳から80歳の高齢者の女性です。中には年収1千万円稼ぐ人もいるという。町の防災無線を活用したファックスを全戸に配備し、素早い出荷と突然の注文に対応できるシステムを構築、またお年寄りにも簡単に操作できるキーボードなど備えたパソコンも導入した。毎日どの葉をどれだけ収穫したらいいか、パソコンで指示を送る。毎晩パソコンに向かって明日は何がいるかを確認し、自分の集める品物と数量を携帯電話で連絡し同じ品物がダブらないよう、先着順で決定、翌早朝から野山に入って葉っぱ集めを行い自宅の作業所でパック詰めをして、正午までに集荷所に持ち込まなくてはならないため、午前中が勝負です。このような仕事に生きがいを持ったおばあちゃんは、大変元気です。施設に入れたり、デイケアに連れて行くばかりが福祉ではありません。人口2,100人のうち65歳以上の高齢者が44%を占める中で、寝たきりの老人はたった3人です。この町では高齢者に生きがいと自信を与えて産業を起こす事が福祉に繋がっています。上勝町の実例の様に、アイデア行政による事業の実行により、まず農家の収入を確保され、また高齢者が仕事に生きがいを持って喜んで体を動かすことにより、健康増進が図られるために、医療費や介護費用を大幅に削減することができています。また、他の4つの事業も少ない人数で売上高が大幅に伸びており町の財政に大きく貢献しています。砥部町も上勝町と同じような取り組みは不可能ですが、この例を参考に高齢者の方が喜びと生きがいを持って生活でき、

更に農家の収入増に繋がるアイデア行政に取り組み、町民の期待に応えて行くべきであると思いますが、上勝町の取り組みに対してのご感想と砥部町としての取り組みについて町長のご所見をお伺いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 中村議員さんの質問にお答えをいたします。町の活性化についてのご質問でございますが、まず、ご紹介いただきました徳島県上勝町の取り組みに対しての感想を申し上げます。私もテレビ等で第三セクター「株式会社いろどり」の活動を拝見させていただきました。本当にすごいなあというふうに感じました。また、本町の生活改善グループが、以前視察にお伺いしたとも聞いております。過疎、高齢化の進んでいる町が、一人の発案により、野山の花や枝葉を料理に添えて演出する「つまもの」として商品化し、町のブランドとして全国に発信し、成功しています。しかも年間販売額は2億円を超えているようであります。また、生産者と営業組織、物流拠点のJA選果場、青果市場、そういうところがイントラネットを構築し情報を共有しているところがすばらしいことだと思います。そしてつまものであることによって加重が非常に少なく、高齢者の方にも労働の負担がかかってない。同時に収入を得られる喜びが生きがいとなり、寝たきり老人が極めて少ないと、一石二鳥三鳥の取り組みであるというふうに思います。また、上勝町では町が主体となり、「株式会社いろどり」を含めて5つの会社を設立し、経営をしております。いま、議員さんの方からご紹介があった会社でございます。全国的にいいますと第三セクターはほとんどが赤字だといわれておりますが、全ての会社が黒字だということも、本当に珍しいことでありますし、素晴らしいことであると思っております。砥部町の農業におきましては、従来から柑橘栽培を主としており、生産組織や販路基盤等の組織体制は出来上がっております。しかし、消費者の食生活や嗜好の変化、輸入自由化に伴う価格の低迷や農家数減少、高齢化などにより農業情勢をとりまく環境は大変厳しくなっております。政策として優良品種への転換や施設園芸作物などを推進しております。今後は抜本的に付加価値のある作目等に着眼し、収益の拡大を図り町が活気がみなぎり、後継者が育つ土壌を築いていかなければならないと考えております。上勝町の「株式会社いろどり」のリーダーも元農協の職員と聞いております。本町も県や町行政と農協がタイアップし、新たな農業経営を目指しているところでありますが、今後も強力に推進して参りたいと考えております。また、何事をするにしましても、先程の方も農協のリーダーでありますし、馬路村のリーダーもやはり農協の方でございます。その地域のリーダー的な人を育てることがやはり一番大切なことではないかと思っております。そういうことで、今後はリーダーの育成にも一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えております。以上で、中村議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 中村茂君。

○5番（中村茂） ありがとうございます。やはりこれからは、アイデア行政によって、やっぱり人工的な発信してですね、他の地域から大勢見学にくるような事業にしていくことは大事だと思います。そういう2千人の人がしてくれとるということは、砥部

焼をどんどん買っていってくれるとこのようにも確認しますので、アイデアを活かしてこれからの行政を十分やっていっていただきたいとこのように思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（田室博志） 中村茂の質問を終わります。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 7番、井上であります。まず冒頭、JR西日本尼崎事故により亡くなられた方々に対しまして、ご冥福をお祈りするとともに、怪我をされた方並びにご親族の皆様方に対して、一日も早い回復を願うものであります。ただいまより2点ほど質問をいたしたいと思っております。まず、第1点目「道の駅」設置による攻めのまちづくりについてであります。「道の駅」とは、長距離ドライブや女性や高齢者のドライバーが増加する中で、交通の円滑な流れを支えるため、一般道路にも安心して利用できる休憩のための施設であります。また、これらの休憩施設では、地域の文化、名所、特産品などを活用して、多様なサービスを提供することが望まれています。さらに、これらの施設ができることで、地域の核が形成され、道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されます。道の駅は道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報交流機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び合う、「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ休憩施設です。基本的な提供サービスとしては、一つ、24時間無料で利用できる十分な容量の駐車場。二つ目、24時間利用可能な清潔で障害者用も設置したトイレ。三つ目、観光案内、サービス施設。その他、主要な歩行経路のバリアフリー化、景観に配慮されたもの等が登録要件とされています。

これまでの登録状況は平成5年第1回登録で全国103カ所でスタートして、平成16年8月の第20回登録により全国785カ所になりました。四国内では69カ所、愛媛県内では21カ所あります。四国の「道の駅」における利用者数1位は「内子フレッシュパークからり」で95万人（平成15年度）、地元の農産物の直売で消費者のニーズに合わせて創意工夫し、全国的にも注目を集めていることは、皆様ご案内のとおりであります。旧伊予郡双海町の道の駅「ふたみ」は、夕日をテーマとした日本初のミュージアムのある夕日の美しい町として知られています。県内では利用者数52万人（15年度）で3位であり、四国内でも5位であります。このように愛媛県内においても成功例は、いくらでもあります。新生砥部町のスタートとして、道の駅「とべ」（仮称ですが）を国道33号線沿線に設置をしていただきたい。ネーミングについても広く町民から募集をしてはいかがでしょうか。にぎわいのあるまちづくりに向けて、砥部町民の英知を結集すれば必ずや成功するものと確信をしております。三位一体改革が進む中、ハコモノについては、借金財政の最たるものとして、近年不評であります。しかし、失敗を恐れず「攻め」の政策により、地元農家及び砥部焼業界の活性化と同時に町財政も豊かになり、雇用増にもつながっていくと思っております。町長の英断を期待してご所見をお伺いします。

次に、行政評価システムの導入についてであります。行政評価システムとは、実行された行政の政策あるいは実行しようとする政策についてその効果や成果について判定をし、後の政策に反映しようとするものである。すなわちルーティング・ワークにして

いくことであります。現行の行政機構は実態として政策の立案と実施機能が一体化しており、それを客観的に評価する制度的枠組みは存在しなかった。とりわけ日本の行政においては、プラン偏重傾向が強く、予算獲得に大きな精力が注がれ、計画が決定されると、その修正、変更には、莫大な事務作業量が必要となる。そのため決定された政策の修正に消極的にならざるをえないのであります。そのような観点から、行政評価システムを導入し、政策・施策・基本事業・事務事業という体系の中で、職員自身がそれぞれの役割で評価、検証し、その結果を住民に公表するということであります。この体系の中で、全職員に自分の担当する事務事業について、「果たすべき目的は何か」「必要なコストは」「前年度までの成果は」「今年度の目指す成果は」「改善のポイントは」と自ら問い、評価と目標を併記するよう求める。これが行政評価システムであります。いままで述べましたように「地方分権一括法」が施行され、地方自治体は、「自己決定・自己責任」の体制確立を目指すべきだと思っております。砥部の改革に向け、町長のご所見をお伺いします。以上です。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 井上議員さんのご質問にお答えをいたします。「道の駅」は、地域の核としての、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」そして道の駅をきっかけに町と町が手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ、ドライバーのオアシスであり、地域の情報発信基地であります。そして、「道の駅」には、24時間使用できる駐車場やトイレ、電話を中心に喫茶やレストラン、公園、案内所、休憩所、特産品を扱う売店などがあります。中には、郷土資料館や宿泊施設が併設されていたり、イベント会場となるところもあります。いずれも、地域の特色を生かした個性豊かな施設であり、ドライブの新しい楽しみとして、また、交流の場として活用しています。本町には、広田地区に「道の駅ひろた」が平成9年度に県内で4番目に整備されております。駐車場やトイレのほか、物産の販売や古民具の展示をしている「峡の館」を始め、名物の「たらいうどん」が食べられる「こぶしの家」や宿泊施設として「交流ふるさと研修の宿」、砥部焼や木工が楽しめる「農村工芸館」そして観光農園などを併設しております。そこで、まず、これらの施設の運営方法の見直しや更なる活用とPR等により、健全運営を目指して、活性化できるように取組んで参りたいと考えております。また、国土交通省が進めています国道33号の宮内から千足区間の砥部道路の整備に合わせて、千足道路沿線に約200㎡の休憩施設である歩行者専用のポケットパークを設置していただけることとなっております。計画では、町の地場産業である砥部焼のモニュメントや陶壁などを配置し、イメージアップに役立てると共に住民の皆様や観光客の憩いの場や安らぎの場としてご利用いただくものと考えております。完成は、道路の供用開始と同じく、平成18年度末の予定となっております。今後、本町といたしましても、多額の財源を必要とする事業を控えており、また、健全財政を維持する上から、長期計画に基づき、事業を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。次に、行政評価システムの導入についてのご質問ですが、長引く経済不況による税収の

落ち込みや国の三位一体の改革に伴う地方交付税の減税などにより、合併による効率化はあるものの、極めて厳しい財政状況にあります。そのような中、限られた財源をより有効に活用するには、今後事業の優先度、効果等を基準に、財源の再配分が必要となっております。町民の皆様の視点からの評価も取り入れた成果主義に基づく行政評価システムの導入を考えなければならないと思います。

ご質問の行政評価につきましては、政策評価、施策評価、事務事業評価などに分類されますが、本町においては、今年度中に策定予定の行財政改革大綱において、まず事務事業評価の導入を考えております。この事務事業評価を行うことで、「計画、実施、評価、改善」というマネジメントサイクルの確立を目指すとともに、時代の変化や町民ニーズに対応した合理的な事務事業の見直しを行い、さらに、事業遂行に関わる情報を広く提供し、そして仕組みづくりを考えていくものでございます。具体的に申しますと、町が行う予算を伴う事業及び予算を伴わない行政サービスの事務について、一定の様式（評価シート）に基づき内容分析及び成果の評価を行い、その評価結果を翌年度の予算及び人員配置に反映させるとともに業務内容の質的向上を図るというものでございます。評価方法としましては、評価の客観性を確保するため、事務執行課による一次評価だけでなく、評価を専門的に行う部署による二次評価を行うこととします。また、評価調書については公表するものとしたします。この行政評価につきましては、導入する自治体が増えてきておりますが、各自治体の行政運営、財政状況、導入目的等により内容はさまざまであります。従って確立されたものはございません。システムを確立するためには、今後紆余曲折が予想されますが、町民の皆様、議員の皆様あるいは関係者の皆様の御協力を得ながら、試行錯誤をしながら円滑な導入を図っていきたくと考えております。以上、井上議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） まず、1点目の道の駅の件でございますが、皆様方もお読みになったかと思いますが、タウン情報まつやまの5月号にも一部掲載をされておりますし、私もよくこういう雑誌を読んでおるんですが、国土交通省、松山河川国道事務所の方にお話を伺いに私もいってきました。いろいろこの道の駅の件については、クリアしなければならない問題もあろうかと思っております。ただ、成功例も数多くありますので、今後考えていただきたい、このように考えております。また、最近のマスコミ報道等によりますと愛媛新聞5月9日まちづくり拠点、伊予市の件ですが、こういうのが掲載されておりますし、朝日新聞では5月18日これも伊予のJA愛媛、21日から営業開始と。読売新聞5月の26日、新宮町の霧の森ですが、大福人気沸騰とか、このようにやはり各地区でいろんなイベントとか催しとか特色をだして挑戦されておるようでございます。砥部町の場合も、農産物、砥部焼、いろいろありますので、その辺を工夫しながら砥部町のためになるようにやっていただきたいとこのように考えております。

それと行政評価システムの件でございますが、平成12年の12月に政策評価制度を質問いたしました。平成15年6月、2年前ですが、事務事業評価システム導入について質問させていただきました。今回、行政評価システムの導入について質問いたしまし

たが、町長の前向きな答弁ではございますので、なんとか実現をしていただきたい。このように思っております。やはりエクセレント、ガバメント、卓越した自治体の実現を目指していただいて、このように思っております。また町長は、就任以来、ダイアルアップ対話が多く投書されたようでございますし、今後も続けていってほしいと思っております。直接、間接のことではございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、大森千葉大学教授の当時三重の改革のときに、討論の中でブレイクスルーこういうことをおっしゃられました。なんだといへば、これ読んだら長くなりますので省略いたしますが、従来の枠組みを突破して、新たな枠組みを作るといふ、新たな枠組みを作る力といった表現でございまして、そういうブレイクスルーこういうことをやはり期待しておきたいと思ひます。言いたい事はたくさんありますけれども、資料だけはたくさんいただいてまいっておりますので、私なりに勉強させていただきました。先日も、高知の方へドライブいたしまして、道路全部、道の駅を寄ってまいりました。本当に高速道路で南国へいったわけですが、そこから道の駅ですと回りながら室戸まで走ってみました。砥部から片道250です。往復500キロです約、それで走りましたが、約500です。まー、いろんな道の駅がございました。活性化しているところ、ちょっとこうダメかなと感じるところいろいろございましたが、やはりいい点は見習っていききたいと思ひます。また、もう昨年になりますけど、先程申し上げましたように、内子のフレッシュパークからりですが、月にあれ5、6回はいったと思ひます。市場調査もしてみました。本当にたくさんの方がこられております。そんなことで、やはりいいことは見習っていただきたいとこのように思っております。以上です。もう答弁はいりません。

○議長（田室博志） 井上洋一君の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時50分の予定です。

午前10時35分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（田室博志） 再会をします。8番、樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） 8番、樋口でございます。農地荒廃園について町長にご質問いたします。砥部町におきましては、「町民の森」が4月末にスタートし、森林保全、自然保護の基に、また、住民のリフレッシュの場として今後の取り組みに期待をいたします。国におきましては、中山間地域直接支払い制度や賃借制度、耕作契約等によって農地保全に努めてはいますが、各地に廃園が見受けられます。砥部町においてもみかん産業の不況や高齢化が進む中、農地の荒廃園が増加しています。以下の項目について町長のご所見をお願いいたします。一つ、現在地目は農地でありながら耕作を放棄し再開する見込がない園地が砥部町内にどれくらいあるでしょうか。二つ目、耕作放棄地を山林、原野等に地目変換は進んでいますか。三番目、農地のままでは、植林はできませんが、山林に地目変更し、森林として復活させることはいかがでしょうか。四つ目、隣接する果

樹園がある場合は、難しい面もあろうと思いますが、今一度実態を調査し、農家の賛同者があるならば、環境保全、水源確保、CO₂の減少等、自然保護のもと、山林として植樹を進める農振地域の解除を含め、助成等も考える必要があると思いますがいかがでしょうか。町長のご所見をお願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 樋口議員さんのご質問にお答えをいたします。農地の荒廃についてのご質問でございましたが、本町の農地、特に樹園地は、ほとんどが山間部の急傾斜地であることから、農家の高齢化、担い手の減少に伴い、作業が困難な農地から作業離れが生じています。耕作放棄をしていなくても作物の生産を行っていない農地も増えてきています。平成12年での耕作放棄地は175ヘクタールありました。現在どのくらい放棄地があるかは把握できておりませんが、目に見えて増えているのが現状でございます。現在、中山間直接支払交付金制度で、集落単位で耕作放棄地の保全に努めております。農用地利用集積では条件の良い耕作放棄地を、担い手農家へ集積を働きかけておりますが、担い手の高齢化等により引き受け手が少ないのが現状でございます。今後、条件の悪い耕作放棄地については、農地法、農振農用地の関係もありますが、これらをクリアすることができれば山林に返すのが良いかと思えます。景観等も考えて植える場合には、樹種の検討、又、植林の補助について水源の涵養、災害防止など公益機能を発揮するために苗木代程度の補助を考えていきたいというふうに考えております。以上で、樋口議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） いまの町長のお答えの中で、今現在、農家自体が放棄地を山林などに自主的に地目変更という形で申請はしておりますかどうかでしょうか。その1点お願いしたいのと、まず、それを1点お願いします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまの樋口議員さんの質問については、担当の課長より答弁をさせていただきます。

○議長（田室博志） 大内農林課長。

○農林課長 樋口議員さんのご質問にお答えいたします。いま、放棄地が増えているわけですが、周りの山林をはたいて畑にした農地についてはですね。いま高齢化等により手が回らんということで、山林に返しているところはあります。

○議長（田室博志） 樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） いま、現況の中で、農振地域という枠がある関係上でなかなかこの問題に取り組みにくいと思えますけれども、今後、自然保護用地有効利用という面から今後、農振地の解除、また、そういう支援についても町側で対応を検討していただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（田室博志） 以上で、樋口泰幸君の質問を終わります。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 9番、栗林政伸です。私は、次の3点について質問をしたいと思います。よろしくをお願いいたします。まず最初に、農作物の直販所についてございま

す。最近まで砥部町の農家は果樹園芸一筋できたといっても過言ではありません。しかし、近年の価格の暴落により野菜園芸に取り組んでいる方がたくさんおられます。その人達は町内に直販所がないため砥部町周辺また市内の直販所へ出荷しております。町内の農家の方から町内にぜひ直販所を作って欲しい。また、この町内の利益者の方からも強い要望が出されております。3月25日の合併シンポジウムの時にこの件が要望され町長は前向きに取り組みたいといわれておりました。その後どうなっておられるかお伺いをいたします。

2点目ですが、遊休地の利用について、農家の高齢化と後継者不足そして価格の暴落により町内には多くの田畑が荒れております。この土地を町が窓口になり希望者に賃貸し、家庭菜園作りや果樹栽培に取り組んでいただいて、荒廃の土地利用そして中高年に農業の一翼を担っていただいたらどうでしょうか。町内の方からも貸してくれる土地はないだろうかとよく言われておりますので、町長のご所見をお伺いいたします。

3点目ですが、町民イベント広場のトイレについてお伺いします。大南の町民イベント広場の奥にトイレがあります。この場所はお年寄りの方が、毎日クロッキーを楽しんでおり、また、年に何回か団体の人も利用し、また、老人会の運動会もなされております。このイベント広場の奥のトイレは、私も先日、ちょっとみさしていただきました。女子トイレは、6カ所ございます。しかし洋式は1カ所からございません。非常にあのお年寄りの方は、全員というていいほど膝が悪く、和式では座れないといわれておりますので、このトイレを便座のトイレに改造してはどうでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。以上3点について、質問を終わります。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 栗林議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず1点目でございます農産物の直売所についてのご質問ですが、現在、町内にある農作物の直売所につきましては、高尾田Aコープ城南にある「お楽しみ市」と道の駅ひろたの「峡の館」があります。農家の皆さんがそれぞれに値段を付けて販売をしております。今後考えられる場所としては、大南商店街周辺の日曜市付近、国道33号沿いの丸二園芸倉庫、断層公園近辺などが考えられると思います。直売所を作る場合に、まず一番大切なことは年間を通じて多品種の品揃えができることという条件があると思います。先般非公式ではありますが農家の方に、毎月別の品目と生産力を書いていただくようお願いしましたが、農家の方のおっしゃるには、いざとなると案外書くものが少ないなあということでございました。また、少品種、少量であれば既存の施設、たとえばAコープのコーナーや日曜市を利用するのも一つの手段ですし、無人の販売所や中規模のステーションでも良いのではないかという気もいたしております。それと昨年アンケートをさせていただきましたが、出荷の希望者がなかったということでございます。そういうことですので、この直売所については、今後主体となる農家の皆さんやJAとよく話し合っ取り組んでまいりたいと思います。やはりこの直販所というのは必ず成功もしなければなりませんし、砥部町の顔にもなるところでございますので、成功がかなりの率で見込まれるようなものをやりたいというふうに思います。議員の皆さんに置かれましてもアイデアやご

提案をお願いしたいと思います。

次に、遊休地利用についてのご質問ですが、遊休農地は、町内では増加の傾向にあります。この対策として中山間等直接支払制度があります。平成12年度から平成16年度までの第1期を終えて、平成17年度から新たに5年間の対策が始まります。この制度を利用していただき、国において推進されている集落営農をこの機会に改めて考え、農地は集落において守っていくという考え方をさせていただければならないと思います。また、急傾斜等で耕作の維持できない農地については水源涵養を考えて、広葉樹等を植林し農地を山に戻すのも方法と考えております。次に農家資格のない方に農地の貸借はできませんが、町や個人等において市民農園を作ることはできます。町が窓口になり、希望者に菜園作りや果樹栽培に取り組んでいただければどうかということでございますが、これも昨年10月の広報とべで、農地を借りて野菜や果物を作ってみませんかというアンケートによりますと希望者がありませんでした。今後関係機関とも農地の流動化を図りながら、住民のニーズの高まりや提供農地の需要と供給が多くあれば考えていきたいというふうに思います。

3点目のイベント広場のトイレについてのご質問ですが、大南町民イベント広場は、昭和62年度に整備し、トイレも同時に設置いたしました。トイレの設備につきましては、女性用トイレが6基の内1基が洋式で議員さんをご指摘いただいたとおりでございます。男性トイレは2基の内1基が洋式ということでございます。いま、地域でクロックエーの場として、多くの高齢者の方にご利用をされております。ということで、現在1基だけですので、これが不足かどうか皆さん方にもいろんなご意見を聴いてこれについては対処をしたいというふうに考えております。以上で栗林議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） まずあの農作物の直販所ですが、県内には直販所が農協が経営しておるのが20カ所。また、Aコープやスーパー、また第三セクターで行っております売り場を、県内の平均販売額は2億6千万、全国平均の3.5倍上げているそうです。また、農水省や調査によると全国2,400カ所の平均販売額は7,460万と発表されております。最近の消費者は、食の安全を求め、生産者の顔が見える農産物として根強い人気となっております。また、直販所には野菜だけでなく女性グループが作っているものや、また、日常的に使う砥部焼のコーナー等も設け地区農産物の活性化を語っていただきたいと思います。また開設に当たっては場所等も十分検討する余地はあると思いますが、先程町長が申しました大南の日曜市の場所とか、丸二園芸とか断層、その周辺の3カ所を予想があるということをお願いしたけれども、私はやっぱり人口密度の高い麻生地区周辺にそういうものをもって行ってですね。ほして先程からいわれておりますように、財政難のために建物等には金をかけないでですね、町民の皆さん、また消費者の皆さんが期待しておりますので、地域活性化のために、私はぜひそういうところで、やってもらいたいと思います。この件については、町長の再答弁をお願いいたします。

次に遊休地の利用ですが、非常に法的にも難しいといわれておりましたが、いま、こ

の就農支援に乗り出しておる自治体もでてきております。退職後の生きがいに農業を始めるといふ人も多く、また、家庭菜園づくりをしたいという方もたくさん私も耳にしております。借りれる農地を探しております。非常に、先程町長が言われました、法的に難しいというのであれば、市民農園のような形ででも探して、また町民の皆様に利用していただいて、菜園づくりができるように、一つ町も協力をお願いしたいと思います。これについては再答弁はおりません。

三つ目のトイレですが、私も先程言いましたように見てまいりました、特に女性の方から私も言われておりますので、非常に1基では足りないといわれておりますので、せめて3基ぐらい、あまり金もかからないと思いますので、一つお願いしておきます。最初の分についてだけ、お願いいたします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまの栗林議員さんの農産物の直販所の件でございます。先程も言いましたように、この農産物の直販所というのは、やはり1年間を通じて販売がなされる状況でなければならないということで、毎月どのような品物がだせるか。どのぐらいの量が取れるかということも当然調べて対応していかなければ、品切れがして今日は休みだというようなことではいけませんので、そういうことも十分に考えていきたいと思っております。いま、調べた範囲では、砥部はかんきつ類はあるけど、野菜が少ないということで、年間通しては難しいというのがいま情報得たところでございます。しかし、言いますようにこれから砥部へ来ていただく方にも、どんどん砥部を愛していただきたいし、どんどん来ていろんなものを買っていただきたいということもござります。いま産直の品物は、安心・安全であるというイメージが定着しております。そういうことで、このことについては前向きに考えていきたいと思っておりますが、いろんな諸条件がありますので、いましばらく研究の時間をいただきたいというように思います。

○議長（田室博志） 栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） あの私もですね、重信の直販所、そしてまた最近できた伊予市の直販所も見学させていただきました。土曜日、日曜日等は活性化しております。そしてまた伊予市等のは、品物が足らんからもってきてくれというようなメールも生産者に入ってきたりしております。非常にそういう点からみましても、私はぜひ地域の活性化になりますし、また品物が足らんというても砥部からだけでなく、砥部の人やはり伊予市とか、重信とか、松山市に持っていきよるよう周辺からも、この砥部にできたら、そこに品物も持ってきてくれると思います。ぜひ私は人口密度の高い麻生地区にこれを設置することをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（田室博志） 栗林政伸君の質問を終わります。10番、土居英昭君。

○10番（土居英昭） 10番、土居英昭です。緊急避難場所についてお尋ねをいたします。平成13年3月24日芸予地震において砥部町は震度5強の地震にみまわれたことはまだ記憶に新しいことと思っております。昨年9月には新潟県中越地方において、本年3月には福岡県玄海島を中心とした福岡西方沖地震が発生し多くの方々が被害に見舞われました。又海外においても大きな地震に伴う大津波が発生し30万人を超える人々が

亡くなられるという想像を絶するような被害が発生致しました。改めて災害に対する備えがいかに大切なかを認識した次第であります。新聞等マスコミによりますと、ここ30年以内に東南海、南海地震が50～60%の確立で起こるであろうと言われており、そのマグニチュードは8～8.5愛媛県全域が震度5弱以上の地域に入っております。また、川上小松断層や伊予断層に伴う直下型地震が発生した場合、砥部町は震度6強と予想されております。本町においても甚大な被害が出るのではないかと心配を致しております。いざという時のためにハザードマップの作成が急がれておりますが、今年度中に総合防災マップという名前で町内全戸に配布する予定と伺っております。誰にでもすぐ理解のできる簡単明瞭なものにしていきたいと思っております。仮にこの地域が地震で大きな被害を受け避難が必要になった場合、砥部町では一時避難場所として広田地区に9箇所、砥部地区に24箇所指定をされております。又、収容施設として広田地区に13箇所・砥部地区に24箇所あります。その避難収容施設についてお尋ねをいたします。昭和56年5月に建築基準法が改正され基準が強化されました。老人福祉センター、砥部中学校・老人憩いの家などはこの改正以前に建築されております。昭和56年以前に建築した施設の安全についてどのようにお考えでしょうか。避難先で余震によって再び被害を受けるといったことのないようにしなければなりません。高市・玉谷小学校は建築し、まだ数年であること、砥部・宮内・麻生の各小学校の校舎は以前大規模改修工事を行い安全な施設になっていることは周知のことと思っております。私はこれ以外の安全が確認されていない施設について早急に耐震診断を受け安全基準に達しない場合は、補強や改造改築を行うべきだと思います。被災をされた住民の方が安心して避難できる施設にし、いざという時のために備えるべきだと考えます。町長のご所見をお伺いいたします。続いて、介護教室についてお伺いをいたします。

近年、介護の必要な老人の方が増加を致しております。また砥部町にとっても介護の問題は大変大きな課題であると認識をしております。介護のお世話は大変重労働であり、そのお世話をされていて腰を悪くされたり、腕のしびれがとれなくなると病院に通わなければならないようになったという話を町内でも耳にするようになりました。お世話をする時にちょっとした技術を持ってすれば腰痛等の予防ができるといったお話も伺いました。そういう予防の技術を勉強する介護教室は以前からオレンジ荘や広寿会へ委託という形で設置されていたそうですが、町民への周知はなされていなかったのが実情ではないでしょうか。設備や体制がしっかりした施設での教室が最良と思いますが、受講しようとしている人たちは身構えてしまい気軽に参加できなくなったのではないのでしょうか。私は、介護のお世話をされている方、将来介護が必要になってくるお年寄りがいる家庭の方、介護に興味のある方また介護のボランティアがやってみたい方などを対象に、公民館が実施しているような各教室のように気軽に参加でき、参加者の技術の向上や心構えを学んだり、参加者同士の親睦や情報交換ができるような教室になればいいと考えます。教室開催は中央公民館や文化会館のように普段からよく利用をしている、集まり易いところが良いのではないのでしょうか。また実習の内容によってはオレンジ荘などの設備の充実した施設をお借りして実施すれば良いと考えます。このような形での介護教室にすべ

きだと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 土居英昭議員さんのご質問にお答えをいたします。緊急避難場所についてのご質問ですが、東南海・南海地震は、東海から四国沖を震源に100年から150年周期で大きな被害をもたらすマグニチュード8クラスの巨大地震で、今世紀前半に高い確率で発生するであろうと言われております。砥部町は近隣市町と同じく、国の中央防災会議から基本計画が示され、この東南海・南海地震に備える必要がある防災対策推進地域に指定されております。これら地震への対策につきましては、今年度地域防災計画を見直す中で、「地震災害対策編」として風水害とは区別して策定する予定にしており、現在その作業にとりかかっております。ご質問のありました災害の発生が予想される時や発生した時に避難する収容施設につきましては、広田地区で13、砥部地区で24の施設を指定しています。この収容施設の中には、昭和56年5月31日の建築基準法改正前に着工した施設が広田地区で8施設、砥部地区で12の施設が含まれています。こうした施設が地震により被害を受けた場合は、多くの犠牲者を生じさせるばかりでなく、災害応急対策などの実施に支障をきたし、その結果として防ぐことができたであろう災害の発生や拡大を招くおそれがあることは、ご指摘のとおりであると認識しております。

そこで、この建築基準法改正前に着工し建築した20の施設につきましては、地域防災計画策定作業の中で避難所の見直しを予定しております。明らかに老朽化が進んでいる施設については避難場所から除かなければなりませんし、そのほかの施設については、まず、近くで他の施設を避難場所として利用できないかなど検討したいと思っております。また、その地域において避難場所として指定しなければならない施設については、耐震診断を実施し必要な対策を講じてまいりたいと考えております。今年度につきましては、教育委員会が砥部中学校、砥部・宮内・麻生の小学校の体育館の耐震診断を予定しております。今後とも非常に財政的に厳しい状況が続くと思われませんが、状況を見ながら順次対策を検討したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、介護教室についての質問でございますが、高齢の方は、年齢とともに身体機能の低下は否めず、介護が必要になる場合がありますが、その場合、多くの方は在宅での生活を望まれております。住宅福祉の基本理念にも、高齢者が自らの意思に基づいて、在宅で尊厳をもって生活を送ることが示されており、介護が必要になった場合、訪問介護の利用と併せて、家族による介護が重要になっております。このことから、本町では、施設での通所介護や訪問介護を利用している家族などを対象に、家族介護教室を開催してきましたが、議員さんご指摘のように、将来の介護を心配している方や、介護ボランティアを希望している方などへの対策も重要でありますので、教室の受講対象者や実施場所について、事業を委託している社会福祉法人と協議し、検討したいと考えております。以上で、土居英昭議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 土居英昭君。

○10番（土居英昭） 今回、この質問をするために、ホームページを開きました。そ

の中で、防災システム研究所のホームページからの資料なんですけれども、日本の国土は世界の0.3%ですが、地震の20%は日本で起こっておると。そして、過去100年で100人以上の死者をだした地震は19回あり、5年に1回の間隔で発生しているということです。そして、阪神淡路大震災が起りましたが、その中で、亡くなられた方の中で、家屋倒壊、家具や家電品による圧死、窒息死によるものが、83.9%。火災等による死者は15.4%。また、犠牲者の過半数が60歳以上であったと聞き及んでおります。自治体は、小さな地震の対応ではなく、震度7を想定したまちづくりが大切であるというふうに書かれておりました。先日、砥部楽学大学で講演されました、小松教授の話では、砥部地区の地震の被害は松山よりも小さいだろうというふうに楽観視するかのよう聞き取れましたが、私は、自治体は最悪の場合のことを想定して備えなければならないと思います。昭和56年5月31日に建築基準法が改正されました。数字ははっきりしませんけれども、砥部町において、一般住宅は、昭和56年当時、約4,000件ぐらいの住宅があったと思われまます。今日までに改造、改築された家屋もありますが、まだそのまま住んでいる住宅も数多くあると思います。自治体によっては、昭和56年以前に建築した木造住宅に対して無償で専門家による耐震診断を実施しているところや、半額補助をしているところもあります。砥部町においても安全、安心のまちづくりとして町がリーダーシップをとって、56年以前以後を含め住宅の耐震診断に取り組んでいくべきではないかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいま土居英昭議員からご質問いただきました耐震診断への補助金の導入についてでございますが、地域によって取り組みはいろいろございまして、ボランティアによって建築士さんがその診断にあたりとか、それからまた講習を受けてその診断にあたりいただくとかいろいろな方法がございまして、近隣の市町村につきましても、この方法でもうすでに診断がかなり進んでいるところもございまして。そしてまた、この補助金につきましても、もう導入している地域もこの近辺にももうすでにございまして。そういうことで、この災害については、我々も本当に気をつけてといいますか、本当に正面から取り組んでおかなければ大変になるというふうに思っております。そういうことでございまして、これからこの補助金制度については、財政の非常に厳しい中ではございまして、また皆様方ともご相談しながら、診断に対して補助金を一部負担させていただくということも考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田室博志） 土居英昭君。

○10番（土居英昭） 先程の耐震診断につきましても、2回目の質問の時に申し上げましたように、町でリーダーシップをとっていただきまして、いろいろなことを考えていただきたいというふうに思います。そして、余談になりますけれども、今回、この質問をするに当たりまして、各いろいろな市町村のホームページ等をみさせていただきました。先日の全員協議会のお話をお話をちょっといたしましたけれども、このホームページにつきましても、今度新しく再構築されるということでございまして、期待をいたして

おります。また、いまの状態ではちょっと地元の皆様も、町民の皆様も見にくいんじゃないかというふうに思いますので、一つ素晴らしいホームページを作ってください、砥部町の顔でございますので、一つそこら辺のことをお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（田室博志） 土居英昭君の質問を終わります。13番、中島博志君。

○13番（中島博志） 13番、中島です。いま、地方分権一括法、また、三位一体改革など、砥部町においても行財政を取り巻く環境は、極めて厳しく、国、県、地方を問わない行財政改革が進められています。地域のことは地域が決める。それぞれの自治体、自立的判断と責任により、地域の実情や地域住民の声を反映したまちづくりがいま求められています。そういう中で、理事者並びに職員におかれましては、町政運営にあたり最善のご努力をいただいておりますことに、心より敬意と感謝を申し上げます。早速ですが、質問に入りたいと思います。まず、森林団地化施行推進についてですが、現在、林業の不振が続く中、砥部町においては、林家の高齢化や木材低迷の為、間伐は進まず放置林も増加しているのが現状です。そういう中で広田地区においては、集団間伐することで、水源涵養や災害防止など公益的機能を発揮すると共に、森林を適性に育てつつ、林家収益を上げ地域起こしに大きく関与するとして、国・県の補助を受け団地化を進めています。旧砥部地区においても、町内外者の所有林を含め、森林調査をし、その結果を基に山林を集団化した団地を形成し、町が作業プランを提案し、森林組合、グリーンキーパー等との連携の中、作業道開設や計画的間伐を推進し、林業復活・森林再生に向け積極的に実施してはと考えます。町長のお考えをお聞かせ下さい。

次に国道379号線工事概要に対する住民説明と、通行危険地対策についてをお尋ねいたします。国道379号線千里・万年間の工事概要と進捗状況の地域住民への説明とこれからの国・県への早期完成への働き掛け・見通しはどの様に対処し見込まれているのか。また、現国道379号線における車での離合危険地の安全走行のための拡幅、改修等国・県との連携の中、対策計画はないのかお尋ねします。

次に、砥部町高齢者生活福祉センター条例及び生活支援ハウス運営についてをお尋ねします。現在、砥部町高齢者生活福祉センター条例、居住部門、第4条（入居等の制限）において、「町長は次のいずれかに該当する場合は、利用を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は福祉センターからの退去を命ずることができる。」としています。また、同第4条3項中「居住施設利用対象者で自ら又は家族等の介護で生活することが困難な者。」と記されていますが、平成13年度厚生労働省の一部改正により生活支援ハウス運営実施要綱において、利用者対象として「居住部門の利用者は原則として60歳以上の者であってひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者としてあります。高齢のため独立して生活することに不安のあるもの」としています。高齢者福祉支援センター運営事業はそもそも過疎地域等の高齢者に対し、介護支援機能・居住機能及び地域住民との交流機能を総合的に提供することにより、当該地域の高齢者が安心して健康で明るい生活を支援し、過疎地域等の高齢者の福祉の増進を図ることを目的に始まった事業と認識しています。特に広田地区高齢者の

多くは、長年住み慣れた地域で暮らすことを望んでいます。高齢者が安心して住み慣れた地域で生活ができるよう「砥部町高齢者福祉センター条例」と厚生労働省要綱との関連をお伺いすると共に、施設の利用については利用者の生活環境の実情、また、家族の状況に即した対応をお願いするものです。以上、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまの中島議員さんのご質問にお答えをいたします。森林団地化施策推進についてのご質問でございました。現在、森林は、水源のかん養、自然環境の浄化、災害の防止など多様な機能を有しており、住民の生活に深く関わっております。しかし、今その森林管理ができないため、放置森林が増え、森林のもつこのような多様な機能がそこなわれようとしております。このことは、安心、安全な住民の暮らしを揺るがす大きな問題であります。このことから、健全な森林づくりのため、森林整備を進めていくということは、行政の責務であると理解をしております。今後、より効果のある方法で実施を、いろんな方法を実施していくことが大切であるというふうに思っております。その点では、今回ご提案いただいた広田地区で実施している施策団地を設定して間伐作業を進めることは、効率的で効果のある方法だと考えております。そこで、今年度、砥部地区でも、森林組合を中心に30ヘクタール程度モデルとなる施策団地を計画しており、現在、林家のご理解が得られるよう調整作業を進めております。この団地施策は、団地内を一まとまりの山林として計画的に施策するため、個別の山林ごとで施策するより効率的で、作業コストを大きく軽減することができます。また、団地施策には、国・県の各補助事業を活用することができますので、あらゆる面で有利な森林整備の方法だと考えております。そして、このモデル団地施策の成果により、皆さんに森林整備の必要性をご理解いただき、第二、第三の団地施策を実施し、砥部町の健全な森づくりを進めていきたいと考えております。

次に、国道379号線工事概要に関する住民説明と通行危険地対策についてのご質問でございしますが、一般国道379号岩谷バイパスの工事概要につきましては、砥部町岩谷から万年の間、延長5.8kmを2車線片歩道で、2本のトンネルと8箇所の橋梁でバイパス工事計画ができております。現在、新大岩橋から千里地区公民館手前までの区間2.3kmは供用開始しており、新川登橋から万年バス停までの区間約1.3km、これも平成18年度末の供用開始を目指しております。進捗状況につきましては、事業費ベース54.2%で、県関係当局の特別のご配慮により、着々と改良整備を進めていただいている状況で、完成目標は平成20年代前半になると伺っております。この道路は、砥部と広田の中心地を結ぶ唯一の幹線道路として、砥部町にとって大きな財産であり、計画につきましては地元区長さんを通じて地域の皆様のご理解をいただき、工事にもご協力していただいております。今後も引き続き、早期完成に向け、道路改良促進期成同盟会の議員の皆様と一緒に、国・県へ積極的な要望活動をしてまいりたいと考えております。なお、現道で離合が困難な場所の拡幅計画につきましては、バイパス工事の早期完成が最優先であり難しいと考えられます。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。今後も引き続き、早期完成に向け、道路改良促進期成同盟会の議員の皆様と

一緒に、国・県へ積極的な要望活動をしてまいりたいと考えております。

3点目の砥部町高齢者生活福祉センター条例と生活支援ハウスの運営についてのご質問でございますが、高齢者生活福祉センターで実施している居住事業は、高齢などのため、独立して生活を送るのに不安のある方やご夫婦が、安心して生活が送れるよう支援することにより、福祉の増進を図ることを目的に、生活支援ハウスとして厚生労働省が定める実施要綱に基づいて運営をしております。ご指摘の条例との関連でございますが、厚生労働省の運営実施要綱では、施設を利用できる対象者を定めておりますが、利用の制限は定めていないため、条例において制限を規定しております。この条例の第4条第3号の条文につきましては、利用者が虚弱化などにより、通所介護や訪問介護などのサービス利用だけでは、生活を送ることが困難な場合、介護専門員や設備の整った介護保険施設でのサービス利用などを想定して、定めているものであります。利用者に対しましては、本人の症状、生活環境、家族の状況などを把握している医療・介護関係者や保健師などの意見をもとに、どのようにすれば、安心して住み慣れた地域で生活を送ることができるかを総合的に判断し、事業の円滑な実施を図ってまいりたいと考えております。以上で、中島議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 中島博志君。

○13番（中島博志） ご答弁ありがとうございます。答弁はいりませんが、最後に森林団地化推進についてですが、町内林家の高齢化は今後急速に進むものと考えられます。数年後には、林家のほとんどがいなくなるのではないかと思います。いま手をつけなければ山は荒廃の一途をたどるものと考えております。将来にわたる水源の涵養、防災等、公益的機能を発揮する社会的共通財産としての認識にたっただき、砥部町の主導の下、林業活性化と森林団地化による森林再生にご期待を申し上げます。

また、国道379号線にかかる問題でございますが、特に広田地区の住民においては、砥部、松山へつなぐ生活、文化、産業また緊急時における主たる道路でございます。高齢者や女性の方にとって、通行また離合危険地での往来は非常に危険で困難なものと思われる。どうか住民の誰もが安心して、安全な通行ができるよう国・県との連携の中、バイパスの早期完成を町として強力にバックアップしていただきたいと考えています。

また次に、福祉センターなどの生活支援ハウスについてであります。先に質問の中で申し上げましたように、高齢者の多くは長年住み慣れたその地域で暮らすことを望んでいます。高齢者が安心していつまでも住み慣れた地域で生活できるよう生活支援ハウスの運営にあたり利用者の環境の実情や家族の状況により、より配慮した温もりのある対応を切にお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（田室博志） 以上で中島博志君の質問を終わります。ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。再開は午後1時の予定です。

午前 11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（田室博志） 再開をします。先程、東岡下水道課長より土居美智子議員の公共下水道の質問に関しまして、一部十分な答弁がなかったので、答弁を許してほしいというようなことがありましたので、答弁についてこれを許可します。東岡下水道課長。

○下水道課長 土居美智子議員さんからご質問をいただいております、処理場の処理能力でございますが、1日最大の処理能力が1万2,650トンでございます。そして、1日の平均の処理能力が1万610トンでございます。処理人口につきましては、2万3,100人を計画いたしておるものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（田室博志） それでは一般質問を続けます。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 17番、玉井でございます。ごみ問題と故きを温ねて新しきを知るということについてお尋ねをいたします。まず1点目ごみ問題についてでございますが、家庭ごみなどを自治体が収集し、処理している一般廃棄物では、どこの自治体でも施設中心のゴミ処理が行き詰まってきていることです。一つは財政の面です。ダイオキシン対策として持ち込まれた最新鋭技術の高額な焼却炉建設の借金が、その後の高額なランニングコストと合わせて自治体財政を圧迫しています。これは1997年以降、国が補助金、交付金の条件として広域処理、大型施設建設を押し付けた事が原因です。本町がなりものいり導入したRDFゴミ固形化は80年代の初め、当時の通産省が実証実験を試み失敗した技術です。理由はコスト面もありましたが、当時はカロリーの高いプラスチックや木・紙だけが主体で、生ゴミが入らなかったためです。したがって、都市部では使い物にならないとして、RDFは問題にもなりませんでした。ところが90年代に入りゴミを砕いて乾燥した後や前に石灰を転化して生ゴミの腐敗や塩化水素の発生を防ぐという技術が登場したことから、にわかにRDFは夢の技術として、旧厚生省の指導もあって、現在では全国63カ所のRDF製造施設が稼働中です。しかし、RDFは「ゴミの塊」であり、そのまま燃やすとダイオキシンがでるということもあって、作っても引き取り先がないという施設が続出し、中にはできたRDFを処分場へこっそり捨ててしまうという自治体さえでています。この事態に慌てた国や県は、RDFを大量に引き取って大型発電をするというRDF発電事業を進めてきたのですが、いま代表的な発電所で出火、爆発、送風機故障などの事故が起きています。その最大なものが03年夏に起きた、三重県RDF発電所のRDFサイロ爆発事故です。消防士2名が殉職しました。また、広島県福山市の03年8月試験燃焼中のコークスベット型ガス熔融路で火災事故が起きています。04年11月には発電施設で燃やすRDFを製造する施設も火災事故が起き、全国のRDF償却発電施設で相次いで重大事故が起きているのが現状です。私も、ダイオキシン問題があり、焼却炉RDF施設建設を賛成したのですが、RDF施設の勉強をしていますが、拙速ではなくもっと検討すべきだったと反省しているしだいです。そこでお尋ねいたします。財政の面です、美化センターのダイオキシン対策として持ち込まれた最新鋭技術の高額な焼却炉建設の借金がその後の高額なランニングコストと合わせて自治体財政を圧迫しています。美化センター起債とあわせた償還計画をお知らせください。そして平成15年度決算書で、固形燃料化施設の突

発事故及び維持管理に伴う修繕料の増加によるものとの報告は、ごみ処理施設の修繕、美化センター2, 491万円余りで、内容は破砕機ピースカッター取替え工事等の説明を具体的にお聞かせください。そして不燃ごみの発生状況の中、千里埋立処分場の項目で「RDF残さ」120トンの説明をあわせてお聞かせください。平成16年度一般会計補正予算の4衛生費の清掃費で、繰越明許費ごみ固形燃料化施設整備追加事業2, 052万8千円とありますが、本会議では具体的説明があるかと思いますが、まず、お尋ねをいたします。そして、デュース、リユース、リサイクルの順でやっていくことがごみの処理については大切だと、どこでもいわれるようになりましたが、施設中心で大型施設を作ってしまったために、燃やすごみが足りなくなるという状況や、せつかく住民が分別したプラスチック、などをまた一緒に燃やしてしまうごみの分別・減量に逆行する事態が生じています。さらに、ごみが足りないのなら産業廃棄物を一緒に燃やしてしまおうと「合わせ産廃」も、一層すすめられているのではないかと考えられますが如何なものでしょうか。一方、国の計画では、2010年までにごみを5%減さなければいけないという前提が一応ありますから、家庭のごみは、多くの自治体でも減らす計画が立てられ、実際減りつつあるところも少なくありません。ところが、一般廃棄物全体では減っておらず、むしろ増えていて、自治体の「廃棄物処理計画」などでも、微増または横ばいとなっているのです。ごみ削減の具体的計画はされているのか、お尋ねを致します。次に、ごみ問題の解決に何が必要かという点では、課題はいろいろありますが、いま大切だと感じているのは、ごみ減量にむけた出発点として、自治体ごと、地域ごとに、どんなものをどのくらい「ごみ」として出しているのか、どのくらい原料や資源化し得るのかコスト面も含めて具体的に実態をつかみ的確に分析すること、そしてその結果を住民に知らせていくことです。その具体的現状を把握し、分析や解決の方向をどのように考えて検討されているのか。

次に、昨年12月議会の一般質問で、徳島県上勝町の産業のことについてはお尋ねしておりますが、このことにつきまして平成17年5月10日に選定賞の授与を受けたことは周知のとおりです。特に、併せて、上勝町では、2003年9月に全国初の目標として、「ゼロ・ウェイスト宣言」を行い、2020年を目標として、焼却は埋め立てをなくし、次世代に美しく豊かな環境を残していくという宣言を行なっています。当町は産業廃棄物減量等推進員を配置していますが、その活動として、徳島県上勝町へ研修し、結果を住民とともに研究すべきだと考えますが如何でしょうか。また、ごみ有料化については、どのように計画をお持ちか。併せて、ごみ不法投棄について、本町ではどのような対策を考えているのか、以上、町長の答弁を期待いたしまして、ご所見をお伺い致します。

次に、故きを温ねて新しきを知るでございしますが、新しい住民のみなさんが快適な住環境を求めて、砥部に居を構まえ、昔は山や谷であり、田や畑であった所が姿を変え、新しい集落として再生しています。大規模な開発も進み、昔のような農山村的な面影は次第に薄れている感じがします。今後もさらに、こうした都市化の波は進展してくるものと予測されます。このように、砥部町が変貌するにつれて、旧来のイメージが次第に

忘れ去られようとしています。こうした町の発展とともに、消滅したり、改変されたりする地域を「地名」という観点から保存記録し、砥部町の文化遺産として残すために編集したものですということで、当時の町長大内茂氏が昭和63年3月の「とべの地名」発行されているあいさつの文です。この文面をみますと地形を表しているものや方位、順位、人名など地区の状態や歴史がしのばれて興味深いものです。また、地名と合わせて、砥部町誌の編集は3年を費やし、昭和53年(1978年)に完成いたし17名の編集委員さんも大半の方が黄泉の国へ旅だたれおります。そのご労苦に感謝致しますとともに、当時、教育委員長の中村照市氏は「美しい砥部の山、川は私達先祖の夢のあとであり、先人の残した歴史的、文化的遺産であります。砥部町の文化に親しみ、ふるさとを愛する心を育てていただきたいと思います。」と、序文の挨拶をされております。それと新住民になった方々が現人口の6割とも言われていますが、子供達は砥部で生まれ育っております。ここが故郷だと感じています。故郷は良いものです。また、方言は地方の文化です。方言を聞くと懐かしく故郷を思い出します。このように郷土・地域の歴史文化をさぐる事が郷土愛を土台にした新しい地域文化の確立につながり新しい町ができるものと思われまます。お尋ねいたします。中村町政の目玉として新しい観光資源の核として「陶街道五十三次」がスタート致しました。私はまだ回っていないので大きなことは言えませんが、3月28日の愛媛新聞によれば、いくつかの問題点も出ている。標識が少なく利用者は非常にわかりづらいとか、関係者の中には「とりあえずポイントを選んだ感があり、同町の良さをじっくり味わっている人はまだ少ない。もっと陶街道を生かした仕組みを作らないと、一過性に終わってしまう。」ことを危惧する声もあると報道されています。そこで提案致します。「とべ広報誌」の裏表紙には掲載されていますが。全国の観光地では、名所・旧跡には「故事来歴」の看板が立っており、「由来」の説明をしています。看板を立て説明をすべきだと思いますが、如何でございましょうか。

次に、平成16年度「教育方針」主要施策で郷土の特性を生かした文化活動の推進として、「安らぎ・潤い」が求められる中で、創造的な芸術・文化活動の推進をするとともに、地域の良さを活かした生活文化を創造するとして、「とべ伝統芸術の保存伝承」との推進が掲げられております。砥部町の年中行事はたくさんありますが、いまお日待ちは趣旨は違いますが、新年宴会程度。それと秋祭り、これは町誌では獅子舞は娯楽施設も少なく生活様式も厳しく、祭りは何よりの楽しみだったが、現在は趣味・娯楽が多くなり、若い青年が就職等の関係で地域に残るものが少なく、宮入、宮出しが寂しくなってきた。「獅子舞い」は祭りにつきもので、各部落でいろいろな舞い方もあり、秋に入ると長い間練習してやってきたが、ほとんど廃れてしまっている。懐かしい獅子太鼓・獅子舞いの復活を望む声をよく聞くと書かれています。祭りは地区の楽しみであり、神輿と神楽は、村の行事の一番のイベントだと思います。そこでお尋ねいたします。亥の子につきましては、それこそ三位一体で取り組まなければ、真の「伝承芸能」は発展しません。申すまでもなく「伝承」はビデオ・譜面はなく口伝です。「獅子舞」「亥の子」などを知っている方々の元気なうちに地域全体で取り組まなければ、追々細りとなります。「伝統芸術の保存伝承」の取り組みは、具体的に、どのような計画があるのかお尋ねを致します。時間

の関係で端折って申しますが、「健全なる精神は健全なる身体に宿る」ということわざがあります。体が丈夫なら自然に考える事柄も健全で、体の弱いものには精神の健全な者はいないということです。勉強も大事ですが、体を鍛えること、目標をもつことが大切です。以前にも申し上げておりますが、各小学校で「四国一周マラソン」を取り組んでいました。6年間で四国一周は大変だろうとは考えますが、現在やっていません。ぜひ、伝統芸能の「獅子舞」は総合学習で、また、「四国一週マラソン」の復活を検討すべきだと考えますが、如何なものでしょうか。提案致しまして、町長および教育長のご所見をお伺い致します。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、ごみの問題でございますが、議員さんの言われるとおり、RDF施設は、ダイオキシンの発生しない廃棄物処理施設として、十分に検討を重ねた結果、建設をしたものでございます。現在、稼働5年目で、他施設の事故等を踏まえ、環境省のガイドラインに沿って改修工事を行っており、適正な維持管理に努めているところでございます。返済計画についてのご質問でございますが、関連施設等を含めまして、平成11年から13年まで起債を借入れておりましたが、平成28年まで償還しなければなりません。返済金額等詳細につきましては、ごみ処理経費、ごみの発生状況、処理状況、分別状況、ごみ減量化や資源化推進事業と合わせまして、担当課長より説明をさせます。私は、現在の砥部町の分別方法やごみ処理は、ダイオキシン対策、容器包装等の資源化等の観点からみても適正に行われていると考えております。次に、ごみ処理有料化についてでございますが、ごみ処理費用の増加、負担公平の原則、ごみ減量化、ごみ再資源化の観点から、将来的には必要と考えております。また、環境省は廃棄物処理法に基づく「基本方針」を改定し、家庭ごみの収集処理については、有料化の推進を図るべきと明記し、5月26日付の官報に告示をしております。当町でも、今年度「砥部町環境審議会」の設置を計画しており、広く皆様のご意見やご助言をいただけるよう議員さん、住民の皆様に参加していただき総合的、計画的な環境対策等を審議いただく予定であります。その中で、ごみ処理の有料化についても十分にご審議いただき、皆様のご理解が得られた場合は、有料化するものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、「環境基本計画」の策定を予定しており、その策定作業の中で住民アンケートを計画しておりますので、その中でごみ処理の現状等を調査できればと考えております。不法投棄の対策についてでございますが、毎月職員により不法投棄のパトロールを行っており、また、パトロールや通報により発見した不法投棄物については、内容物を調査し、投棄者が特定できた場合は、撤去勧告書を送り投棄者に撤去を徹底させております。産業廃棄物の投棄や悪質な事例については、県や松山南警察署と連携して対応しております。

次に、故きを訪（温）ねて新しきを知るについての質問ですが、まず、陶街道五十三次の名所、旧跡のポイントに説明看板の設置をしてはとのご提案でございますが、砥部の里めぐり陶街道五十三次の事業も、おかげさまをもちまして5月末日現在で347名の方々に完巡していただき好評を頂いております。ご質問の名所、旧跡ポイントへの説

明看板の設置でございますが、該当すると思われるポイントが4番魔住ヶ窪、10番大森彦七供養塔、22番砥部衝上断層など、国や県、砥部町が指定しております天然記念物・有形文化財など12ヵ所あります。そのほとんどに、あまり大きくはありませんが、すでに説明看板は設置されております。これ以外のポイントすべてにおいて詳細な説明をさし上げたいのですが、民有地や個人財産もたくさんあり、景観への配慮も含めてその賛否は分かれるところでございます。そこで、現在はスタンプ台の背もたれに数行程度にまとめ説明を記しております。基本的には、陶街道五十三次しらべ帖を購入し、巡回のガイドブックとしていただきたいと思っております。しらべ帖には、各ポイントの紹介、説明はもちろん、そぞろ歩きコースやドライブコースなど目的にあわせたミニコースの紹介、砥部焼の歴史や窯元の情報、砥部のまつりやイベントなどを掲載したもので、ぜひお求めいただき、五十三次のことを知っていただければ幸いです。また、広報とべ2月号から順次各ポイントを紹介していますのでご家族と一緒にご覧になっていただくとともに、残しておく五十三次の詳細な資料ができると思っております。1回目の巡回はどうしてもスタンプを押すことが優先して、その地を味わう余裕がないかもしれませんが、予備知識を持って2回、3回、あるいは気に入ったポイントを再度ゆっくりお訪ねください。きっと新しい発見があると思っております。今後とも、町民の皆様と一体になっていろいろなお知恵やご意見を頂戴しながらより自慢できる地域づくり、ふるさとづくりを積極的に推進してまいりたいと思っております。以上で、玉井議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 佐野教育長。

○教育長 玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。先人から受け継がれました地域の伝統文化を守り、継承していく事は私達の責務であると思っております。砥部町におきましても古くから伝承されております伝統芸能や伝承行事があり、地区、地域の行事として、あるいは、保存団体により継承をされているところがございます。教育委員会といたしましては、地域の行事については分館育成事業や愛護班育成事業として支援するほか、伝統芸能保存団体に対しても補助金を交付するなどして育成を図っておるところでございます。また、平成11年には伝統芸能の指導者や養成や伝統技術伝承のため、練習風景などをカメラで収録し、映像として記録保存をしております。後継者育成にも役立ててまいりたいと考えております。さらに、学校におきましては地域の特色を生かした活動として、獅子舞や伊予万歳、太鼓などの取り組みを行っております。また、四国一周マラソンにつきましては、健康・体力づくりに役立てるため、グラウンドを何周走ったかを毎日記録をしていき、その累計を四国一周に当てはめていくものでございますけれども、砥部地区の学校におきまして、麻生小学校と砥部小学校においては、現在も実施をいたしておりますし、宮内小学校におきましても四国1周マラソンという名称は使用してはおりませんが、同じようなマラソン活動は実施をいたしております。いずれにいたしましても、玉井議員さんご指摘のとおり新しい文化の創造は先人から受け継いだ伝統文化の元に形成されていくものであると考えておりますので、今後も地域や団体等による保存伝承に努め、地域を誇り、輝く個性を創造する人とまちづくりを推進して

まいりたいと思っております。以上で、玉井議員さんに対する、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長 玉井議員さんのご質問、ごみ問題についてご説明をさせていただきます。議員さんのお手元に配布させていただいております、資料をご覧ください。廃棄物処理施設関連事業費及び起債償還計画表でございます。起債の返済計画につきましては、借入額が15億5,460万円、上段左側の表、上から4段目が起債額でございます。起債の種類は一般廃棄物処理事業債と財源対策債でどちらも償還金について交付税措置がなされます。平成11年度から13年度に借入れをしております。内訳は、上段右側の表でございます。借入れの利率は1.3%から2%でございます、3年間据え置きで以降、12年間での元利均等償還でございます。表の見方でございますが、左から償還年度、償還期日、11年度借り入れ分の元金、利子、合計額、12年度借り入れ分の元金、利子、合計額、13年度借り入れ分の元金、利子、合計額等3年分をトータルした元金、利子、合計額でございます。11年度に借り入れ分は12年度から14年度までの3カ年間は据え置きということは、元金の償還は0で利子の償還のみということでございます。それで平成15年から26年度までの12年間、元利均等償還は、元金と利子を足せば同じ額で償還をするというものでございます。平成15年度より元金の償還金が始まりまして、平成28年度で完済となりますが、その間に18億670万4,777円を支払うこととなりまして、利子額は2億5,210万4,777円でございます。一番下の右側に数字を書いております。平成15年度の元利償還金は9,631万9,960円でそのうち交付税に算入された額が6,607万6千円、またその他に清掃費といたしまして、経常経費と投資経費合わせまして1億6,225万2千円が基準財政需要額として措置をされております。午前中の土居美智子議員さんの質問にもございましたが、交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたものを交付されるわけでございますが、この中で、投資的経費の算入分というものは、これにつきましては、基準財政収入額が工事や施設をつくってもあまり変わりませんので、投資的経費として施設等を作った分につきましては、交付税として措置されると考えてよろしいかと思っております。平成16年度の元利償還金ですが、1億3,225万9,288円でそのうち交付税に算入された額が8,878万7千円。またそのほかに、清掃費として経常経費と投資経費合わせまして、1億5,308万4千円が基準財政需要額として措置されております。以降、平成26年度まで1億4,412万7,106円の返済が続きます、平成27年度5,618万4,446円、平成28年度1,419万8,818円を支払いますと返済終了となるわけでございます。平成17年度以降の交付税の算入率とか措置額等につきましては、現段階では国の三位一体改革等の影響で不明でございます。次にゴミ処理経費につきましては、平成15年度決算で2億7,304万円、住民一人当たりの経費で1万2,726円。これを1世帯に直しますと3万5,217円となっております。1トンあたりの処理経費は3万7,588円掛かった計算となります。ごみの発生総量でございますが、旧砥部町分で平成16年度7,816トンあり

まして、これを住民一人当たり1日に直しますと、約930グラムを排出したこととなります。7,816トンのうち、RDF処理を5,209トン、約66.6%。再資源化用として1,454トン、約18.6%。その他埋め立て処分が14.8%となっております。また、生ゴミ処理機等の補助による減量化は約144トンと見込まれます。これをゴミ処理経費に換算いたしますと、540万円余りの経費が節減されたこととなります。次にゴミの完全分別はなぜ転換されたかのご質問でございますが、現在、ごみの分別は12種分別を行っております。この分別方法は、平成13年4月より美化センターがRDF施設として稼動を開始することに伴いまして、従来からの7種分別より分別を徹底し、12種分別としたものでございます。ゴミ分別の変更につきましては、町内の集会所等59ヵ所で職員により説明会を開催し、住民の皆様にご納得いただき実施をしております。その中で、廃プラスチック容器等軽易なプラスチックにつきましては、以前は、廃プラスチック容器等として別に分別をしておりましたが、ごみの処理方式がRDF施設に変わり償却を行わなくなったため燃料ごみとして排出していただくようにしてございまして、適正に分別をされているところでございます。次にごみ減量化及び資源化推進事業につきましてでございますが、1号事業から4号事業まであります。詳しい内容ですが、1号事業が生ゴミ処理機等購入事業で、電気式生ゴミ処理機等を購入した際に補助をするもので、家庭から排出される生ゴミの減量化を図るために実施しております。2号事業はごみ集積場所整備事業で、地域等のごみ集積場を新設したり、からすよけネット等を購入する際に補助を実施しております。3号事業は、資源化促進事業で地区または団体が資源化活動を行う際に、資源化物の量に対して補助を行うもので、地域住民のごみ減量化、資源化意識の向上を図るために実施しております。4号事業は廃品回収事業で各小中学校PTAが廃品回収事業を行う際に、資源化物の量に対して補助を行うもので、町内児童生徒等のごみ減量化、資源化意識の向上を図るために実施しております。平成16年度の実績といたしましては、1号事業電気式生ゴミ処理機15台とコンポスト4基に対し、31万3,200円。2号事業8地区10集積場所に対し9万3,592円。3号事業5万7,603kgに対し、57万6,030円。4号事業7万4,360kgに対し37万1,800円。合計135万4,622円の補助を実施したこととなります。次にごみの組成については、年間4回、ごみ質分析検査を実施してございまして、検査結果によりまして、時期によりばらつきがございまして、生ゴミの割合が約3割、紙と布類が約3割、ビニール合成樹脂等が約3割、その他が約1割でございます。家庭ごみと事業系ごみの比率につきましては、詳細な記録はございませんが、家庭ごみが約8割、事業系ごみが約2割程度でございます。家庭系と事業系でごみの処分に係る費用の違いはございません。まったく一緒でございます。次に不法投棄についてでございますが、16年度実績で不法投棄者を確認し、撤去勧告書を送付したのが5件、電話による撤去勧告をしたのが10件、悪質事例として松山南警察署へ相談した件数が4件ございました。その他、町道や公有地に不法投棄され登記者不明のため環境衛生課、また、環境保全課で撤去した数は年間5,60件ございました。

私有地に不法投棄された場合の撤去は、基本的には所有者に行っていただくこととな

りますので、町では撤去をしておりますが、悪質な場合は警察等に相談をしております。不法投棄の防止対策といたしましては、市町村が広域で連携し、住民の意識改革、モラルの向上を図ることが大切でございますが、新しく設置する環境審議会でこれらのことを踏まえまして清潔で美しいまちづくりを推進していくために、町民の皆様から意見をお聞きし、環境美化に関する計画の策定を検討したいと考えております。また、16年の決算でカッター刃の取替え等についてご質問がございましたが、これにつきましては、美化センターは大規模な故障等がおきますと1日でもごみの処理ができないということになると大変なことでございますので、計画的に実施をしているものでございます。RDF残渣120トンにつきましては、RDFは燃料として使いますので、金属等は不適物となります。そういうものが、千里埋立処分場にもっていったのが年間120トンということでございます。上勝町への研修につきましては、また検討したいと考えております。17年度へのRDF施設の改修工事の繰越でございますが、3月25日に入札を実施しまして、JFEエンジニアリング四国支社と契約を締結しております。平成17年7月末の完成を目指しまして、現在機械部品等の工場製作中でございます。以上で、玉井議員さんについての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） まーこれあのいろいろ説明を受けたわけですが、ちょっとわかりにくい問題が、答弁でございましたけれども、やはりそういうこと、一番大事な事は、委員会でお聞きしますが、要するに他の市町村の事故についてお聞きしますが、砥部町はそれないかということですが、広島県福山市のRDF焼却施設にはコークスベット型ガス化溶融炉より人災事故が起きたとか、それから福岡県玄海環境組合も同じような事故、北海道江別市でも起きており、初期設計そのものの根本が見直しが迫られたようでございます。そして兵庫県高砂市では、電気系統やベアリングの異常が起き、高濃度のダイオキシンが漏洩し、ダイオキシン汚染は、防護服着用など完全武装が要求される「レベル3」という最高の汚染となっています。そのようなことが1年間で12の事故が発覚し、運転停止が10回起こしたというようなことが発生しておりますし、北海道伊達市廃棄物処理場広域連合もトラブルを起こしています。こういうことがたった63施設で、率からいうたらかれこれ多いと思うわけですが、それと合わせまして、砥部町での事故は何件あったのかいうんをお尋ねいたします。それから事故の補償はメーカーの負担で行われておりますが、保障期間が過ぎて、自治体が維持管理をすることになれば、メーカーは必ず補修費の損失で元をとるといわれています。平成14年2月完成ですが、保障期間は何年か、そして固形化燃料施設の突発事故の修理及びごみ固形化燃料施設整備追加事業はどこのメーカーかを併せてお尋ねいたします。それと上勝町のことでいろいろ検討されるという答弁でございましたが、やはり一見は百聞にしかずというようなことで、予想では160万で24人の人が、予算組んで、15年度の決算によるんですが、おりますから、上勝町いうたらそこだと思います。それで要するに「ゼロ・ウェイスト宣言」を全国初で行ったということで、2020年を目標として、焼却や埋め立てによ

るごみの処理をゼロに近づけ、次世代に美しく豊かな環境を残していこうといま取り組み中でございます。そのごみについては、現状、現地とか、世界中での悩み事ですが、上勝町では住民自らが分別を徹底して行うことにより、資源を大切に土壌や大気汚染を回避して、経費の有効利用も実現しようとしております。そういうようなことからぜひ、24人の方が160万いろいろな費用があるかと思いますが、先程申し上げましたように徳島県ですが近くですので、ぜひ研修にいていただきまして、それを住民に報告、どういふことをやりよるかという町だけの研修ではなく、説明ではない町とあわせて報告すべきだと思います。その計画はどのようにされるのかどうかお尋ねをいたします。

次に、故きを温ねて新しきを知るでございますが、社会教育努力目標は、「まちづくりは人づくり」の原点を意識し、町民一人ひとりが、生きがいを持ち心豊かに暮らしていくため、学習で得た知識・技能を生かし、新たな地域文化の創造と地域社会の発展に個性豊かな文化の香り高いまちづくりの推進をかかげ「文化遺産を生かした活動、文化財の保存・伝承に努めるとともに、地域の特性を生かした文化の香る個性豊かなまちづくりを推進する」として目標が書かれております。本町においても新住民は先程いいましたように6割といわれておりますが、砥部町が都会化されつつあるといっても子どもは生まれ育っており、砥部町が故郷です。また、学校教育目標に、「わが国の文化と伝統を大切にし、世界に目を向ける子ども」目指す子ども像が書かれています。子どもには、国の文化と伝統も大切だけど、まず砥部の文化と伝承を大切にすべきであると考えます。地方には地方の年中行事があり、良さがあります。それこそ先も申し上げました三位一体、地域、父兄、教師が物事は取り組まなければなりません。そういうことがお祭りの獅子舞とか亥の子とかがチャンスだと考えます。「伝承芸能」「保存伝承」は「一ター朝」でできるものではございません。先程答弁にもありましたように、それはいろいろ取り組んでおるといふような答弁ではございましたが、やはり教育方針、立派な教育方針がでておりますので、その具体的な取り組みがあるのかないのかお尋ねを致します。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ちょっと私自身把握しかねているところもございますし、質問内容が的確にとらえていないところがあるかもしれませんので、ご了承をいただきたいと思っております。63カ所全国であって、先程申し上げられたんは、10カ所ぐらいいろんな事故があるということでございますが、砥部においては現在のところ私の代になってからでございますけれど、事故の報告はございません。そしてメンテナンスは必ずやっておりますので、そういう面で、これからも事故の起きないように十分やっていきたいと思っております。

それと保障期間、メンテの金額だろうと思うんですけども、これちょっと数字的なこといまずぐは申し上げられませんので、また担当の方でわかるかどうか、答弁をさせたいというふうに思っております。そして上勝町のごみの件でございますが、この視察等についても、前ほどにもご質問いただいたかなんかこの議会という記憶があるんですけど、24品目に分けて町民の皆様がそれぞれごみを持ち寄っているというようなことがあったと思っております。砥部もぜひできれば、私はおおいにやっていただきたいというふうに思いますし、また、研修に行くのもやぶさかではありません。しかし、いまの

砥部の面積から、そして2万3千円の人口からいいますと、なかなか大変なことだなどという気はいたします。しかし、議員さんがご指摘されるようにやってはやれないともないと思いますし、そのためには住民の皆様のご協力が必要ではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あとの伝統芸能等につきましてもいろんなところで各地域で地域おこしをしております。その中で、北川毛でも漫才をやったり、岩谷口では獅子舞をやったり、いろいろ地域で取り組んでいると思います。そしてもう団地ができてからも30年近くの日にかがたっておりますので、もうおそらく子どもたちは生まれてからずっと砥部という方がかなり増えております。もうよその子だというような時代ではなくて、やはりみんな砥部の子であると思うし砥部へ変わってこられた方も、砥部の方が住んでいる期間も長くなったというような方が増えてこられたんではないかと思います。いずれにいたしましても、砥部のいいところそしてまた、伝統的なもの史跡等については、やはり見て、知っていただくということは重要だと思いますので、この点につきましてもいろんな機会を捉えてやっていきたいというふうに思います。

○議長（田室博志） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。

他の市町村では非常に事故が多いということでございますが、これ前にもご説明させていただきましたが、平成15年8月に発生いたしました三重県のごみ固形燃料化施設の事故などを踏まえまして、製造や保管や管理方法について環境省がガイドラインを取りまとめまして、平成16年11月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する政令が施行されました。それにつきまして、砥部町でも5年目を迎える施設を適性管理を行うために国庫補助事業によりまして、施設を改修中でございます。先程、玉井議員さんのご質問にございましたがダイオキシンの関係で漏れたということございましたが、砥部町の施設は燃やしてませんので、ダイオキシンの発生ということは絶対ありえません。それとあの率からいえば施設の故障が多いということでございますが、砥部町ではいままで、1回も大きな故障はございません。ただ、毎週水曜日は運転を停止しまして、職員による点検日としております。それと年1回精密検査を3日間かけて、製造業者でありますRMJさんの方に委託してやっていただいておりますので、大きな故障は起こしてはならないということで、十分維持管理には気を付けているところでございます。それとごみの資源化、減量化についてでございますが、何度も申しますが、環境基本計画を今年度作るようにしてございまして、その中で町と事業者と町民の皆様の指針といいますか、基本目標というそういうものを、立場ごとに定めまして、環境基本計画の中で、明らかにきちんとした計画を作りたいと思いますので、併せましてよろしく願いしたらと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（田室博志） 佐野教育長。

○教育長 玉井議員さんのご質問についてですが、概要につきましては、先程、町長の方から答弁さしていただきました。具体的な内容があればというふうなことであったかと思いますが、各学校別に取り組みを見てみますと、学校として取り組んでおるもの、

あるいはそうでないものというふうなこともあります。これはそれぞれ学校の校長の経営方針の中でしておるわけですけれども、まずその前段といたしまして平成17年度の砥部町教育委員会が定めました教育方針の中で、学校教育目標の中に、自然と文化を愛する豊かな情操の育成という項目、あるいは個性、創造性を伸ばす学習というようなこと等がございます。その中で各学校別に申し上げますと、麻生小学校として学校行事としての伝統芸能的な行事というのは特にはございませんけれども、伝承活動としては、校内の6地区で秋に猪の子を実施しておるようでございます。宮内小学校につきましては、過去には宮内太鼓でありますとか、獅子舞、伊予漫才の実施をしております、伝統芸能クラブということで活動を実施しておりましたが、現在は休止をいたしておりますが、校区内では千足で伊予漫才の活動が行われております。子どもたちも参加をしておるようでございます。砥部小学校につきましては、学校として従来から獅子舞を実施いたしております、運動会等で発表をいたしておりますし、北川毛や岩谷口では獅子舞、漫才の活動もございました。それぞれの地域で子どもたちも積極的な参加をしておるということでございます。次に広田地区の学校でございますが、玉谷小学校では伊予漫才の流れを汲む満穂漫才というのがございまして、これも広田地区の伝統芸能発表会等にも出演をいたしております。次に広田小学校ですが、ここでは平成8年からたちばな太鼓クラブという和太鼓のクラブを発足いたしまして活動しております。子供の数は少ないんですけれども毎週練習を続けておりました、一昨日の広田ほたる祭りの際にもその成果を発表しておりました。次に高市小学校ですが、ここでは地域の秋祭りの際に笛、太鼓、かねなどの行列、しゃぎりという行事ですけれども、この行事に留学生も含めて子どもたちが全員参加しておりますし、獅子舞も行われております。このように地域の実情にあったそれぞれの伝統芸能、そういったことを各学校でも取り入れて子どもたちの情操教育と豊かな情操の育成ということに努めておるところでございます。中学校につきましては、特にこれとってご紹介を申し上げる行事というのはやっておりませんが、それぞれの実態に応じて地域の行事に参加をするというふうなことを学校としても呼びかけております。以上で玉井議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） いろいろ親切に答弁していただきまして、把握できた、頭が悪いので把握できた面もあるし、できない面があると思うんですが、要するに固形燃料化の問題はいまのところ問題はないという答弁でよろしいですね。それとごみの資源化についてはいろいろ、12分別のやっているというようなことでございますが、それと併せまして一人当たり1万2千円というような答弁がちよっとわからなんだんですが、そういうごみの使用料がいるというようなことです。それであるもう一つはやっぱりそれに併せてごみの有料化については、将来的には必要であるというようなことでございますが、ごみの有料化については、導入する際にまずいわれることは、先程言いましたようにごみを減らすために有料化が必要ということです。「ごみを多く出す人とあまり出さない人との不公平をなくすため」という議論も出されますが、自治体側の事情からい

例えば、ごみ処理経費の増大などの財政問題として、少しでも収入を増やしてもらいたいという思いがあるのではないかと思います。実際に、全国で有料化した町村見ますと、いったんごみが減っても、またもとに戻って、後は増え続けるという事例が、全国に数多くあります。住民がお金さえ払えばと、いうふうに麻痺してしまって、ゴミを出す量が増えたり、不法投棄が増えたりで、かえってモラルハザードが起きてしまったということも聞いております。また参考ですが、奈良県山添村では、一般廃棄物の年間焼却処分排出量は一人当たり122キログラムで、全国平均の1,224キログラムとくらべてずいぶん少ない量です。以前から「環境リサイクルの会」という住民団体が、紙、雑誌、ダンボール、スチール缶、アルミ缶、食品トレイ、古着、牛乳パック、ペットボトルなど分別回収を進めています。こうした理由かと考えられます。ごみの処理にかかる経費は、砥部町では先程の答弁で1万2千円平均でございますが、やはり2万数千円といわれていますが、山添村はこういう完全分別にして5,000円弱です。それと久喜市宮代町では、有料化はしていませんが、現場職員の発言をみますと、市民と行政が協力して、処分すべきものの量を大きく減らしています。合併問題と関連して、住民アンケートが行われたのですが、そのなかの「町の誇れるものは何ですか」という設問では、「ごみの行政が進んでいる」というのが65%でごみ問題の意識改革は大変なことですが、ちゃんと説明していて納得してやってもらうことということで現業労働者が発言されております。

いま、ごみ手数料有料化について、自治体職員は、結局、「ごみ減量のためではなく、財政補填が大きな目的」と率直にっております。ごみ“有料化で住民を痛い目に合わせればごみが減る”という考え方では、目的を達成できないというのが、全国の事例でかなりはっきりしてきているのではないのでしょうか。最初に申し上げましたように、自治体の仕事は、地方自治法にあるように、住民の暮らしをまもることが最優先の課題です。その中で、最小の経費で最大の効果が上がるようにすることは当然で、過大な施設建設などは見直さなければならぬと思います。最後に「伝承芸能」などは「絵に書いた餅」にならないよう、これはごみ問題も同じですが、具体的な取り組み計画により「お祭りの獅子舞」「亥の子」は絶好の地域とのつながりがチャンスだと思います。先程も申し上げましたように、「伝統芸術」「保存芸術」は一律では問題かと思いますが、その独自でやることについては、行政の方も色々手助けすべきであると考えます。これは保存伝承は、子供に教えるんですから、それは今日教えて明日わかるというようなことではないので、これはずっとやらなければならない問題でありますし、それからそういう伝統芸能は、もうわれわれの年代が最後のチャンスだと思います。いろいろ先ほどの答弁ではビデオ撮ったりされておるとは思いますが、こういうことをやって砥部町誌とか砥部の地名を見ておられますと本当に興味深いものです。このようなことをぜひ子供に残すようにやっていただきたいと思います。砥部町民憲章にも、「体を鍛え、明るいまちをつくりましょう。」と書いております。先程言いましたように、元気な体でしか元気な精神は宿らんというようなことでございますので、ぜひそれぞれ学校があろうかと思いますが、ご指導いただきまして取り組んでいただきますように要望いたしまして質問を終わります。答弁いりません。

○議長（田室博志） 玉井啓補君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

日程第6 承認第49号 専決処分第49号の承認について

日程第7 承認第50号 専決処分第50号の承認について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第6承認第49号及び日程第7承認第50号の専決処分の承認2件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。日浦環境保全課長。

○環境保全課長 それでは承認第49号専決処分第49号の承認について、承認第50号、専決処分第50号の承認について一括してご説明をさせていただきます。まず、承認第49号専決処分第49号の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成17年6月6日。砥部町長 中村剛志。専決第49号内山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてでございますが、構成団体のうち中山町が平成17年4月1日に伊予市、双海町と合併し伊予市となったことによるものでございます。市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、内山衛生事務組合を伊予市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、地方自治法の規定により、許可申請期日の関係上議会を招集する暇がないと認め、平成17年3月22日付けで専決処分をしたものでございます。次のページに規約の改正内容がございますが、中山町を伊予市に改めますとともに、一部事務組合に加入する区域を特定したものでございます。また、附則で、この規約は、平成17年4月1日から施行するものとしてございます。続きまして、承認第50号専決処分第50号の承認についてですが、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成17年6月6日。砥部町長 中村剛志。

専決第50号大洲・喜多衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてでございますが、構成団体のうち、双海町、中山町が平成17年4月1日に伊予市と合併し、伊予市となったことによるものでございます。市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により大洲・喜多衛生事務組合を伊予市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、地方自治法の規定により平成17年3月22日付けで専決処分をしたものでございます。次ページに規約の改正内容がございます。双海町、中山町を伊予市に改めますとともに、一部事務組合に加入する区域を特定し、組合議員数を17人から15人に改めまして、双海町2人、中山町2人を伊予市2人に改めるものでございます。また、附則でこの規約は、平成17年4月1日から施行するものとしてございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

承認第49号及び承認第50号の2件を一括して採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、承認第49号及び承認第50号の専決処分の承認2件については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

### 日程第8 承認第51号 専決処分第51号の承認について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第8承認第51号専決処分第51号の承認についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。相田税務課長。

○税務課長 それでは承認第51号、専決処分第51号の承認についてよろしくお願いたします。承認第51号専決処分第51号の承認について地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成17年6月6日。砥部町長 中村剛志。専決第51号砥部町税条例の一部を改正する条例について、平成17年3月31日付けで、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い砥部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成17年3月31日。砥部町長 中村剛志。同じく砥部町税条例の一部を改正する条例をここに公布するというので、平成17年3月31日に公布をしております。それでは平成17年砥部町税条例171号、砥部町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。改正事項が多いものですから概要を申し上げ、条文に沿ってご説明をさせていただいたらと思います。なお、多いものですから、新旧対照表を参考にさせていただければありがたいと思います。今回の条例改正は、政府税制調査会の答申により国、地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを平成18年度までに行なうことを受けての地方税法の改正が行なわれたものです。概要は第1に所得税法、地方税法の改正により個人の所得税、住民税の定率減税の減額や年齢65歳以上の方が、非課税項目から削除されました。第2に地震等被災者から申請事項が追加され、救済されることになりました。第3に地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。以上が改正の概要でございます。次は条文に沿って簡単にご説明を申し上げます。新旧対照表の2ページ目からお願いいたします。第24条では、個人の町民税の非課税の範囲が定められておりますが、年齢65歳以上の方が、非課税項目から削除され課税の対象者となっております。ただし、附則、最後にあるんですけれども、附則にありますように経過措置が施されておまして、平

成18年につきましては3分の1、平成19年は3分の2、平成20年から全額かかってくるといような段階的な課税となります。続きまして36条の2町民税の申告については、条文の整理でございます。その下でございますが、63条の3でございます、特定被災共用土地に係る固定資産税の案分の申し出でございます。申請事項の追加措置でございます。避難の指示等、非難等解除日の後、申請するというところでございます。その次は、第74条でございます。固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収でございます。これは登記法の改正に伴う条文の整備でございます。74条の2でございますが、被災住宅用地の申告でございます。法第349条の3の3被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特定を定めておりますが、申告できる要件に非難の指示等の項目が追加されたものです。条例は以上でございます、次は附則第8条に移らさせていただきます。附則第8条肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例でございます。これは適用年度が18年度から21年度に適用期間の延長を定めたものでございます。附則第10条の3、阪神淡路大震災関係でございますが、条例の整備及び適用年度の延長20年度までとなっております。附則第15条、これは読替規定でございます、条文の整備でございます。次のページをお願いします。附則第15条の2土地保有税の課税の特例につきまして地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。なお、第6項、第8項が削除されております。続きまして附則第16条の4、土地譲渡に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例につきましては、条文の整備でございます。附則第19条、これは新旧対照表8ページの下の方にあるかと思えます。19条から19条の第5については、新旧対照表が前後しますので、ページを申し上げますので、参考にしてください。附則第19条、株式に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、税法改正に伴う条文の整備及び旧条例の第2項の削除でございます。続きまして、附則第19条の4、これは新旧対照表12ページの中ほどにあるかと思えます。右の方でございます。この分につきましては、旧条例を削除するというところでございます。続きまして附則第19条の3条文の整備を行い、附則第19条の4とするということでございます。続きまして附則第19条の2、条文の整備及び第2項を削り、附則第19条の3とするということでございます。附則第19条の次に、次の第1号を加えるということで、これが10ページの上の方にありますから、続くということでもあります。附則第19条の2特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例、これが新設されましたので、少し説明させていただきます。株式の損失申告は譲渡して損益を計算してするものでございますが、上場廃止や倒産して株価の価値がなくなり紙切れになった場合、売る事ができないが、実質の譲渡の損失とみなして、損失の申告をして計上をすることができることになりました。続きまして附則第19条の5、12ページの中頃からでございます。上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、これは条文の整備でございます。続いて附則第20条特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の「繰越控除等及び譲渡所得等課税の特例」条文の整備及び旧条例の第8項の削除をおこなったものです。続きまして年度の附則でございます。第1条では施行期日を平成17年4月1日から施行するものと、改正規定によっては、平成18年1月1日から施行するものにと

分かれるということでございます。その下の第2条につきましては、町民税に関する経過措置でございます。平成17年1月1日現在において年齢が65歳以上であったもので、前年取得125万以下については、平成18年課税から20年度課税分までの3年間の経過措置が受けられること、最初にご説明を申し上げた3分の1ずつでございますが、申し上げたとおりでございます。均等割りとか所得割りとか別々に書いておりますので、長くなっておりますけれども経過措置でございます。続いて第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置。第3条新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるということでございます。以上で砥部町税条例の一部を改正する条例の専決報告を終わらせていただきたいと思います。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 専決の第51号、税務課長さんお尋ねしますんですがね。詳しくご説明をされましたんですけど、どうしてもこれわからぬので、わかったんは、年齢65歳以上の者は削ると書いてるんで、私も65以上やけんこれ削られるんかなと単純なあれをみたわけでございます。じゃあ、削るということは、それによって、町に、いわゆる町民税のあれが増えるのか、どれくらい概算によって、これによって増えるのか。削られたもんは、じゃどれくらい町民の負担が多いのか概算でよろしゅうございますので、わかる範囲お答えをいただきましたらと思います。ただ単純に65歳というのに該当する者として、なにやらいらんもんじゃろかという気持ちになりましたものだからお尋ねいたします。

○議長（田室博志） 相田税務課長

○税務課長 失礼します。三谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。1ページでございますとおおり、現行、9条になるわけなんですけれども、年齢65歳以上の方が、改正案では非課税の範囲から外れるということでございます。削るというのはそういう意味でございます。なお、納税者が増加するというような見込みでございますが、四国では概ね5万人ぐらいは、納税者が増えるのではないかといわれております。本町におきましては、だいたいその1%ですかね、の500人の見込みでございます。金額に直しますと均等割りの対象者が3千円ということでございますが、年度別でございますと千円ずつということに、3分の1ずつということになろうかと思っておりますので、概ね50万程度ではないかなというふうに考えております。ただ課税対象者につきましては、500名程度は増えるものと思っております。以上です。

○議長（田室博志） 他に質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

承認第51号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、承認第51号専決処分第51号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第9 承認第52号 専決処分第52号の承認について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第9承認第52号専決処分第52号の承認についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長 失礼します。専決第52号についてご説明するとともにご承認をお願いするものでございます。承認第52号専決処分第52号の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成17年6月6日。砥部町長 中村剛志。内容でございますが、平成16年度一般会計補正予算（第2号）を専決処分しております。お手元の資料3枚めくっていただいて、内容の方を説明させていただきます。平成16年度一般会計補正予算（第2号）は、つぎに定めるところにとるということで、第1条から第2条、第3条まで歳入歳出補正予算、それから繰越明許費、地方債補正の3点について補正をしております。まず歳入歳出の補正でございますが、金額の増減はございません。次のページをご覧ください。1ページです。ここからページが入っておりますので、ページで説明させていただきます。歳入につきましては雑入170万減額、町債を170万増額しております。この内容についてでございますが、7ページをお願いします。町債の方でございますが、1節の一般公共事業債として県営ため池等整備事業30万円、神の森子猿線整備事業100万円の130万の増額。それから2節過疎振興対策事業債として山村振興等農林漁業特別対策事業債として40万円を増額しております。2ページの方にお戻りください。歳出の方なんですけれども、財源組替ということになりまして、ここにございますように農業費の方の財源を組替えたわけですが、補正額は表れてきません。総額も変わっておりません。このような形で上げられてきます。次に繰越明許費でございますが、3ページ第2表繰越明許費をお願いします。5件ございます。まず保健衛生費としまして山谷簡易給水施設整備事業費1,352万4千円。清掃費として先程お話のございました、ごみ固形燃料化施設設備追加事業2,052万8千円。道路橋梁費として道路維持工事9件、道路新設改良事業4件、それから町道麻生線測量調査設計委託業務、これらを合わせまして5,790万6千円。それから公共土木施設災害復旧費として17件を繰り越しております。6,778万円でございます。最後に農林水産業施設災害復旧費3件を見越しております、1,319万4千円でございます。いずれも災害等予想できない事業、また、この予算の期間が3ヵ月と短いこともござい

ます。ご理解の程、よろしくお願ひいたします。4ページをお願ひいたします。地方債の補正でございます。先程、申しました一般公共事業、これの限度額を1,310万円に上げております。あと、過疎振興対策事業こちらの方を8,680万と増額しておるしだいでございます。以上のとおりでございます。ご審議の上、ご承認の程よろしくお願ひいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

承認第52号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、承認第52号専決処分第52号の承認については、原案のとおり承認されました。ここでしばらく休憩します。再開は午後2時50分の予定です。

午後 2時27分 休憩

午後 2時47分 再開

~~~~~

#### 日程第10 報告第1号 砥部町土地開発公社の経営状況報告について

##### (報告、質疑)

○議長（田室博志） 再開します。日程第10報告第1号砥部町土地開発公社の経営状況報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。藤田企画課長。

○企画課長 報告第1号につきましてご説明申し上げます。報告第1号砥部町土地開発公社の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき平成16事業年度の決算の概況及び平成17事業年度の事業を次のとおり報告する。平成17年6月6日提出。砥部町長 中村剛志。それでは説明の都合上、収支決算からご説明申し上げます。決算書の6ページをお願いします。平成16事業年度収支決算書。収入といたしまして1款1項1目1節土地売却収入はございません。3款1項1目1節繰越金決算額605万5,883円。4款事業外収入決算額1,725円。内訳といたしまして、受取利息1,125円、雑収入600円。以上、収入合計、予算現額605万7千円に対し、決算額605万7,608円でございます。7ページをお願いします。支出といたしまして、2款から5款までのすべてでございません。以上、支出合計、予算現額605万7千円に対し決算額はございませんので、不用額605万7千円の決算とさせていただきます。それでは1ページにお戻り下さい。平成17年3月31日現

在の財産目録についてご説明いたします。まず、資産の部として1流動資産として普通、定期預金合わせまして1, 105万7, 608円。完成土地についてはございません。次に負債の部につきましても、1. 固定負債はございません。差引純資産1, 105万7, 608円となっております。2ページをお願いします。貸借対照表です。資産の部として流動資産が1, 105万7, 608円、負債の部はございません。資本の部として1. 基本金500万円、2. 前期繰越準備金605万5, 883円、3. 当期純利益1, 725円で合計1, 105万7, 608円となっております。3ページをお願いします。損益決算書です。ここでは6ページ、7ページでご説明いたしました収支決算を決算書としております。事業はしていませんから、事業外収益のみとなります。事業年度の当期純利益は1, 725円。前期繰越準備金605万5, 883円を加えまして、605万7, 608円の利益が生じたので公有地の拡大の推進に関する法律第18条第4項の規定によりまして、準備金として整理をさしていただいております。以下、4ページ、5ページ、8ページ以降には事業報告書、決算審査意見書、利益処分、基本金明細表を附属明細として添付させていただいております。続きまして、平成17事業年度の予算についてご説明いたします。予算書の1ページをお願いします。平成17事業年度砥部町土地開発公社予算。第1条平成17事業年度砥部町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。第2条収入支出予算の総額は収入支出それぞれ606万9千円と定める。2項収入支出の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表収入支出予算」による。ということで、次のページをお願いいたします。まず、本年度の収入といたしまして1款の事業収入はございません。3款1項繰越金606万7千円。4款事業外収入1項受取利息千円、2項雑収入千円。合計606万9千円です。次に支出といたしましても2款管理費1項一般管理費は前年度と同額の17万6千円。3款4款はございません。5款予備費589万3千円。合計606万9千円の予算とさせていただきます。以下3ページ以降につきましては、事業計画書等附属明細書を添付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で、報告第1号砥部町土地開発公社の経営状況報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第11 報告第2号 平成16年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について (報告、質疑)

○議長（田室博志） 日程第11報告第2号砥部町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長 失礼します。16年度繰越明許費の繰越計算書についてご報告いたします。報告第2号、平成16年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について。平成1

6年度砥部町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成17年6月6日提出。砥部町長 中村剛志。繰越明許費につきましては、自治法の規定により5月末までに繰越計算書を調整し、報告しなければなりません。先程、ご承認いただいた16年度の補正予算第2号で17年度への繰越明許をかけておりますので、これについて繰越計算書を報告するものです。1枚めくっていただきまして、繰越計算書の方をお願いいたします。金額につきましては、すべて予算書の方とかわりございません。山谷簡易給水施設整備事業1,352万4千円、財源の内訳は地方債1,170万とその他として地元負担金39万6千円、一般財源142万8千円でございます。ごみ固形燃料化施設整備追加事業は2,052万8千円で、財源内訳は国庫支出金が488万5千円、地方債1,260万円、一般財源304万3千円。それから道路橋梁費は5,790万6千円、全額一般財源でございます。それから公共土木施設現年災害復旧事業17件につきましては、国庫支出金4,264万円、地方債1,020万円、一般財源1,494万円で合計6,778万円でございます。最後に農業用施設現年災害復旧事業費3件につきましては、1,319万4千円で、財源の内訳は国庫支出金915万7千円、一般財源403万7千円となっております。合計1億7,293万2千円。これの財源内訳が国庫支出金5,668万2千円、地方債3,450万円、その他財源39万6千円、一般財源8,135万4千円となっております。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。報告第2号を終わります。

~~~~~

#### 日程第12 議案第74号 砥部町過疎地域自立促進計画の策定について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（田室博志） 日程第12議案第74号砥部町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。藤田企画課長。

○企画課長 議案第74号砥部町過疎地域自立促進計画の策定について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、別紙のとおり砥部町過疎地域自立促進計画を定めるため議会の議決を求める。平成17年6月6日 提出。砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、砥部町の過疎地域において総合的かつ計画的な対策を実施し、地域の自立促進を図り、住民福祉の向上など地域格差を是正するため、この計画書を策定するものであります。また、この計画は本年3月に愛媛県が過疎地域自立促進方針を示したのを受け、その方針に基づき、平成17年度から平成21年度までの5カ年間の計画を策定するものでございます。それでは計画書をご覧下さい。1ページから11ページにかけてまして、1. 基本的な事項として、広田地区の概要、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画期間を載せております。その後、2としまして産業の振興、3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、4. 生

活環境の整備、5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、6. 医療の確保、7. 教育の振興、8. 地域文化の振興等の各項目の現況と問題点、その対策、事業計画を載せておりまして、過疎地域に対しまして、総合的かつ計画的な対策を実施することにより、過疎地域の自立促進を図り、住民の福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正を目的として策定をいたしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。  
おはかりします。議案第74号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第74号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月10日の本会議でお願いいたします。

~~~~~  
日程第13 議案第75号 砥部町環境審議会条例
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（田室博志） 日程第13議案第75号砥部町環境審議会条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。日浦環境保全課長。

○環境保全課長 それでは議案第75号砥部町環境審議会条例について説明をさせていただきます。議案第75号砥部町環境審議会条例の制定について、砥部町環境審議会条例を別紙のように制定する。平成17年6月6日 提出。砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本事項を調査審議する審議会を設置するため条例を制定するものでございまして、環境基本法第44条では、市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して基本事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより環境の保全に関し、学識経験のある者を含む者で構成される審議会、その他の合議制の機関を置くことができるという規定を受けまして条例を制定するものでございます。次のページをご覧ください。砥部町環境審議会条例でございます。設置。第1条では環境基本法に基づき、環境審議会を設置するとしております。所掌事務。第2条では審議会は、環境保全に関する基本的施策、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する基本的施策。環境保全及び廃棄物全般に係る重要事項について町長の諮問に応じ、調査審議し、必要があると認める場合は、町長に意見を述べるができるとしています。組織。第3条では委員の数は15人以内で組織し、識見を有する者、砥部町議会議員、町長が必要と認める者から町長が委嘱するとしています。任期。第4条では、委員の任期は2年としております。会長及び副会長。第5条第1項では、委員の互選により会長、副会長を各1人置くとしてい

ます。第2項、第3項では、会長、副会長の役割を定めております。会議。第6条第1項では審議会の会議は必要に応じて会長が招集し、会長が議長になるとしてあります。第2項では、会議は委員の過半数が出席しなければ開く事ができないとしてあります。次のページ第3項では、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるとしてあります。第4項では、会長は必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるとしてあります。庶務。第7条では、審議会の庶務は、環境保全課において処理するとしてあります。報酬及び費用弁償。第8条では、委員の報酬及び費用弁償は、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによるとしてあります。委任。第9条では、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしてあります。附則では、第1項で施行期日を公布の日からとしてあります。第2項では招集の特例として最初に開かれる審議会は、会長が不在のため町長が招集するとしてあります。第3項では砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をしてあります。改正の内容でございますが、第2条の別表中、教科書選定委員日額6千円の下に環境審議会委員日額7千円を追加したものでございます。以上で、議案第75号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第75号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第75号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月10日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第14 議案第76号 砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（田室博志） 日程第14議案第76号砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長 議案第76号砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。第4条及び第5条を削る。第6条中「第4条の規定による」を「公平委員会の事務を委託する愛媛県から」に改め、第6条を第4条とし、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。附則。この条例は公布の日から施行する。平成17年6月6日

提出。砥部町長 中村剛志。それでは、改正理由についてご説明申し上げます。砥部町では、地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を愛媛県に委託しているところであります。同法第8条第2項には人事委員会の報告義務と報告事項の規定があり、愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条にも報告内容、報告義務が定められており、砥部町の本条例中、第4条及び第5条については、重複規定となるため削る改正を行うものであります。ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第76号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第76号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月10日の本会議でお願いいたします。

~~~~~  
日程第15 議案第77号 損害賠償の額を定めることについて
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（田室博志） 日程第15議案第77号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について、説明を求めます。大野生涯学習課長。

○生涯学習課長 議案第77号損害賠償の額を定めることについて。施設破損事故による損害賠償の額を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。まず始めに提案理由でございますが、本件につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、議会の議決を必要とします。この条文には、普通地方公共団体の議会の議決事項が規定されており、第13号には法律上、その義務に属する損害賠償の額を定めることと記述されております。次に賠償の相手方でございます。愛媛県伊予郡砥部町麻生177番地、佐野文子。同じく、砥部町宮内583番地、伊藤峰夫さんです。事故の状況でございますが、平成17年5月18日午後1時頃でございます。砥部町中央公民館4階の勤労青少年ホーム講習室内の窓ガラス1枚が強風のため開きまして、ガラスが割れて落下をいたしました。その際に、公民館の駐車場に停めてありました自動車2台に割れたガラスの破片があたり、破損したものでございます。なぜ窓ガラスが開いたかという点でございますが、前日の使用の際に窓が開いていたということを職員が確認しております。しかしながら閉館時の確認を怠ったため、施錠されていたかどうかについては不明でございます。常識的には施錠ができていれば、窓が開くことは考えにくいということでありまして、管理上の手落ちがあったと考えざるをえません。次に損害賠償額でございますが、勤労青少年ホームでは、施設管理者損害賠償責任という任意の

保険に加入しております。今回の事故はこの保険の適用を受けるため、車両2台の板金塗装等の費用合計の額を保険会社が査定し、後段の31万5,698円という額を算定しております。平成17年6月6日 提出。砥部町長 中村剛志。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 相手方2人、佐野さんと伊藤さん明記されておりますが、この方は、この午後1時頃中央公民館になんか行事があるとか、勉強とかそういうものできったのか、それともただ無断で駐車をしておったかお尋ねしたいのと。もし、無断で駐車を、周辺で店舗とかなんかを開いてですね、もし置いとったりした場合は、今後もしこういうことがあったらやっぱり補償もせないかん問題も起きてくるので、一つ見つけのところで無断駐車はいかんという看板を立てるとか、そういう補償はしませんよという看板をですね、もし使用せずに駐車してこういうことがあったんやったらやっぱりすべきではないかと思っておりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（田室博志） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長 ただいまの栗林議員さんのご質問にお答えいたします。このお二方の車ですが、実はあの公民館の用件ではございませんでした。周辺の方が、無断といいますが、ずいぶん長い間止められとったということで、公民館としても、現在、注意看板を製作するように進めております。本来ですと、移動をお願いしなければならないと、当然看板の表示もそうですが、該当者に撤去をお願いするというのが本筋でございますが、それが出来ておりませんでした。今後はその処置をしてまいりますということでございます。以上で説明を終わります。

○議長（田室博志） 栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 二人ともいわゆる中央公民館を利用せずに止めとったということなんですが、今後もこれまたありえる事案でございますので、一つ個人の駐車場でもなんか事故があれば補償はしませんよという看板をどこにも書いておりますので、今後ともまた起こる可能性があるのも、そういう看板にはっきりと提供していただきたいと思っております。以上です。

○議長（田室博志） 答弁はいりませんか。

○9番（栗林政伸） いりません。

○議長（田室博志） 他に質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第77号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第77号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月10日の本会議で願

いします。

日程第16 議案第78号 平成17年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第79号 平成17年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第1号）
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第16議案第78号及び日程第17議案第79号の平成17年度補正予算に関する2件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。柳田助役。

○助役 議案第78号平成17年度砥部町一般会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。平成17年度砥部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正。第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,434万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ63億6,596万円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正の歳入歳出予算の金額は第1表による。債務負担行為。第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表による。地方債の補正。第3条 地方債の追加及び変更は第3表による。平成17年6月6日 提出。砥部町長 中村剛志。それでは予算の内容について説明をさせていただきます。なお、本議案は各常任委員会に付託されて、ご審議をいただくことになっており、その際、課長の方から詳細説明がありますので、私からは主なものの概要を説明させていただきます。また、今回の補正予算の編成にあたりましては、町長の開会挨拶にもありましており、厳しい財政状況を反映し、かなり圧縮した予算となっております。17年度当初予算が骨格予算であったということで、今回政策を反映した予算を計上することとしてはおりますが、必要性の高いものの厳選に努めております。そして砥部町の将来の発展に欠かせないものとか、住民サービスの維持のために、必要なものなど事業1件1件審査しながら編成をさせていただきます。さらに各種補助金、負担金等の削減、旅費の削減、公共投資の縮小などもお願いをしております。少ない予算で町政運営をするためには、知恵と工夫が必要です。職員の意欲と工夫によって、予算の額の価値以上になるように努力をしておりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い致します。それでは、歳出予算から説明をさせていただきます。2ページ、3ページをお願いいたします。ここでは款ごとに補正額のみ申し上げます。1款の議会費では394万3千円をお願いしております。2款総務費におきましては、総務管理費、徴税費、監査委員費、生活環境費合わせて7,930万3千円をお願いしております。3款の民生費におきましては、社会福祉児童福祉費で合わせて2,802万円をお願いしております。4款の衛生費では、保健衛生、清掃費、簡易下水道費で合わせて2,513万2千円をお願いしております。労働費におきましては20万円。6款の農林水産業費におきましては、農業費、林業費、水産業費合わせまして1,317万7千円をお願いしております。7款の商工費では1,689万1千円。8款の土木費では土木管理費、道路橋

梁費、河川費、都市計画費、住宅費合わせまして3億1,502万6千円をお願いしております。9款の消防費では1,092万2千円をお願いしております。10款の教育費では、教育総務費、小学校費、中学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費合わせまして、7,122万8千円をお願いしております。12款の公債費におきましては、減額でございますが2,949万7千円をお願いしております。以上で、歳出合計が5億3,434万5千円、当初予算からの累計が63億6,596万円でございます。これに必要な財源につきましては、1ページの歳入をご覧ください。ここでも、款の補正額につきまして説明をさせていただきます。9款の地方交付税でございますが、特別交付税で6千万円をお願いしております。11の分担金及び負担金でございますが、130万4千円をお願いしております。13款の国庫支出金でございますが、国庫負担金、補助金、委託金を合わせまして、1億8,202万3千円をお願いしておりますが、ここには国庫補助金で公営住宅の補助金が1億762万円、合併補助金が8,860万円でございます。14款の県支出でございますが、負担金、補助金合わせまして72万6千円をお願いしております。17款の繰入金では町営住宅建設積立基金から361万円の繰り入れをお願いしております。18の繰越金でございますが、1億3,862万7千円をお願いしております。19款の諸収入には雑入で435万5千円をお願いしております。20款の町債では公営住宅で1億760万、高規格救急車で3,610万円の町債を合わせまして1億4,370万円をお願いしております。歳入合計が5億3,434万5千円、歳入の当初からの累計が63億6,596万円でございます。それでは歳入につきまして、ページをおって主要なものを抜粋しながら説明をさせていただきます。ページは18、19ページをお願いいたします。1款の議会費では、9節の旅費で388万円、特別旅費をお願いしております。2款総務費におきましては、1項1目一般管理費のところでは、1節で広田地区に予定しております地域審議会委員の報酬21万円、個人情報保護審議会委員9万円をお願いしております。13節では委託料で例規整備委託料190万円を減額させていただいております。次に5目の財産管理費では臨時雇賃金333万2千円を減額させていただいております。7目情報管理費におきましては、12節で通信運搬費、回線料ということで51万5千円をお願いしております。13節の委託料では旧広田村戸籍システム導入委託料で220万円をお願いしております。14節におきましては、機器の借上料で782万1千円で電算システムに伴うリース料でございます。10目の交通安全特別対策交付金事業につきましては、財源、一般財源の方へ組替えるものでございます。13目の防災諸費におきましては、修繕料、消防団用ホースで30万2千円をお願いし、次のページの13節委託料で地域防災計画策定業務委託料減額の48万3千円。19節では県の防災行政無線維持管理費18万1千円をお願いしておりました。合わせて予算額は0となっております。14目の国際交流事業費でございますが、ここでは中学生の海外派遣事業10名分の予算、オーストラリアに派遣するということで計上させていただいております。次に16目の地域活性化事業費でございますが、ここではこれまでは美と技の祭典という形で開催しておりましたイベントを砥部陶街道祭りという形で企画をしておりますが、そういった事業の委託料152

万6千円などを計上しております。次に18目の庁内LAN整備事業費でございますが、ここでは13節におきまして、庁内LAN整備委託料、財務会計システム移行作業委託料、外部保管機器移設作業委託料合わせて5,220万7千円ほか、建設工事設計監理委託料ということで、庁内LANの設計監理委託料609万円をお願いしております。18の備品購入費ではパソコン15台プリンター5台、355万4千円をお願いしております。次に2項徴税費の1目、次のページになりますが、税務総務費では13節で土地情報システム・データ委託料79万8千円をお願いしております。6項1目監査委員費におきましては、特別旅費で12万円をお願いしております。7項生活環境費では1目生活福祉推進費におきまして、19節でコミュニティ施設整備事業費で37万4千円をお願いしておりますが、上野区の公園遊具施設、高尾田緑地フェンス取替え工事3分の1をお願いしております。2目の集会所整備事業費におきましては、19節で集会所整備事業費の補助金を計上させていただいておりますが、7地区で集会所の補修を予定しておりますので、2分の1の助成640万1千円をお願いしております。次に3款民生費でございますが、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費におきましては、19節におきまして、町遺族会、町戦傷病者福祉協議会への補助金を計上させていただいております。2目の障害者福祉におきましては、13節におきまして、ふれあい手話教室委託料、要約筆記奉仕員養成講師委託料、手話奉仕員養成講座運営管理委託料等66万円をお願いしております。また、次のページの19節におきましては、補助金という形で児童夏休み交流事業費、耳の日の講演会及び情報保障事業費、こころの健康講座開催費、健聴者とのふれあい事業等の補助金を56万5千円お願いしております。扶助費で345万円をお願いしております。次に3目の老人福祉費におきましては、8節で米寿、白寿、金婚者への記念品で159万7千円お願いをしております。また、13節におきまして、とべ温泉行きバス運行事業委託料52万6千円をお願いしております。19節におきましては、養護老人ホーム組合の負担金300万4千円を減額させていただいております。また、シルバー人材センター運営事業費として60万円の補助金を計上させていただいております。4目の老人福祉費でございますが、13節の委託料、高齢者生活福祉センター管理委託料で564万円の減額、生活支援ハウス管理委託料で30万円の計上をお願いをしております。5目の国民年金費におきましては、13節で電算システムの委託料138万6千円をお願いしております。7目老人保健総務費におきましては、操出金で1,314万3千円をお願いしております。13目社会福祉施設改修事業費で15節で800万円をお願いしておりますが、9の原町連絡所を社会福祉施設ということで改修する工事費を概算でお願いをしております。次に15目の女性活動推進費におきましては、女性塾の経費を16万4千円計上させていただいております。続きまして、次のページ26ページ7ページでございますが、2項の児童福祉費1目児童福祉費総務費で委託料のところで建設工事設計監理委託料で20万円、これは児童クラブ保育室の設計監理委託料でございます。また15節では児童クラブ保育室の改修工事費で330万円をお願いしております。2目の保育所費でございますが、7節で保育士の臨時雇賃員154万4千円をお願いしております。3目の児童館費におきましては、委託料のと

ころで児童劇等委託料で13万円をお願いしております。次に4款の衛生費でございますが、1項3目の環境衛生費におきまして、1節で環境審議会委員の報酬をお願いしております。需用費につきましては、環境基本計画の印刷製本費を66万6千円お願いしております。次のページをお願いいたします。13節の委託料のところでは環境基本計画策業務委託料で693万円をお願いしております。15節では玉谷専用水道水道管布設替工事で29万8千円をお願いしております。19節では合併浄化槽の設置費の補助金28万2千円をお願いしております。続きまして2項清掃費の2目塵芥処理費でございますが、11節におきまして美化センター機器部品の交換のための消耗品、あるいは千里地区処分場の施設の機器修理といった経費を1,958万8千円お願いしております。13節におきましては、分析業務等委託料、施設管理委託料等で減額377万3千円をお願いしております。次に5款の労働費でございますが、1項1目労働諸費におきまして、砥部地区勤労者協議会へ20万円の補助金をお願いしております。次に6款の農林水産業費でございますが、農業費で次のページをご覧ください。3目の農業振興費におきまして、報償金、ここでは陶街道祭りと併せて産業祭りを計画しております、産業祭りの経費を計上させていただいておりますが、13節では交通整理委託料、子供用遊具委託料、記念イベント委託料で123万円をお願いしております。また、19節におきまして、農業用廃プラスチック適正処理費の補助金、有害鳥獣被害防止対策事業補助金、有害鳥獣捕獲対策事業の補助金等を合わせて346万円をお願いしております。次に5目の農地費でございますが、13節で補助版リーザ運用業務委託料22万7千円。農道通谷線維持管理委託料49万4千円をお願いしております。15節におきましては西光寺水路改修工事でこれは県単の土地改良事業でございますが395万円をお願いしております。19節におきましては、松山南部地区農免農道計画変更負担金44万5千円。それから補助金といたしまして国営造成管理体制の補助金109万5千円。県単土地改良事業費380万円をお願いしております。その他の負担金で県営砥部地区かんがい排水事業費1,569万5千円の減額をお願いしております。32ページをご覧ください。9目の果樹産地等総合整備事業費でございますが、19節におきまして奨励果樹育成対策費で100万円、マルチ栽培推進費で60万円、強い農業づくり交付金条件整備事業費で121万円をお願いしております。2目の林業費におきましては19節で林業事業体人材育成事業費、グリーンキーパーに対する補助金でございますが1千万円をお願いしております。3項1目の水産業費につきましては、稚魚等の放流のための経費で15万円をお願いしております。7款の商工費1項2目商工業振興費でございますが、8節ではポスターコンクールの記念品。それから14節の使用料及び賃借料では農産品フェスタ机、いす借上料等をお願いをしております。また、19節におきましては、砥部焼協同組合、砥部焼販売協同組合あるいは陶和会、商工会等への補助金を合わせて811万円計上させていただいております。3目の砥部焼振興費におきましては、11節で砥部焼のしおりの印刷費46万2千円。19節におきまして、砥部焼の工芸品展示事業の補助金27万円をお願いしております。続きまして34ページ4目観光費におきまして、9節におきまして四国観光立県推進キャンペーン等の特別旅費8万円。それから11節

におきまして、450万。これは陶街道五十三次の整備対策費ということで450万円
お願いしております。役務費につきましても陶街道五十三次に伴うものでございます。
5目の陶芸創作館費でございますが、7節で臨時雇賃金100万8千円。13節で陶芸
創作館作業室増設工事設計監理委託料50万円をお願いしております。続きまして8款
の土木費でございますが、土木総務費におきましては、財源組替ということで一般財源
から国庫支出金の方へ1,174万1千円を組替えております。2項の道路橋梁費1目
道路橋梁総務費では13節におきまして道路台帳整備委託料231万円をお願いして
おります。また2目の道路維持費におきましては、15節で道路維持工事2件、舗装工
事5件、合わせて7件の工事費4,050万円をお願いしております。19節におきま
しては広田9地区の道路維持管理費で180万円をお願いしております。3目の道路新
設改良費におきましては、13節で町道久保田深田線の測量調査設計委託料270万円。
15節で町道宮内西代線の建設工事1,100万円をお願いしております。続きまして
3項河川費でございますが、次のページの2目砂防費でございますが、15節で原町C
地区がけ崩れ防災対策工事等、大南地区がけ崩れ防災対策工事で483万円をお願いし
ております。次に都市計画費の都市計画総務費におきましては、8万分の1の地図50
0部の印刷製本費をお願いしております。5項1目住宅管理費におきましては、財源組
替でお願いをしております。2目の公営住宅建設費につきましては、公営住宅大南団地
新築工事に伴う経費を計上させていただいております。15節で工事費2億5,09
0万2千円をお願いしております。次に9款の消防費でございますが、1項1日常備消
防費で19節一部事務組合負担金ということで、砥部出張所経費1,005万2千円を
お願いしておりますが、これは高規格救急自動車整備に係るものでございます。続きま
して38ページの10款教育費をお願いいたします。1項1目教育委員会費でございますが、
特別旅費で25万円をお願いしております。また、事務局費におきましては、1節で中
学教科書選定委員会委員の報酬をお願いしております。2項小学校費の1目学校管理費
におきましては、需用費では施設の修繕費を70万8千円お願いしております。13節
では麻生小学校体育館耐震診断、体育館の耐震診断につきましては、麻生、宮内、砥部
小3校の体育館の耐震診断をお願いしております。また、宮内小学校の体育倉庫、渡り
廊下の新築工事の設計監理委託。それと宮内小学校旧校舎平屋の建物でございますが、
危険建物ということで、撤去をしなければならないというこの設計委託料を計上さし
ていただいております。15節では、宮内小学校体育館渡り廊下の新築工事、それから
宮内小学校旧校舎撤去工事、高市小学校灯油タンク設置工事、合わせて1,715万3
千円をお願いしております。18節では管理及び備品ということで102万1千円をお
願いしております。2目の教育振興費では18節で教育振興備品210万円をお願いし
ております。4目では確かな学力定着向上調査研究事業費ということで、県の補助金を受
けて事業を実施いたします。40ページをお願いいたします。5目命の大切さを学ぶ
体験活動推進事業費につきましても、県の補助金を受けて、事業をするものでござい
ます。3項中学校費の1目学校管理費でございますが、需用費のところで消耗品修繕料合
わせて113万4千円をお願いしております。委託料につきましては、砥部中校舎と体

育館の耐震診断をお願いをしております。備品につきましては、管理及び備品22万3千円をお願いしております。2目の教育振興費におきましては、教育振興用備品150万円をお願いしております。次に4項1目の幼稚園費におきましては、幼稚園共有の臨時雇で83万4千円をお願いしております。13節におきましては、宮内幼稚園排水管・防水等の改修工事の設計監理委託料3万2千円。15節の工事請負費で工事費36万8千円をお願いしております。続きまして42ページ5項社会教育費でございますが、1目社会教育総務費におきましては、13節で子育て学習支援委託料で8万円。19節におきまして、社会教育団体育成費で40万円をお願いをしております。2目の文化財保護費では審議会委員さんの報酬を減額さしていただいております。4目の公民館費でございますが、8節で成人講座等の講師に対する報償金などを計上さしていただいております。旅費につきましては、国際交流員の帰国旅費30万円を計上さしていただいております。13節の委託料におきましては、中央公民館改修工事設計委託料で325万8千円をお願いしております。16節につきましては、ポータラカの苗木、苗の購入費あるいは千里地区夏祭りの原材料費合わせて44万7千円をお願いしております。同じく、次のページでございますが、19節におきましては、国際交流員の招致旅費で30万円をお願いしております。次に5目の青少年ホームにつきましてはすべて減額で62万2千円をお願いしております。次に6目の文化会館費でございますが、13節におきまして、分館自主事業委託料で合わせて721万5千円をお願いしております。7目の図書館費におきましては、18節におきまして、図書購入費で650万円をお願いしております。46ページをお願いいたします。6項保健体育費の1目保健体育総務費でスポーツ大会の記念品をお願いしておるほか、各種大会の必要な経費をお願いしております。2目の体育施設費でございますが、賃金で16万2千円と田ノ浦町民防球ネット修理で10万円をお願いしております。3目の総合公園体育施設費におきましては、13節におきまして、総合公園防犯設備の保守委託料15万8千円。備品購入費でバレーボール支柱1セットをお願いしております。4目の学校給食管理費につきましては、需用費で消耗品50万2千円、修繕料で114万1千円をお願いしております。12款の公債費でございますが、1項1節元金を1,949万7千円減額をさせていただいております。次に4ページ、5ページの方へ戻っていただいたらと思います。第2表の債務負担行為でございますが、いずれも旧広田の電算システム導入に係るものでございまして、財務会計システムの債務負担が289万5千円。住機の台帳ネットワークシステムで143万2千円。それから戸籍システムで1,118万9千円。それから戸籍事務導入業務委託料に対する債務負担ということで、733万4千円でございますが、期間はいずれもその表に書いてあるとおりでございます。次に3表の地方債補正でございますが、追加といたしまして、公営住宅建設事業費で1億760万円をお願いしております。起債の方法それから利率、償還の方法はその表のとおりでございます。また、変更といたしまして、合併特例事業で補正前が700万円であったのを補正後4,310万円に変更させていただいております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程をお願い

いたします。

○議長（田室博志） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長 失礼いたします。議案第79号平成17年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。平成17年度砥部町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出補正予算第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,314万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ21億8,870万2千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。平成17年6月6日 提出。砥部町長 中村剛志。それでは、1ページ、2ページの第1表によりまして、内容の説明をさしていただきたいと思っております。まず、1ページの歳入でございますが、4款繰入金1項他会計繰入金補正前の額1億6,225万8千円、補正額1,314万3千円、これは一般会計からの繰り入れでございます、計1億7,540万1千円。補正後の歳入の合計は21億8,870万2千円でございます。次に2ページの歳出でございますが、4款諸支出金1項償還金補正前の額2万1千円、補正額1,314万3千円で計1,316万4千円。補正後の歳出の合計は21億8,870万2千円でございます。このたびの補正予算につきましては、前年度の支払基金医療費交付金の精算に伴いまして、歳入超過分を所定の負担区分に応じまして一般会計から繰り入れて支払い基金へ償還するためのものがございます。以上で、議案第79号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。

17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） ちょっとぼけっと聞きよったんやけど、17年度会計のもいいんですね。これはあのこの議案に対する質問でないんですが、関連質問でちょっとお尋ねいたしたいと思っております。よろしいですか。

○議長（田室博志） 議案に対しての。

○17番（玉井啓補） いや、この見方と、言いますと説明のところに、②じゃの①じゃのいうん書いとる。これはどういう意味かいうんをちょっと教えてもらうんが1点です。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 失礼します。玉井議員さんのご質問にお答えいたします。まずこの17年度の補正からですね。様式がまず変わっておる点でございますが、3月各委員会での説明のおりにも説明項目が短くて折り返しといたしますか、説明内容が何列にも分かれていて見えにくいというご指摘がございました。そういう点で改善するために、このA4縦長の様式に変えまして、見開きでA3版になるような形に変えております。そういうことで、まず様式が変わったということをご理解いただけたらと思っております。この様式は今後、年度の途中ではございますが、すべてこの様式で特別会計についてもこの様

式でやらしていただけたらと思います。次に、説明事項なんでございますが、先程おっしゃいました歳出面について、節内の説明について丸で番号をうっておりますのは、これ見やすくするためにですね、例えば21ページの総務費でございますが、16目地域活性化事業の11節需用費で見ますと①が消耗品ということになっております。同じようにその上、14目の国際交流費①消耗品ということで、節の説明事項について丸数字で合わせておるといっただけとご理解いただけたらと思います。もしこれ見にくいというようなことございましたら、消すことは可能でございますが、慣れるに従いまして使いやすいのではないかといいさしていただきました。ですから節の需用費であれば消耗品は①ということですのでまいります。印刷製本費は④とか、こういうふうな形でございます。よろしいでしょうか。

○議長（田室博志） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 先程説明があったんで、同じ21ページをみますと、同じ①でも委託料があり、県負担金、消耗品、報償金というように各いろいろあるんですが、これは基はどういう意味か合わせてお尋ねしておきます。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 失礼しました。節ごとに違うということで、細節の説明というふうにみていただけたらと思うんですが、上で委託料であれば、委託料が①、次の19節負担金補助の県負担金であれば①県負担金とこういうふうなご理解を願ったらと思います。細節の説明という。よろしいでしょうか。失礼します。

○議長（田室博志） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 仮にこの、また予算ではないんですが、町民の森合併記念、町民の森づくりということで、いろいろこんな青い紙がはいってありました。このことについて、これ大変結構なことやと思うんですが、具体的にこれを申し込む場合に、お金が植樹になんぼいるのかというようなこと、それともう一つ、議員の場合は公職選挙法で寄附となるというので、ちょっといままで銚子ダムとかあんなんやっただんが中止になっただんですが、ここらあたりは、また詳しいことわかりませんが、この点をちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（田室博志） 大内農林課長。

○農林課長 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。いまあの環境問題が非常に問題になっておるわけですがけれども、砥部町におきましても自然を大事にするということで、今年4月29日に銚子ダムの周辺で町有林、旧五本松の愛林会が管理していたわけなんですが、その山に植樹祭をしまして、先程町長の方から、行政報告もありましたように、議員さん、区長さん、70名の方が出席していただきまして、150本の植樹をしたところでございます。その後ですね、秋から冬にかけて町民全員の方々にできるだけ多い方々に植林をしていただいて、町民の森を作る計画でおります。それに対する、植樹に対しての費用は一切ありません。町の方で用意しますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（田室博志） 他にありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第78号及び議案第79号の平成17年度補正予算に関する2件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第78号及び議案第79号の平成17年度補正予算に関する2件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月10日の本会議でお願いします。ここでしばらく休憩をいたします。再開は、午後4時10分の予定です。

午後 4時00分 休憩

午後 4時 8分 再開

~~~~~

日程第15 認定第1号 平成16年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第2号 平成16年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第3号 平成16年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第4号 平成16年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第5号 平成16年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第6号 平成16年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第7号 平成16年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第8号 平成16年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 認定第9号 平成16年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第10号 平成16年度砥部町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第11号 平成16年度広田村一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第26 認定第12号 平成16年度広田村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第13号 平成16年度広田村国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第14号 平成16年度広田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第15号 平成16年度広田村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第16号 平成16年度広田村農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第17号 平成16年度広田村介護保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第18号 平成16年度広田村介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について  
（説明、質疑、決算特別委員会付託）

○議長（田室博志） 再開します。日程第18認定第1号から日程第35認定第18号までの旧砥部町及び旧広田村平成16年度歳入歳出決算認定に関する18件を一括議題とします。本案について説明を求めます。佐川収入役。

○収入役 認定第1号平成16年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。今議会に提案さしていただいております。一般会計及び特別会計、全ての決算におきましては、平成17年1月1日、砥部町と広田村が合併し、新砥部町が誕生しました。いわゆる廃置分合による旧町村が消滅したことにより、合併の前日、16年12月31日をもって収支が打ち切りとなりました。年度途中の打ち切り決算でございまして、予算の執行の終了しているもの、新町の予算に引き継がれているもの、様々でございまして、途中経過を報告する決算となっておりますので、あらかじめご理解をいただきたいと存じます。また、今回の決算認定におきましては、議会決算特別委員会を設けてご審議いただけると聞いておりますので、内容につきましては、簡潔にご説明をさせていただきます。砥部町分の1ページをお願いします。まずあの決算書を見ていただいた方はお解かりにございまして、新町の砥部町になりましてからは、単純に予算現額から収入済額を差し引いた数字が収入済額の比較というふうに砥部町の場合はでておりますけれども、これあの広田村の決算書につきましては、後ででてきますけれども、収入済額が少ない場合には三角表示というふうになっております。これはあの、そういうふうな考え方でございまして、新町の砥部町になりましてからは、単純に予算現額から収入済額を差し引いた数字を収入済額の比較というふうに記載をするようにしておりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。それではまずあの収入済額だけ説明をさせていただきますが、町税でございまして、12億8,

6 5 8 万 4, 4 5 3 円。2 の地方譲与税で 6, 8 6 7 万 1 千円。3 の利子割交付金で 1, 2 1 8 万 6 千円。4 の配当割交付金で 1 8 6 万 9 千円。5 の株式等譲渡所得割交付金で 1 万 8 千円。6 の地方消費税交付金で 1 億 6, 3 9 2 万 4 千円。7 の自動車取得税交付金で 2, 1 6 5 万 7 千円。8 の地方特例交付金で 5, 7 3 0 万 8 千円。9 の地方交付税で 1 5 億 4, 8 1 6 万 7 千円。1 0 の交通安全対策特別交付金で 2 1 5 万 3 千円。1 1 の分担金及び負担金で 1 億 1, 5 4 6 万 1, 3 6 4 円。1 2 の使用料及び手数料で 5, 9 0 2 万 3, 7 7 0 円。1 3 の国庫支出金で 8, 8 5 3 万 1, 8 6 0 円。1 4 の県支出金で 3, 4 4 9 万 4, 4 9 1 円。1 5 の財産収入で 5 3 8 万 4, 8 6 4 円。1 6 の寄附金で 5 5 万 5 0 0 円。5 ページの方へお願いします。1 7 の繰入金で 2, 3 2 4 万 7, 2 8 5 円。1 8 の繰越金で 5 億 8 6 5 万 1 9 2 円。1 9 の諸収入で 3, 6 8 7 万 1, 1 1 8 円。2 0 の町債で 3, 7 0 0 万円。歳入合計ですけれども、収入済額が 4 0 億 7, 1 7 5 万 2, 8 9 7 円となっております。7、8 ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、1 の議会費支出済額の欄でございますが 7, 6 3 6 万 5, 8 7 2 円。2 の総務費で 6 億 3, 6 5 9 万 9, 6 4 1 円。3 の民生費で 1 0 億 1, 3 2 0 万 7, 2 3 4 円。4 の衛生費で 3 億 2, 4 7 6 万 7, 8 0 5 円。5 の労働費で 5 7 3 万 7, 1 7 8 円。6 の農林水産業費で 7, 5 9 1 万 9, 6 1 4 円。7 の商工費で 7, 4 5 0 万 6, 1 8 2 円。8 の土木費で 2 億 3 6 3 万 1, 3 6 2 円。9 の消防費で 2 億 7 3 0 万 6 5 4 円。1 0 の教育費で 5 億 3, 6 1 2 万 9 7 0 円。1 1 の災害復旧費は 0 でございます。次のページをお願いいたします。1 2 の公債費で 4 億 5 5 2 万 7, 9 7 2 円。1 3 の諸支出金、1 4 の予備費の支出については 0 でございます。歳出合計が 3 5 億 5, 9 6 8 万 4, 4 8 4 円。1 3 7 ページの方をお開きください。1 3 7 ページでございます。実質収支に関する調書でございますけれども、歳入の総額が、4 0 億 7, 1 7 5 万 3 千円から歳出総額の 3 5 億 5, 9 6 8 万 4 千円を差し引きまして 5 億 1, 2 0 6 万 9 千円。実質収支額が 5 億 1, 2 0 6 万 9 千円。これにつきましては、新町の予算に引き継がれるものでございます。続きまして、1 3 9、1 4 0 ページ、次のページでございます。財産に関する調書でございますけれども、これにつきましては、増減のみを説明をさせていただきます。公有財産でございますけれども、土地の欄を見ていただきましたら、土地の欄の 1 3 9 ページのその他施設というところで 1 5, 4 6 3. 4 2 m<sup>2</sup>の増加がありますけれども、これは北川毛、五本松、外山の方へ農免農道がありますけれども、その農道の敷地につきまして、県の方から町へ寄附があったものでございます。その 3 つ下の欄でございます、山林が 7 1, 6 9 4 m<sup>2</sup>増えておりますけれども、これは五本松区の銚子ダム周辺にあります土地につきまして寄附をいただいたものでございます。その下のその他のところで、マイナスの 1, 2 3 3. 6 6 m<sup>2</sup>でございますけれども、これにつきましては、山並団地の砥部川沿いにある雑種地がございまして、それを河川改修で県の方へ売り払ったものでございます。合計いたしまして 8 5, 9 2 3. 7 6 m<sup>2</sup>の増となっております。それでは 1 4 0 ページの建物の非木造のところをご覧いただいたらと思います。決算年度中増減高の上から 3 列目のところにその他の施設で 1, 1 3 6. 0 3 m<sup>2</sup>とございますが、これは集中合併浄化槽が、砥部町が浄化槽管理組合が直営で管理するこ

とに伴いまして、6つの団地で浄化槽管理組合がもっております建物でございます。その一番下にその他の施設で2,10㎡でございますが、砥部動物園の中のとべの館を一部改修いたしまして、それに伴います増でございます。合わせまして1,138.13㎡の増となっております。144ページをお開きください。3の基金についてご説明を申し上げます。まず、財政調整基金でございますけれども、決算年度中の増減高でマイナスの2,271万5千円、年度末現在高が3億3,900万円。減債基金につきましては270万2千円。ふるさと創生基金につきましては、3億2,157万1千円。ふるさと水と土保全基金につきましては、1千万円。まごころ基金につきましては、775万9千円。高齢者保健福祉基金につきましては、2億1,600万1千円。福祉基金につきましては、マイナスの53万2千円で1,012万円。とべの館運営基金につきましては、1億1,287万4千円。とべ温泉運営基金につきましては、5,505万円。梅野奨学基金につきましては、年度途中312万7千円の減で2,127万3千円。町営住宅建設積立基金につきましては、861万6千円。土地開発基金につきましては、土地の増が1,518.26㎡。文化会館の駐車場用地を買わさしていただいたものでございまして、年度末の現在高の土地が4,554.69㎡、現金につきましては8,395万4千円のマイナスでございまして、7,987万8千円の年度末残高でございます。浄化槽保守点検運営基金、増の1億419万8千円、年度末残高が1億419万8千円。これにつきましては、先程も説明いたしましたけれども、6つの区の合併浄化槽を町が直接管理することによりまして、国の方でもってございました、積立金を町益を受けたものでございます。以上で基金の合計が現在12億8,904万2千円となっております。簡単ではございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長 失礼をいたします。私の方からは認定第2号及び認定第3号についてご説明を申し上げます。まず認定第2号平成16年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げます。砥部町決算書の145、146ページをお開きくださいますようお願いいたします。まず、歳入の方からでございます。1款1項の国民健康保険税でございますが、収入済額3億1,950万1,664円でございます。これにつきましては、一般被保険者と退職被保険者に係るものでございます。それから2款1項の手数料でございますが、2万5,200円。これは督促手数料でございます。それから3款国庫支出金でございます。1項国庫負担金2億5,804万9千円でございますが、これは療養給付費等に対する負担金でございます。2項国庫補助金4,604万9千円でございますが、これは普通調整交付金でございます。

それから4款療養給付費等交付金でございまして、2億4,179万9,633円でございますが、これは退職者の医療給付、それから老人保健の拠出金にかかるものでございます。5款の県支出金1項県負担金355万7,438円でございますが、これにつきましては、高額医療費の共同事業拠出金に対するものでございます。6款共同事業交付金1項共同事業交付金につきましては、これにつきましては、総医療費が70万を超

えるような高額医療費に対するものでございまして1,000万3,244円でございます。それから7款1項財産運用収入6万4,407円でございますが、これは国庫財政調整基金の預金利子でございます。8款繰入金1項他会計繰入金6千万円でございますが、これにつきましては一般会計から繰り入れたものでございます。9款繰越金1項繰越金で2億6,101万4,093円ですが、これにつきましては、前年度からの繰越金でございます。10款諸収入1項はございません。2項預金利子でございまして、4万6,974円でございます。次、147、148ページをお願いします。3項雑入でございます。94万2,744円でございますが、これは交通事故等による第三者納付金でございます。以上、歳入合計が12億105万3,397円となっております。次、149、150ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費、これは事務的な経費でございます。内訳といたしまして、1項総務管理費、これにつきましてはレセプト点検賃金等、その他、国保連合会負担金などございまして、507万1,638円。それから2項の徴税費が129万4,683円ございまして、これは郵送料が主なものです。それから3項の運営協議会費につきましては支出がございません。2款保険給付費でございます、1項療養諸費につきましては、一般被保険者と退職被保険者に係るものでございまして、5億9,979万5,412円となっております。2項高額療養費につきましては、一般分と退職分を合わせて6,852万3,088円。3項出産育児金につきましては600万円ということで、1件30万円の20件でございます。4項葬祭諸費261万円でございますが、これは87件でございます。3款老人保健拠出金1項老人保健拠出金でございますが、これは老人保健制度に基づく支払基金への拠出金ということで、2億9,215万1,354円の支出でございます。4款1項介護納付金7,311万8,201円でございますが、これは第2号被保険者分として納付したものでございます。5款1項共同事業拠出金2,134万4,637円でございますが、これにつきましては、国保連合会がおこなっております高額医療費の共同事業への拠出金でございます。6款1項保健事業費710万1,995円でございますが、これにつきましては、医療費通知、人間ドッグ受診等に要した費用でございます。7款公債費はございません。8款諸支出金でございまして、1項償還金及び還付加算金でございまして、81万4,400円ですが、これは過年度保険税の還付金でございます。次、151、152ページをお願いします。以上で、歳出の合計が、支出済額10億7,782万5,408円ということになっております。次171ページの実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額12億105万3千円から歳出総額10億7,782万5千円を差し引きまして1億2,322万8千円と、実質収支1億2,322万8千円ございまして、新町へ引き継いでおります。それから財産に関する調書でございますが、国民健康保険事業財政調整基金年度中の増減ございませんで、2億5千万円となっております。以上で認定第2号の関係を終わりにして、認定第3号平成16年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。決算書の172、173ページをお開きくださいますようお願いいたします。まず歳入の方からでございますが、1款1項支払基金交付金でございます。これにつきましては、8億2,

306万5千円でございます、医療給付金と事務費給付金を合わせた額でございます。2款国庫支出金1項の国庫負担金3億4,945万2千円でございますが、医療費負担として収入のあったものでございます。2項国庫補助金につきましては、決算時点では交付されておりません。3款1項県負担金6,919万3,512円ですが、これにつきましては医療費に対する県の負担金でございます。4款1項他会計繰入金1億円でございますが、医療分と事務費分を一般会計から繰り入れたものでございます。5款繰越金につきましては、前年度からの繰越金はございません。6款諸収入でございます、1項ございません。2項預金利子が436円。3項雑入として40万3,379円でございます。これにつきましては、交通事故による第三者納付金でございます。以上、歳入合計が13億4,211万4,327円となっております。174、175ページをお願いいたします。こちらから歳出でございますが1款1項総務管理費ということで262万1,606円でございますが、これはレセプト賃金とか電算処理委託が主なものでございます。2項の趣旨普及費につきましては、支出がございません。2款1項医療諸費でございます、13億1,153万4,389円でございますが、これ現物給付と現金給付さらに審査支払手数料を加えたものでございます。3款公債費はございません。4款諸支出金1項償還金560万9,097円でございますが、支払交付金の過年度超過分の返還に係るものでございます。以上、歳出合計が13億1,976万5,092円となっております。次、186ページの実質収支に関する調書をお願いします。歳入合計13億4,211万4千円から歳出の総額13億1,976万5千円を差し引きまして、2,234万9千円。実質収支同額でございます、こちらにつきましては新町へ引き継いでおります。以上で、議案第2号、第3号の概要について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 松村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長 認定第4号平成16年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。187、188ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項介護保険料でございますが、1億2,406万2,300円の収入となっております。続きまして2款1項手数料9,400円、督促手数料でございます。3款国庫支出金は負担金補助金合わせまして、1億9,748万7千円となっております。続きまして4款1項の支払基金からの交付金が2億2,808万8,896円となっております。続きまして5款県支出金は負担金、委託金を合わせまして8,123万2,065円となっております。次に6款1項財産運用収入でございますが、基金預金利子で868円。7款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金と基金からの繰入金合わせまして1億5,998万5千円となっております。8款1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金で945万5,440円です。9款諸収入につきましては、次のページ189、190をお願いいたします。預金利子、雑入合わせまして81万6,409円となっております。歳入の合計が8億113万7,378円となっております。次のページ191ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費713万2,691円で大きなものは3項の介護認定審査会への支出が大きなものと

なっております。続きまして2款保険給付費でございますが、7億4,863万9,796円で、1項の介護サービス等諸費と2項の支援サービス等諸費が大きな支出となっております。3款1項財政安定化基金からの拠出金が104万1,905円でございます。続きまして4款1項基金積立金、これは町の基金へ積み立てるものでございまして、1,406万102円となっております。5款1項公債費につきましては支出はございません。6款1項償還金及び還付加算金が1万8,200円で保険料の還付でございます。支出合計が7億7,089万2,694円で、歳入歳出差引まして3,024万4,684円となっております。211ページをお願いいたします。211ページでございますが、実質収支に関する調書でございます。歳入総額が8億113万7千円、歳出総額が7億7,089万3千円になっておりまして、歳入歳出差引額が3,024万4千円。実質収支額も同額でございます。続きまして、財産に関する調書でございますが、基金で介護保険事業運営基金で年度途中で824万8千円増がありまして、決算年度末現在高で1,417万5千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 大西学校教育課長。

○学校教育課長 認定第5号平成16年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。212ページをご覧ください。まず、歳入でございますが、歳入につきましては、調定額がすべて収入済でありますので、収入済額の欄をご覧ください。1款財産収入1項財産運用収入、梅野奨学基金の預金利子でございまして、2万479円。2款繰入金2項基金繰入金、梅野奨学基金からの繰入金312万7千円。3款1項繰越金15年度からの繰越金6万8,911円で、歳入合計は321万6,390円でございます。次のページをご覧ください。歳出でございます。1款奨学費1項奨学資金予算現額319万8千円支出済額247万3千円。これは梅野奨学生に対する給付金等でございます。不用額72万5千円、これにつきましては、17年1月から3月までの3ヵ月間の給付金等でございます。従いまして、歳入歳出差引残額74万3,390円でございます。220ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額321万6千円、歳出総額247万3千円。歳入歳出差引額74万3千円。実質収支額、新町へ74万3千円でございます。以上で認定第5号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 西崎商工観光課長。

○商工観光課長 認定第6号平成16年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。221、222ページをお願いいたします。歳入でございます、1款1項売店収入、収入済額1,831万3,174円。2款1項繰越金290万7,016円。3款1項預金利子515円。2項雑入6万6,523円。4款1項財産運用収入2万8,084円。5款1項基金繰入金0。歳入合計2,131万5,312円。次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項館運営費支出済1,588万3,013円。2款1項基金費0。歳出合計1,588万3,013円。歳入歳出差引残額543万2,299円でございます。続きまして231ページをお願い

いたします。歳入総額2, 131万5千円、歳出総額1, 588万3千円、歳入歳出差引額543万2千円。実質収支額543万2千円でございます。続きまして、認定第7号平成16年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。232、233ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項事業収入、収入済額3, 262万6, 546円。2款1項繰越金355万7, 374円。3款1項預金利子525円。2項雑入5, 990円。4款1項財産運用収入1万6, 004円。5款1項基金繰入金0。以上、歳入合計3, 620万6, 439円。次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項温泉運営費、支出済額2, 966万3, 088円。2款1項基金費0。以上、歳出合計2, 966万3, 088円。歳入歳出差引残額654万3, 351円でございます。続きまして242ページをお願いいたします。歳入総額3, 620万6千円、歳出総額2, 966万3千円、歳入歳出差引額654万3千円。実質収支額654万3千円。以上で、認定第6号及び認定第7号のご説明を終わります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 認定第8号平成16年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。お手元の資料、243ページをお願いいたします。平成16年度の土地取得特別会計の歳入は繰越金、諸収入、財産収入ございまして、収入済額19万6, 149円でございます。調定額も同額でございます。次のページ、245ページ、246ページをお願いいたします。支出済につきましましては、1款公共用地先行取得事業費として決算書の15年度決算書の印刷をしております。1万3千円でございます。差引額18万3, 149円になります。251ページをお願いいたします。実質収支につきましましては、歳入総額、歳出総額差引18万3千円。同額が実質収支額になりまして、新町予算に引き継がれることとなります。以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長（田室博志） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長 続きまして、認定第9号平成16年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をさせていただきます。浄化槽特別会計は平成16年10月1日、砥部町浄化槽管理組合から引き継いだ特別会計でございますので、6ヵ月予算で3ヵ月決算となりまして、非常に変則的ではございますが、説明をさせていただきます。

まず、252ページ、253ページをご覧ください。歳入でございますが、1款事業収入として収入済額が1, 120万2, 250円。2款財産収入として0円。3款寄附金として1億2, 619万8, 332円。4款繰入金として0。5款諸収入として805万8, 764円でございます。歳入合計が1億4, 545万9, 346円でございます。続きまして歳出でございますが、254ページ、255ページをご覧ください。1款浄化槽点検管理費でございますが、支出済額が1, 602万4, 711円。2款諸支出金として1億419万8, 332円。3款予備費として0。歳出合計が1億2, 022万3, 043円でございます。歳入歳出差引残額でございますが、2, 523万6, 303円ございました。続きまして、最後のページ264ページをご覧ください。歳入総額

1億4,545万9千円。歳出総額1億2,022万3千円。歳入歳出差引額2,523万6千円。実質収支額2,523万6千円です。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 辻水道課長。

○水道課長 認定第10号平成16年度砥部町水道事業会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算書の1ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出でございますが、そのうち、収入についてご説明申し上げます。第1款上水道事業収益の決算額は2億5,532万5,127円でございます。内訳といたしまして、第1項営業収益の決算額は2億4,856万3,972円。第2項営業外収益でございますが、決算額は676万1,155円でございます。次に、第2款簡易水道事業収益につきましては、決算額は61万5,870円でございます。以上、収入の決算額につきましては、2億5,594万997円でございます。2ページをお願いいたします。支出でございますが、第1款上水道事業費用の決算額は2億757万2,027円でございます。内訳といたしまして、第1項営業費用の決算額は1億7,073万6,059円。第2項営業外費用の決算額は3,683万5,968円でございます。特別損失は支出いたしておりません。次に第2款簡易水道事業費用第1項営業費用の決算額は211万4,392円でございます。支出の決算額は2億968万6,419円でございます。次に資本的収入及び支出のうち、まず収入でございますが、第1款上水道資本的収入の決算額は290万3,470円でございます。内訳といたしまして、第1項負担金は0でございます。これは例年3月末の精算納入ということで、一般会計からの繰入金ですがこの時点では0でございます。第2項工事負担金が290万3,470円でございます。4ページをお願いいたします。支出でございますが、第1款上水道資本的支出の決算額は、6,669万4,096円でございます。内訳といたしまして、第1項建設改良費の決算額は3,603万6,504円でございます。第2項企業債償還金は3,065万7,592円でございます。以上、決算額は6,669万4,096円でございます。なおここで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,379万1千円につきましては、資本的収支調整額140万5千円、減債積立金取崩額1千万円、建設改良積立金取崩額3千万円、過年度分損益勘定留保資金2,238万6千円で補填いたしましたところでございます。次に平成16年度の砥部町水道事業損益について5ページをご覧ください。まず、営業収益は2億3,731万4,136円ございまして、この収益に対する費用の合計は1億6,935万88円でございますので、差引営業利益は6,796万4,048円でございます。次に営業外収益は644万3,250円ございまして、これの収益に対する営業外費用が2,975万7,268円でございますので、営業外収支は2,331万4,018円の赤字となります。このため、経常利益並びに当年度純利益は、営業利益から2,331万4,018円を差し引いた4,465万30円となります。また、前年度の繰越利益剰余金が1,201万1,201円ございましたので、当年度未処分利益剰余金は5,666万1,231円でございます。この金額につきましては、新年度の方に繰越とさせていただきます。以上で説明を

終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 本日の会議時間は議事の都合によって延長します。ここでしばらく休憩をいたします。再開は午後5時5分の予定です。

午後 4時50分 休憩

午後 5時 4分 再開

○議長（田室博志） 再開をします。佐川収入役。

○収入 それでは認定第11号平成16年度広田村一般会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げます。広田村の決算書の1ページをお開きください。まず、歳入でございますけれども、1の村税といたしまして収入済額5,328万2,459円。2の地方譲与税2,256万9千円。3の利子割交付金46万5千円。4の配当割交付金7万1千円。5の株式等譲渡所得割交付金0。6地方消費税交付金802万7千円。7自動車取得税交付金914万4千円。8地方特例交付金173万8千円。9款地方交付税6億6,339万4千円。11款分担金及び負担金547万9,315円。使用料及び手数料1,001万1,197円。13の国庫支出金528万2千円。14県支出金474万8,130円。15の財産収入683万5,475円。17繰入金2,965万681円。18の繰越金1億5,573万5,632円。5ページをお願いします。19の諸収入1,693万4,136円。20の村債でございますが600万円。歳入合計9億9,936万7,025円。次のページをお願いいたします。歳出でございますけれども、これにつきましても支出済額の説明をさせていただきます。1の議会費でございますが、3,328万7,161円。2の総務費で1億9,820万9,218円。3の民生費で1億4,658万617円。4の衛生費で1億4,474万9,447円。6農林水産業費9,407万5,058円。7の商工費1,221万1,378円。8の土木費4,357万7,499円。次のページ、9の消防費6,103万7,101円。10の教育費1億2,000万2,924円。11の災害復旧費983万4,161円。12の公債費1億3,354万5,056円。14の予備費は0でございます。歳出合計9億9,710万9,620円となっております。113ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額9億9,936万7千円。歳出総額9億9,711万円。差引額225万7千円。実質収支額225万7千円。この金額につきましては、新の砥部町へ引き継がれております。次のページをお開きください。財産に関する調書でございますが、115ページの一番下から4行目のところに、グリーンキーパー器具倉庫1,452㎡の増でございますけれども、これは森林組合の土地を借りておったものを買収をしたものでございます。117ページをお開きください。失礼します。116ページの建物の欄でございますけれども、115ページのちょうど右の端のところ、木造のところ、その他の施設で14㎡増えておりますけれども、ここは玉谷地区へ保育園児の送り迎えのための待合所を新設したものでございます。117ページへお進み下さい。9の広田村におきましては、村有林をたくさん所有いた

しております。その山林の場所ごとの財につきまして、詳細に記しているものでございます。これの合計、総計でございますので、119ページをお開きください。119ページの一番下の表でございますけれども、村有林の場所と面積を示しております。まず、場所でございますけれども、高市にあります樽山というところで25.05ヘクタール。同じく高市の大仙が6.26ヘクタール。仙波にありますバンドが3.01ヘクタール。仙波にあります神の森が10.61ヘクタール。篠谷、満穂にございますが、6.24ヘクタール。上尾、満穂にございますが、9.74ヘクタール。村有林の合計が60.91ヘクタールでございます。120ページの下の方の表をご覧ください。まず、一番左のところに成長量というところがありますが、年のトン数を書いておりますけれども、一番下のところで1年間に材がどれくらい太ったかということを書いております。314m<sup>3</sup>1年間に材が太ったという合計を示しております。それで、右の方の表を見ていただきますと、15年の材積と書いておりますところの合計が1万4,674m<sup>3</sup>とありますけれども、これに成長量の314m<sup>3</sup>を足しますと、16年の材積の一番下1万4,988m<sup>3</sup>が広田村の旧の広田村の村有林にあるということでございます。次のページをお開きください。財産に関する調書でございますけれども、まず基金でございますが、財政調整基金が1億6,201万6千円。減債基金が4,507万6千円。ふるさと基金が200万円の減で1億6,305万9,500円。老人福祉施設基金につきましては、30万円のマイナスで0。尾沢文庫設置基金につきましては、181万5,428円減の0。土地開発基金につきましては、1,053万5,253円の減で5,975万5,819円。奨学資金の貸付の基金が3,071万2千円。これにつきましては、貸付残高と貸付額の合計になっております。地域福祉基金が1,500万円の減で8,358万6,380円。ふるさと水と土保全基金が1,023万5,536円。国保事業財政調整基金が1,700万円の取り崩しで、4,040万667円。国保診療所運営基金が13万4千円の減で0となっております。合計いたしまして4,678万4,681円の減で、残が5億9,484万1,902円となっております。右の122ページをご覧ください。真中のところに、ここ有価証券がございますが、有限会社広田村産業開発公社へ490万円の出資をしております。その下に株式会社グリーンキーパーへ1億円の出資をしております。以上で、広田の決算書の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 上岡広田支所長。

○広田支所長 認定第12号平成16年度広田村国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算の説明を申し上げます。決算書のページで124ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款国民健康保険税収入額の欄でございますが、1,726万6,400円。2款使用料及び手数料0でございます。3款国庫支出金3,356万9千円。4款療養給付費交付金857万1,565円。5款県支出金35万2,212円。6款連合会支出金0でございます。7款共同事業交付金303万1,296円。8款財産収入0でございます。9款繰入金2,620万円。10款繰越金1,240万3,687円。次のページをお願いします。11款諸収入0でございます。歳入合計は1億

139万4,160円。次のページをお願いします。歳出でございますが、1款総務費572万2,247円。2款保険給付費6,402万6,325円。3款老人保健拠出金2,391万8,919円。4款介護納付金404万8,851円。5款共同事業拠出金211万3,275円。6款保健事業費28万5,938円。8款公債費0でございます。次のページをお願いします。9款諸支出金0でございます。10款予備費0でございます。歳出合計は支出済額でございますが、1億11万5,555円でございます。154ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が1億139万4千円。歳出総額は1億11万6千円。歳入歳出差引が127万8千円。実質収支額も127万8千円でございます。次に平成16年度広田村国民健康保険事業特別会計施設勘定の歳入の説明でございますが、155ページをお願いいたします。1款診療収入5,158万4,253円。3款使用料及び手数料30万6,700円。8款繰入金2,924万750円。9款繰越金1,891万6,034円。10款諸収入10万6,173円。歳入の合計は1億15万3,910円。次のページをお願いします。歳出でございますが、1款総務費5,652万7,602円。2款医業費4,160万3,596円。7款予備費0でございます。175ページをお願いいたします。実質収支に関する調書。1.歳入総額が1億15万4千円。2.歳出総額が9,813万1千円。歳入歳出差引は202万3千円。実質収支額も同額の202万3千円でございます。次に、平成16年度広田村老人保健特別会計歳入歳出決算の内容でございますが、176ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、1款支払基金交付金9,316万2,300円。2款国庫支出金4,528万7千円。3款県支出金901万8,735円。4款繰入金470万円。5款繰越金5万6,896円。6款諸収入477万8,136円。歳入の合計が1億5,700万3,067円。次のページをお願いします。歳出でございますが、1款総務費29万7,002円。2款医療諸費1億5,544万5,107円。3款諸支出金122万1,866円。4款予備費0でございます。歳出の合計が1億5,696万3,975円となっております。188ページをお願いいたします。実質収支に関する調書。1.歳入総額は1億5,700万3千円。2.歳出総額は1億5,696万4千円。歳入歳出差引額が3万9千円。実質収支も3万9千円となっております。次に平成16年度広田村簡易水道特別会計歳入歳出の決算でございます。歳入でございますが、189ページをお願いいたします。1款使用料及び手数料481万7千円。4款繰入金121万5千円。5款繰越金1,199万8,483円。6款諸収入1万5,500円。歳入の合計が1,804万5,983円となっております。次のページをお願いします。歳出でございますが、1款衛生費146万5,601円。2款公債費263万9,549円。3款予備費は0でございます。歳出の合計が410万5,150円でございます。197ページをお願いいたします。実質収支に関する調書。1.歳入総額が1,804万6千円。2.歳出総額は410万5千円。歳入歳出差引額が1,394万1千円でございます。実質収支額につきましても1,394万1千円となっております。次に198ページをお願いいたします。平成16年度広田村農業集落排水特別会計歳入歳出決算書でございますが、まず、歳入、1款使用料及

び手数料214万9,520円。3款国庫支出金0でございます。4款県支出金も0でございます。5款繰入金4,500万円。6款繰越金159万8,419円。村債は0でございます。歳入の合計が4,874万7,939円でございます。次のページをお願いいたします。歳出でございますが、1款事業費4,299万3,109円。2款公債費503万3,500円。3款予備費は0でございます。歳出の合計が4,802万6,609円でございます。210ページをお願いいたします。実質収支に関する調書。1.歳入総額が4,874万8千円。2.歳出総額が4,802万7千円。歳入歳出差引額が72万1千円。5の実質収支額も72万1千円でございます。次に211ページをお願いいたします。平成16年度広田村介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、事業勘定から説明をいたします。1款保険料2,065万4,600円。2款使用料及び手数料は0でございます。3款国庫支出金3,274万7千円。4款支払基金交付金3,415万1千円。5款県支出金1,188万8,247円。6款財産収入は0でございます。7款繰入金3,100万1,002円。8款繰越金701万7,202円。9款諸収入は0でございます。歳入の合計は1億3,745万9,051円となっております。215ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費521万8,337円。2款保険給付費1億873万3,060円。3款財政安定化基金拠出金13万9,475円。4款基金積立金297万2円。5款公債費0でございます。6款諸支出金265万7,095円。7款予備費0でございます。歳出の合計が1億1,971万7,969円となっております。237ページをお願いします。実質収支に関する調書。1.歳入総額が1億3,745万9千円。2.歳出総額は1億1,971万8千円。3.歳入歳出差引額が1,774万1千円。5.実質収支額も1,774万1千円でございます。次に介護サービス事業勘定でございますが、238ページをお願いいたします。1款介護サービス収入1,494万1,990円。2款繰入金650万円。3款繰越金20万8,632円。4款諸収入は0でございます。歳入の合計が2,165万622円となっております。次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費266万4,126円。2款サービス事業費1,667万4千円。3款予備費は0でございます。歳出の合計が1,933万8,126円でございます。246ページをお願いいたします。実質収支に関する調書。1.歳入総額2,165万1千円。2.歳出総額1,933万8千円。3.歳入歳出差引額231万3千円。5.実質収支額231万3千円。以上で、認定第12号から認定第18号の説明を終わります。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長(田室博志) ここで決算審査の報告を山本監査委員が行います。山本監査委員。山本典男君。

○監査委員(山本典男) 決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されました、合併に伴う打ち切り決算となりました、平成16年度旧砥部町及び旧広田村の一般会計・各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算について、大西容介監査委員とともに、去る5月16日・17日・18日の3日間、決算審査を実施いたしました。審査

にあたっては、歳入歳出決算書と関係帳簿・証書類の照合確認を行い、各担当課長より予算執行の状況、事務事業の実績等の説明を求め、予算執行状況の適否について審査しました。審査の結果、各会計の決算は、いずれも計数的には正確であり、適性妥当であると認められました。なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書により、ご了承をいただきたいと存じます。これで、決算審査の報告を終わります。

○議長（田室博志） これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） いま、監査、山本委員さんから良好やったという報告があったんですが、あの歳入の3ページ、4ページ。広田村の決算の3ページ、4ページの分担金及び負担金で調定額が私の本では659万5,315円と収入済額も644万2,315円、比較が423万3,685円となっております。隣の人を見ますと563万2,315円、収入済額が547万9,315円、収入額の比較が519万6,685円となっておりますが、どちらが数字が正解で、ちょっと私たちも疑問に感じるんですが。張り忘れがあったんやったら、張り忘れがあったと。

○議長（田室博志） 佐川収入役。

○収入役 栗林議員さんのご質問にお答えいたします。11款の分担金及び負担金につきましては、訂正がございまして、訂正をしたんでございますけれども、どうも栗林議員さんの決算書につきましては、訂正漏れがあったというふうなことで、誠に申し訳ございません。お詫びをいたします。数字につきましては、調定額が563万2,315円、収入済額が547万9,315円、差引が519万6,685円の数字でございます。よろしく願いいたします。

○議長（田室博志） 栗林君。

○9番（栗林政伸） これ、いまいうたん私一人ですか。みんな貼っとな。新しん持ってきてください。お願いします。

○議長（田室博志） 他にありませんでしょうか。

【質疑なし】

○議長（田室博志） 質疑を終わります。

おはかりします。認定第1号から認定第18号までの旧砥部町及び旧広田村平成16年度歳入歳出決算認定に関する18件については、委員会条例第6条の規定により、17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第18号までの18件については、17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。委員会の審査報告は9月定例会において委員長よりお願いします。

おはかりします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において 山口元之君、政岡洋三郎君、西岡

章一君、土居美智子君、中村茂君、西村良彰君、井上洋一君、樋口泰幸君、栗林政伸君、土居英昭君、宮内光久君、大野和博君、中島博志君、田室博志君、平岡文男君、玉井啓補君、三谷喜好君。以上17名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました17人の方を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。ここでしばらく休憩をいたします。休憩時間を利用して、決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。

午後 5時32分 休憩

午後 5時43分 再開

○議長（田室博志） 再開をします。互選結果の報告をします。休憩中に決算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。決算特別委員会委員長に三谷喜好君、副委員長に井上洋一君が互選された旨の報告がありました。今後、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午後 5時44分 散会

平成17年第2回定例会（第2日） 会議録

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                      | 平成17年6月10日                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                          |
| 招集場所                                                       | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                          |
| 開 会                                                        | 平成17年6月10日 午後1時 議長宣告                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                          |
| 応招議員                                                       | 1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一<br>4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰<br>7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸<br>10番 土居英昭      11番 宮内光久      12番 大野和博<br>13番 中島博志      14番 田室博志      15番 平岡文男<br>16番 山本典男      17番 玉井啓補      18番 三谷喜好 |                                                                                                                                          |
| 不応招議員                                                      | なし                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                          |
| 出席議員                                                       | 出席議員は、応招議員の18名                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                          |
| 欠席議員                                                       | なし                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                          |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職、<br>氏名 | 町 長 中村剛志<br>収入役 佐川秀紀<br>総務課長 明賀 徹<br>監理財政課長 松下行吉<br>住民サービス課長 丸本正和<br>生きがい推進課長 松村昇二<br>学校教育課長 大西 潤<br>広田支所長 上岡洋一<br>商工観光課長 西崎 悟<br>建設課長 萬代喜正<br>水道課長 辻 充則                                                                                       | 助 役 柳田 穂<br>教育長 佐野弘明<br>企画課長 藤田正純<br>税務課長 相田由紀夫<br>民生こども課長 正岡修平<br>健康づくり課長 佐野恵美<br>生涯学習課長 大野哲郎<br>環境保全課長 日浦昭二<br>農林課長 大内久利<br>下水道課長 東岡秀樹 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                         | 議会事務局長 原 田 公 夫                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                          |
| 会議録署名                                                      | 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                          |
| 議員の指名                                                      | 5 番 中 村 茂      6 番 西 村 良 彰                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                          |

平成17年第2回砥部町議会定例会  
平成17年6月10日(金)  
午後1時00分開会

議長(田室博志) これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第74号 砥部町過疎地域自立促進計画の策定について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(田室博志) 日程第1議案第74号砥部町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(玉井啓補) 総務文教常任委員会の審査ご報告を申し上げます。去る6月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第74号砥部町過疎地域自立促進計画の策定について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の計画の策定は、時限立法である過疎自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、平成22年3月までの5年間について、砥部町の過疎地域である広田地区において総合的かつ計画的な対策を実施し、地域の自立促進をはかり、住民福祉の向上など地域格差を是正するための計画を策定するものであります。よって、議案第74号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長(田室博志) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(田室博志) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長(田室博志) 討論なしと認めます。  
議案第74号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。よって議案第74号砥部町過疎地域自立促進計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第75号 砥部町環境審議会条例  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(田室博志) 日程第2議案第75号砥部町環境審議会条例についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。去る6月6日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第75号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第75号砥部町環境審議会条例の制定については、環境基本法第4

4条の規定に基づき、町長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本事項を調査審議する審議会を設置するために、条例の制定を行なうものであります。また、附則において、環境審議会委員の報酬を規定しております。よって、議案第75号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。  
議案第75号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第75号砥部町環境審議会条例は、委員長報告のとおり可決されました。



### 日程第3 議案第76号 砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

#### （総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第3議案第76号砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。総務文教常任委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る6月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第76号砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。

この条例は、今年第1回砥部町議会定例会において制定されたところであります。地方公務員法第7条第4項の規定において、公平委員会の事務は他の地方公共団体の人事委員会に委託できるとされており、砥部町においても愛媛県に委託しているところであります。同法第8条第2項においては、人事委員会に報告義務と報告事項が定められており、砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条及び第5条はこの条文と規定内容が重複するため、今回削る改正を行うものであります。よって、議案第76号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第76号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第76号砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第4 議案第77号 損害賠償の額を定めることについて
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第4議案第77号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る6月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第77号損害賠償の額を定めることについて、審査の結果をご報告申し上げます。今回の損害賠償は、平成17年5月18日午後1時ごろ勤労青少年ホーム講習室の窓が強風のため開き、割れた窓ガラスが落下し、駐車場に停めてあった車両2台に損害を与えたもので、地方自治法第96条第1項第13号により施設破損事故による損害賠償の額を定めたものであります。よって、議案第77号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
【質疑なし】

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
【討論なし】

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。
議案第77号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第77号損害賠償の額を定めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第5 議案第78号 平成17年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第79号 平成17年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第1号）  
(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第5議案第78号及び日程第6議案第79号の平成17年度補正予算に関する2件を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る6月6日の本会議におきまし

て、厚生常任委員会に付託されました、議案第78号及び議案第79号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第78号平成17年度砥部町一般会計補正予算(第1号)のうち当委員会に所管する項目については、社会福祉総務費では、町遺族会等への補助金53万1千円を、障害者福祉費では、ふれあい手話教室事業費42万円、要約筆記奉仕員養成事業費16万円、手話奉仕員養成事業費15万3千円、身体障害者及び障害児への補装具給付事業費195万円、児童居宅生活支援費支給事業費150万円、障害者福祉活動補助金56万5千円を、老人福祉費では、介護予防地域活動支援事業費補助金4万円、長寿者記念品贈呈事業費増額159万7千円、とべ温泉行きバス運営事業費増額52万6千円、シルバー人材センター運営事業費補助金60万円、一部事務組合負担金300万円の減額を、老人福祉施設費では、管理委託料534万円の減額、国民年金費では、年金法改正による電算システム変更委託料138万6千円を、老人保健総務費では、老人保健特別会計への繰出金増額1,314万3千円を、社会福祉施設改修事業費では、改修工事費800万円を、女性活動推進費では、総務費の生活福祉推進費よりの組替による女性塾活動費16万4千円を、児童福祉総務費では、子育てつどいの広場消耗品10万円、宮内小放課後児童クラブ保育室工事費等350万円を、保育所費では、臨時雇賃金154万4千円、広田保育所の傷害保険料17万4千円、児童館費では、児童劇等委託料13万円を、母子衛生費では、母子連携会議費4万6千円、新生児訪問臨時雇賃金9万2千円を、健康づくり推進費では、健康づくり推進員の増加に伴い報償費3万円増額などを、それぞれ計上しております。議案第79号平成17年度砥部町老人保健特別会計補正予算(第1号)については、16年度の医療費等の清算に伴い社会保険診療報酬支払基金への償還金が発生したため、1,314万3千円の補正をするものであり、財源は、負担区分に基づき一般会計からの繰入金で賄っております。以上、議案第78号及び議案第79号の2議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(田室博志) 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。去る6月6日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第78号平成17年度砥部町一般会計補正予算(第1号)について、審査の結果をご報告申し上げます。当委員会に所管する項目については、総務費の生活福祉推進費では、上野区公園遊具移設及び高尾田南組緑地公園フェンス取替えの補助金37万4千円、集会所整備事業費で、さかえ区外7カ所の集会所整備事業費補助金640万1千円を、衛生費の環境衛生費では、環境審議会委員の報酬52万5千円、環境基本計画書印刷費66万6千円、環境基本計画アンケート郵送料20万8千円、環境基本計画書策定業務委託料693万円、玉谷専用水道水道管布設替工事費29万8千円、浄化槽設置費補助金28万2千円を、塵介処理費では、美化センター機器交換部品代及び交換手数料1,644万6千円、美化センター修繕料164万4千円、千里埋立処分場浸出液処理施設修繕料149万8千円を、簡易下水道維持費では、頭ノ向町管理汚水マンホール修繕料24万円を、労働費では、砥部地区勤労者協議会補助金20万円を、農林水産業費の農業振興費では、農業振興諸費17万6千円、青年農業者協議会育成事業費40万円、生活研究グループ育成事業費3万5千円、あいネットワーク育成事業費1万円、農業用廃プラスチック適正処理事業費40万円、有害鳥獣対策事業費283

万円、農業近代化資金利子補給費9千円、広田地区の産業祭り事業費166万円を、農地費では、国営造成施設管理体制整備促進費110万6千円、補助版リーザ運用業務委託料22万7千円、農道通谷線維持管理委託料49万4千円、松山南部地区農免農道計画変更負担金44万5千円、町単土地改良事業21件の補助金380万円、県単土地改良事業費400万円、資金借り換えによる県営砥部地区かんがい排水事業負担金1,569万5千円の減額を、果樹産地等総合整備事業費では、補助金281万円を、中山間地域等直接支払推進事業費では、システム使用料32万円を、林業費では、グリーンキーパー補助金1千万円を、水産費では、水産動植物増殖費補助金15万円を、商工費の商工業振興費では、商工業関係団体への補助金811万円、振興事業費19万6千円を、砥部焼振興費では、砥部焼のしおり印刷代46万2千円、工芸品展示会事業費補助金27万円を、観光費では、陶街道五十三次事業費505万3千円、旅費8万円を、陶芸創作館費では、臨時雇賃金100万8千円、作品郵送料112万5千円、作業室増設工事設計監理委託料50万円を、農村工芸体験館費では、陶芸指導謝礼8万7千円を、土木費の道路橋梁総務費では、道路台帳整備委託料231万円、道路維持費では、維持工事2件・舗装補修工事5件の工事請負費4,050万円を、広田9地区の道路維持管理補助金180万円を、道路新設改良費では、町道久保田深田線測量調査設計委託料270万円、宮内西代線建設工事費1,100万円を、砂防費では、原町C地区及び大南地区のがけ崩れ防災対策事業費488万円を、都市計画費では、都市計画総括図印刷代51万5千円を、住宅費では、公営住宅大南団地整備事業費2億5,132万1千円を、その他、財源組替を行っているがいずれも、必要経費の補正をするものであります。よって、議案第78号については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。なお、建設課から、全国で話題となっているガードレールの金属片問題について、本町では6月3日、4日と町道の調査をした結果、6カ所で7個発見されたとの報告がありました。また、水道課からは、最近の水状況について報告があり、また、第三セクターの問題について活発な意見が交わされましたことを、ご報告を申し上げまして、委員長報告を終わります。以上。

○議長（田室博志） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る6月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第78号平成17年度砥部町一般会計補正予算（第1号）について、審査の結果をご報告申し上げます。当委員会に所管する項目については、議会費では各常任委員会等の研修旅費等394万3千円を、総務費の一般管理費では地域審議会委員及び個人情報保護審議会委員報酬30万円を、広田支所ファイリング用品代等33万3千円を、例規データシステム使用料等28万2千円を、情報管理費では旧広田村電算システム運用管理業務費用等1,053万6千円を、防災諸費では、広田地区防災行政無線修繕費30万2千円、県防災行政無線管理負担金18万1千円を、国際交流事業費では海外研修事業費補助金等144万3千円を、地域活性化事業費では企画課所管による美と技の祭典費用198万2千円を、庁内LAN整備事業費では、本庁と広田支所等出先機関との一体的な行政事務推進のため、整備及び監理委託料5,829万7千円、パソコン等購入費355万4千円を、徴税費の税務総務費では土地情報システム・データ整備委託料79万8千円を、監査委員費では監査委員の研修旅費12万円を、消防費の常備消防費では、砥部出張所の高規格救急自動車への買い替えに係る負担金1,

005万2千円、非常備消防費では緊急情報一斉伝達サービスにかかる費用55万5千円、消防施設費では消防団用ホース購入費31万5千円を、教育費の教育総務費では、教育委員の研修旅費25万円、中学校教科書選定委員の報酬3万6千円を、小学校費では、砥部地区3小学校体育館の耐震診断業務委託料等759万3千円、宮内小学校体育倉庫新築及び旧校舎撤去工事費等1,715万3千円、6小学校の管理備品費102万1千円、砥部地区3小学校の教育振興備品購入費210万円、確かな学力定着向上調査研究事業費20万円、命の大切さを学ぶ体験活動推進事業費24万円を、中学校費では、砥部中学校の校舎・体育館耐震診断業務委託料等1,710万7千円、砥部中学校教育振興備品購入費150万円を、幼稚園費では、臨時雇い賃金や宮内幼稚園の排水管改修・防水工事等158万5千円を、社会教育総務費では、広田地区小・中学校の子育て学習支援事業委託料8万円、青少年ホーム利用者協議会補助金40万円を、公民館費では、中央公民館改修工事設計委託料325万8千円、外国青年招致事業費70万6千円、生涯学習公民館活動事業費109万9千円を、文化会館費では、会館自主事業委託料724万5千円を、図書館費では、図書等の購入費650万円を、保健体育総務費では、町民体育大会の費用63万3千円を、体育施設費では岩谷ロプール監視員賃金16万2千円、田ノ浦町民広場防球ネット修繕料10万円を、総合公園体育施設費では、防犯設備保守委託料15万8千円、バレーボール支柱購入費29万4千円を、学校給食管理費では、食缶の購入費50万2千円、焼物機及び汚水処理装置の修理費114万1千円を、その他財源組替や減額補正がありますが、いずれも必要経費の補正をするものであります。歳入については、地方交付税6千万円、負担金130万4千円、国庫支出金1億8,202万3千円、県支出金72万6千円、繰入金361万円、繰越金1億3,862万7千円、諸収入435万5千円、町債1億4,370万円となっております。債務負担行為については、旧広田村における電算管理費用が上げられています。よって、議案第78号については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行いません。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

討論、採決については1件ずつ行います。

議案第78号平成17年度砥部町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第78号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第78号平成17年度砥部町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第79号平成17年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第79号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第79号平成17年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時32分 再開

~~~~~  
日程第7 砥部町農業委員会委員の推薦について

(推薦、採決)

○議長（田室博志） 日程第7砥部町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。おはかりします。議会推薦の農業委員は、白形洋君、相原利雄君。以上の方を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議会推薦の農業委員は、白形洋君、相原利雄君。以上の方を推薦することに決定しました。

~~~~~  
日程第8 議員派遣の件について

(報告、採決)

○議長（田室博志） 日程第8議員派遣の件についてを議題とします。

おはかりします。議員派遣については、砥部町議会会議規則第119条の規定により、議員派遣の件のとおり派遣したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、派遣することに決定しました。

おはかりします。厚生常任委員長・産業建設常任委員長から、所管事項の調査研究について、閉会中の委員会研修の申し出がありました。委員会研修について説明を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） 厚生常任委員会の研修日程が決まりましたので、ご報告申し上げます。健康づくりなどの調査研究のため、8月17日から19日の間、茨城県太洋村他で委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしく願いいたします。

○議長（田室博志） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 産業建設常任委員会の研修日程が決まりましたのでご報告申し上げます。焼物振興とまちづくりについての調査研究のため6月27日から2

9日の間、愛知県瀬戸市で委員会研修を実施する予定であります。なお、農業施設等の視察ももっか交渉中でございますので、先方の都合もありますので、いろいろと交渉中でございます。これのご承認をよろしくお願いいたします。終わり。

○議長（田室博志） 厚生常任委員長・産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中に委員会研修を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、厚生常任委員長・産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の委員会研修を実施することに決定しました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長のごあいさつをお願いします。

○町長 閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、6日の本会議に始まり各常任委員会におきまして、連日に渡り終始熱心にご審議をいただきましたこと心から感謝を申し上げます。全議案を議決、承認くださいましたことに対しまして、重ねてお礼を申し上げます。承認いただきました予算につきましては、町民の皆様の福祉の増進のために、高いコスト意識を持って大切に執行をさせていただきます。会期中、議員の皆様からご指摘やご提案いただきましたことは、今後の町政運営に反映するよう努めてまいり所存でございますので、一層のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。いよいよ梅雨の季節を向かえ、暑さも厳しさを増してきます。議員の皆様には、お体をご自愛の上、町政の進展、地域の発展に一層ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田室博志） 以上をもって、平成17年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

午後 2時38分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員